

令和4年第3回大石田町議会定例会会議録

令和4年9月2日(金)大石田町議会定例会が、大石田町議場において招集された。

午 前 10 時 00 分 開 会 を 宣 す。

出席議員は次のとおり。

1 番	二藤部冬馬君	4 番	岡崎英和 君	7 番	大山二郎 君
2 番	今野雅信 君	5 番	村形昌一 君	9 番	齋藤公一 君
3 番	熊谷富太郎君	6 番	小玉 勇 君		

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	高橋慎一君	産業振興課	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	遠藤秀樹君
総務課長	土屋弘行君	建設課長	鈴木 太君
まちづくり推進課長	大沼進悟君	教育文化課長	小林基流君
町民税務課長 (兼)会計管理者	早坂勝弘君	総務課総務主幹	小玉大輔君
代表監査委員	奥山英夫君		

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	青藤 佳幸
議会事務局議会主査	有川 隼人

提出議案目録

- 報告第 1 号 令和3年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について
- 議案第 40 号 令和4年度大石田町一般会計補正予算(第2回)
- 議案第 42 号 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 議案第 42 号 令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 議案第 43 号 令和4年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 議案第 44 号 大石田町議会議員及び大石田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 45 号 大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46 号 大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47 号 大石田町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 4 号 大石田町教育委員会委員の任命について
- 認定第 1 号 令和3年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和3年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和3年度大石田町次年少子簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和3年度大石田町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和3年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 発議第 4 号 大石田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 【追加】
- 議案第 48 号 町道南通線無散水消雪道路改良工事請負契約の締結について

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

ただ今から、令和4年第3回大石田町議会定例会を開会いたします。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 芳賀 清 君であります。出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 熊谷 富太郎 君、

4番 岡崎 英和 君を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 今野 雅信 君。

1. 議会運営委員会委員長 今野 雅信 君。

おはようございます。

それでは、私のほうから議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、8月16日告示、本日招集されました本年第3回定例会の会期・議事運営等について、8月24日に議会運営委員会を開き、提出される案件及び町政一般に関する質問等を考慮し、慎重に協議した結果、第3回定例会は皆さんのお手元に配布している会期議事日程のとおりであります。

すなわち、本定例会は本日から9月13日までの12日間の会期とすることとし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、すなわち本日ではありますが、ただ今報告している会期の決定をいただき、諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では議長の諸般の報告ののち、一部事務組合議会の報告を組合の代表の議員からしていただきます。

次に、町長及び教育長より行政報告をしていただきます。

次に、議案の上程であります。本定例会に提出されている議案18件を一括して上程し、提出議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明をしていただきます。発議第4号については、私から提案理由の説明をいたします。

続いて、会計管理者より認定議案についての説明をしていただき、その後、代表監査委員から決算にかかる審査報告をしていただきます。

次に、決算関係の認定議案を専門的に審査するため、決算特別委員会を設置し、関係する認定議案7件を審査付託していただきます。

終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場において全員協議会を開催し、本定例会の議案説明をしていただきたい考えであります。

第2日目、9月3日、第3日目、9月4日は休会といたす考えであります。

第4日目、9月5日は引き続き全員協議会を開催したい考えであります。

第5日目、9月6日は午前10時開議、ただちに議案の審議をしていただきます。まず、報告第3号の質疑をしていただき、議案第40号から議案第47号について質疑、討論、表決をしていただきます。

同意第1号についての人事案件については、質疑、表決をしていただきます。

次に、発議第4号について、質疑、討論、表決を行い議案の審議を終結したい考えであります。その後、ただちに認定議案を審査するため決算特別委員会を開会していただき、委員長並びに副委員長の互選を行い、終了次第、散会する考えであります。

第6日目、9月7日は午前10時開議、5名の町政一般に関する質問を行い、一般質問が終結後、本会議を散会する考えであります。

第7日目、9月8日は午前10時開議、決算特別委員会に付託された認定議案7件について専門的に審査するために、課別審査を実施いたします。議会事務局及び総務課、出納室並びに町民税務課、まちづくり推進課所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第8日目、9月9日は午前10時開議、決算特別委員会課別審査を前日に引き続き開催していただきます。保健福祉課、産業振興課・農業委員会所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第9日目、9月10日、第10日目、9月11日は休会といたす考えであります。

第11日目、9月12日は午前10時開議、決算特別委員会課別審査を第8日目に引き続き開催していただきます。教育文化課、建設課所管の課別審査を行い、終了次第散会する考えであります。

第12日目、9月13日、すなわち最終日であります。午前10時開議、前日に引き続き決算特別委員会を開催していただき、付託議案7件についての総括審査を行い、質疑・討論・表決をしていただき、決算特別委員会を閉会したい考えであります。

その後、本会議を再開し、決算特別委員会からの審査結果についての報告を求め、質疑、討論、表決をしていただき、認定議案を議了し、本定例会の全日程を終了するという日程であります。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのお手元に配布してあります会期・議事日程のとおりであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和4年9月2日 大石田町議会運営委員会委員長 今野雅信。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告をいたします。

はじめに、議長の諸般の報告を申し上げます。去る、6月2日に山形県町村議会議長会臨時会が河北町で開催され、議長が出席しました。

内容の主なものとして、令和3年度収入支出決算、並びに各地方議長からの提出議題が審議されました。

次に、7月20日から22日にかけて、村山地方町村議会議長会正副議長行政視察研修に副議長とともに参加しました。熊本県球磨郡五木村では「定住支援の取り組み」福岡県三井郡大刀洗町では「議会活性化」について研修してまいりました。

次に、8月30日、31日に、岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会に参加し、3人の講師から「人工知能にどう向き合うか」「いま自治体議会に求めるもの、政策議会の資源と成果を考える」「日本政治の課題とゆくえ」の講演をいただき、研修を行ってまいりました。これで、議長の諸般の

報告を終わります。

次に、北村山公立病院組合議会第2回定例会に関する事項の報告を求めます。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

おはようございます。

令和4年7月19日に開催されました、北村山公立病院組合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。議案第10号から第11号まで上程され原案どおり可決、認定しております。主な内容としましては、「令和3年度北村山公立病院組合事業決算認定について」「北村山公立病院職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。詳しくは定例議会の資料を配布しておりますので、ご覧いただきたく思います。

以上、報告を終わります。

1. 議長(大山二郎君)

なお、令和4年第2回定例会以降における当議会の諸般の事業活動等については、お手元に配布しております印刷物のとおりでありますので、これをもってご了承願います。これをもって、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4. 行政報告を行います。町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

おはようございます。

本日、第3回定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中ご出席いただき、心からお礼を申し上げます。

さて、6月には1万5千人程度で推移していた全国の新型コロナウイルスの新規感染者数ですが、7月に入ると爆発的に増加し、8月19日には26万人を超えるなど、第6波を大きく超える感染者数を記録しています。

山形県内でも同様の状況になっており、6月には二桁台だった新規感染者数は、7月に入ると急増し、8月20日には1,999人を記録しております。

町内における感染者の総数は、8月31日現在で495人となっておりますが、そのうち335人が今年の7月以降の感染者数となっており、半数以上がここ2か月間で感染したことになります。

感染者数が増加すれば重症者数も増加することになりますので、重症化予防に効果のあるワクチン接種をはじめ、適切な感染対策の実施が重要であると考えております。

町民の皆さまには、改めて「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いするものであります。

このような状況の中、8月6日から22日にかけて熱戦が繰り広げられた「第104回全国高等学校野球選手権大会」において、当町出身の遠藤太胡選手が仙台育英ナインとして出場し、すばらしい活躍を見せ、チームの優勝に貢献されました。

仙台育英は東北勢として初めて深紅の優勝旗を手にしたわけですが、当町出身の遠藤選手がこの歴史的な快挙を成し遂げたチームの一員として活躍されたことは、町民に大きな感動と勇気を与えてくれました。遠藤選手のこれからの更なる活躍を期待したいと思います。

それでは、行政進捗状況等について申し上げます。

【総務課】関係です。

○違約金請求事件の控訴審についてであります。

8月31日、仙台高等裁判所において、町発注の工事に関する違約金請求事件の判決が言い渡されました。

判決内容は、第一審判決を支持し控訴を棄却するというもので、町の主張が認められなかったことは誠に残念であります。

本日、議員の皆様には判決内容の説明を行うこととしておりますので、ご意見をいただいたうえで今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○参議院議員通常選挙についてであります。

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が7月10日に執行されました。

当町における投票率は70.04%で、県全体の投票率を8.17ポイント上回る結果となりました。まら、期日前投票者は1,766人で、投票者数全体の約44%が期日前投票を行っております。

なお、この度の選挙から不在者投票の投票用紙請求がスマートフォンを使ってできるようになりました。申請にはマイナンバーカードによる認証が必要で、この度の選挙における申請は1件でありました。

○合同表彰式についてであります。

7月28日に令和4年度の合同表彰式を挙行了しました。

今年度は、奥山監査委員をはじめ、各分野において功績があった15名、2団体の方々が表彰を受けられております。

この度の表彰を受けられました皆様には、今後ともご指導ご支援をいただきたいと考えております。

○被災自治体への職員の派遣についてであります。

8月3日の大雨により被災した県内自治体から「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」に基づく応援要請があり、当町では川西町に5日間、延べ10人を派遣しております。派遣先での業務は災害廃棄物仮置き場での作業を行っております。

また、新型コロナウイルスへの対応により業務がひっ迫している村山保健所へも職員を派遣しております。

機関は8月6日から8月28日までの土日、祝日9日間で、延べ18人を派遣しており、自宅療養者への健康観察や疫学調査などの業務を行っております。

【まちづくり推進課】関係です。

○令和5年度町重要事業要望についてであります。

6月16日に村山総合支庁北村山地域振興局長へ、6月22日には県知事へ、それぞれ令和5年度町重要事業要望を大山議長とともに行ってまいりました。特別交付税による十分な財政支援の充実など、9項目にわたる重要事業の実現に向けて要望してまいりました。

○水防資器材操作講習会についてであります。

6月26日、7月31日の両日、町消防団員を対象とした「水防資器材操作講習会」を開催しました。排水ポンプや救命ボートの操作方法などを改めて確認を行い、8月4日の大雨の際には、確実な操作を行うことができた認識しております。

○大石田町・尾花沢市安全安心大会についてであります。

7月22日、大石田町・尾花沢市安全安心大会を開催し、同日から1か月間の“明るいやまがた”夏の安全県民運動に取り組んでおります。

大会では、ふたば横山保育園園児による決意表明に続き、参加者全員で大会宣言を確認しております。当日の午後には、キャラバン活動や店頭啓発活動を実施しました。

○農業インターンシップについてであります。

8月5日から7日までの3日間、初の試みとなる農業インターンシップ事業の第1回目を実施し、宮城県と東京都から2名の参加者を迎え、スイカの収穫作業などを体験していただきました。これは、今後の新規就農へつなげることを目的として企画した事業で、10月には稲刈りを中心とした内容で第2回目を計画しております。

【保健福祉課】関係です。

○新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

4回目のワクチン接種の状況であります。町医師会のご協力をいただき、現在順調に進んでいるところです。

全国的に感染拡大が続いている中での接種となっておりますので、接種率は約90%と高く、町民のワクチンへの期待が感じられます。

今後、オミクロン株に対応したワクチンの接種が計画されておりますので、町医師会と協議しながら着実に進めてまいりたいと考えております。

【産業振興課】関係です。

○農業関係についてであります。

最初にスイカの状況ですが、今年は7月中旬から出荷が始まり、7月下旬が最盛期となりました。全体的には糖度が高く、消費地の好天など販売環境が良かったことから、高値での販売となりましたが、6月低温の影響により数量が減少し、販売額は前年並みとなる見込みであります。

次に、水稻の生育状況です。

出穂は6月の低温の影響で平年より若干の遅れとなっておりますが、草丈、茎数は平年並みで推移しているようです。

これから登熟期を迎えますので、台風などの天候変動への対応など関係機関と連携し、品質低下を防ぐための技術指導に努めてまいりたいと考えております。

ソバは例年通り、7月下旬から8月上旬にかけて播種されております。8月3日から4日にかけての大雨により、一部圃場で出芽不良が見受けられますが、全体としては概ね良好に推移しているとのことであります。

刈り取りは10月中旬からになると思われまますので、刈り取り組合との調整など適期刈り取りに向け準備を整えてまいりたいと考えております。

○各種イベントについてであります。

7月30日と31日の2日間にわたり、スイカオーナー収穫イベントを開催しました。主に、県内と宮城県のオーナーとその家族約300人がイベントに参加し、待ちに待った収穫を楽しんでいました。

3年ぶりに開催した花火大会は、「町民花火大会」との名称に変更して町内4会場での打ち上げとなりました。各会場とも10分程度での打ち上げとなりましたが、約2万人の観客に大石田の花火を楽しんでいただけたものと思っております。

花火の打ち上げにご協賛いただいた事業者様に改めてお礼申し上げますとともに、お忙しい中ご協力をいただきましたまつり委員会委員の皆様へ感謝申し上げます。

次年度の花火大会が、より喜んでいただけるものになるよう、課題等を整理し対応してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、これまで同様のご協力をお願いいたします。

以上、6月定例会以降の主な案件について、ご報告させていただきました。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

おはようございます。

それでは、私から3点について報告させていただきます。1点目はスポーツ関係での活躍についてでございます。

先ほど町長からもありましたけれども、8月22日阪神甲子園球場で行われた第104回全国高等学校野球選手権大会決勝において、深紅の大優勝旗が白河の関を越え東北の地にやってきました。

104回という歴史上初めての快挙を成し遂げたのは、宮城県の仙台育英高校でありました。その中で主軸として活躍した 遠藤 太胡 君、全試合に出場し立派な成績を収めました。大石田中学校出身でございます。準決勝では3安打5打点の活躍を見せ、試合後のインタビューの凛としたすばらしい受け答えに感動した人も多かったのではないのでしょうか。甲子園通算でも18打数8安打7打点、これはあの舞台での活躍としてはすばらしいものだなと思っております。

今後、太胡君の帰町の予定に合わせて「優勝おめでとう会」を開催できればと考えております。

また、8月21日には第49回全日本中学校陸上競技選手権大会、男子1500m 決勝が行われ、大石田中学校3年の 保 芦 摩 比 呂 君が4位に入賞いたしました。1位から5位までが1秒以内に入るとい、そういう接戦でございました。3位とはわずか100分の4秒、そういう僅差で表彰台は逃しましたけれどもすばらしい走りでした。

ちなみに保芦君のベスト記録3分57秒57、これ1500mですけれども、これは昨年までの山形県中学校記録を上回るタイムでございます。

保芦摩比呂君は、10月の国体3000mで出場予定ということです。活躍を期待したいと思います。

また、国際大会では国士館大学大学院2年の 齋 藤 元 希 君がマデイラ2022世界パラ水泳選手権大会で8種目に出場し3つの日本新記録を樹立、400m自由形と混合4×100m自由形では、自身初の銅メダルを獲得する活躍を見せました。

その他にも、東北大会、インターハイさらには国際大会に出場する選手に激励金を交付しております。

インターハイには、陸上男子棒高跳び、山形中央高校2年 阿 部 龍 至 君、女子ソフトボール、鶴岡東高校3年 松 沢 も も さんと 2年 村 岡 柚 さん、ボクシングフライ級、山形南高校3年 石 山 朋 毅 君が出場しております。石山君はベスト8、第5位に入賞いたしました。さらに国際大会には、新潟大学3年の 柴 崎 愛 有 さんが、ポルトガルで開催されたオリエンテーリングジュニア世界選手権大会に出場いたしました。

このように、今年は中学生から大学生まで全国大会だけではなく、国際大会でも活躍する選手が増えており、町民に夢と感動そして地域及び町全体に大きな活力を与えていております。

2点目は二十歳を祝う会についてです。

今年の4月に民法が改正になり、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これは明治9年に太政官布告により、成人年齢が20歳と定められてから146年ぶりの改正となりました。このため、当町ではこれまでの「成人式」ではなく「二十歳を祝う会」の名称で開催いたしました。ここ2年間は新型コロナウイルスの影響により感染状況を見ながら1月や11月に開催しておりましたが、

ようやく3年ぶりに来賓、保護者の同席を得て8月15日に開催することができました。今年を対象者77名中62名の出席、約8割の出席を得てなないろホールにおいて挙行いたしました。

式典では、代表者による力強い誓いの言葉に頼もしさを感じました。式典後、恩師を迎えて二十歳の集いが開催され、参加者一人ひとりの近況報告、あるいはお笑い好きの参加者による漫才の披露などもあり大いに盛り上がり、旧友との再会に笑顔が溢れておりました。

最後に、令和4年度自主企画事業についてであります。

コロナ禍の影響はあるものの、今年度は現在までのところ三密を避け、体温測定、換気、手指消毒など、感染症対策を徹底しながら計画どおり実施してまいりました。

6月18日には長野県にある無言館を題材にした演劇「無言のまにまに」の公演、また7月9日には自主企画事業音楽公演「井上あずみ・ゆーゆ なないろコンサート」を開催いたしました。

今後の予定として、昨年度は開催中止となった「モッシュェやまがたおーいしだ盛り上げコンサート」を1月に、2月にはコメンテーター等でも活躍している青山学院大学駅伝部 原 晋 監督の講演会を開催する予定でございます。10月から始まる大学の3大駅伝、この結果がとても楽しみになりました。

今後のコロナウイルスの感染状況等もありますので、それを注視しながら事業の計画を進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって行政報告を終わります。

次に、議案の上程であります。

日程第5. 報告第3号から日程第22. 発議第4号まで、以上18件を一括して議題として上程いたします。

日程第23. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。

大石田町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ただいま上程になりました議案の大要についてご説明申し上げます。

報告第3号「令和3年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の財政構造上の体質を4つの指数で報告するものであります。

議案第40号「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第2回)」であります。

既決の予算に歳入支出それぞれ5億9,434万5,000円を追加して、予算総額62億2,163万7,000円とするものであります。

議案第41号「令和4年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ64万9,000円を追加して、予算総額8億995万8,000円とするものであります。

議案第42号「令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ202万4,000円を追加して、予算総額8,142万8,000円とするものであります。

議案第43号「令和4年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ1,150万を追加して、予算総額9億7,385万円とするもので

あります。

議案第44号「大石田町議会議員及び大石田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」であります。

公職選挙法の規定に基づき、町議会議員及び町長の選挙における公費負担の対象を拡大するため、提案するものであります。

議案第45号「大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

印鑑登録証明書のコンビニ交付実施に伴い、所要の改正が必要であるため提案するものであります。

議案第46号「大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

大石田町職員の特別休暇に係る規定を改正するため、提案するものであります。

議案第47号「大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

国家公務員の育児休業制度が改正されることに伴い、国に準拠し所要の改正が必要であるため提案するものであります。

同意第4号「大石田町教育委員会委員の任命について」であります。

大石田町教育委員会委員 鈴木善巧氏の任期が令和4年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を任命するため提案するものであります。

認定第1号「令和3年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和3年度大石田町国民健康保険特別会計歳入支出決算の認定について」

認定第3号「令和3年度大石田町次年度簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和3年度大石田町学校給食事業特別会計歳入支出決算の認定について」

認定第5号「令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「令和3年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

以上、令和3年度の7会計の歳入歳出決算の認定を求めるものであり、地方自治法の規定により提案いたしますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上、今定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細につきましては担当課長及び会計管理者から説明させますので、慎重にご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

私から補足説明をさせていただきます。

最初に申し上げておきますけれども、補正予算の議案につきましては、補正額及び総額につきましては町長が申し上げましたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。はじめに、議案目録の1ページをご覧ください。

報告第3号「令和3年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について」。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度大石田町の財政健全化判断比率について別紙のとおり報告をする。

令和3年度の決算が確定したことから、財政健全化法第3条の規定に基づき、4つの財政指標

を報告するものでございます。比率につきましては1枚めくっていただきまして3ページのとおりでありまして、いずれも早期健全化基準を下回っております。

続きまして、議案第40号についてご説明いたします。別冊の補正予算書をご覧ください。

議案第40号、1枚めくっていただきます。「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第2回)」であります。主な内容を申し上げます。歳入の1ページ、2ページをお開きください。

16款2項1目1節総務費補助金。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,410万円。新型コロナの感染拡大防止事業、また、感染拡大により影響を受けた住民等への支援事業費に充当する国庫補助金でございます。

続いて、下のほうになりますが、19款1項2目1節総務費寄附金。水と緑のふるさと大石田町応援寄附金として2億円の予算計上でございます。

次に、歳出について説明いたします。歳出の1ページ、2ページをお開きください

2款1項5目24節積立金1億3,500万円。これは前年度繰越金の2分の1以上を積立てしなければならないという地方財政法の規定に基づきまして、財政調整基金に積立てをするものでございます。

同じく、6目24節積立金2億円。寄附歳入と同額をふるさと応援基金に積立てするものであります。

続いて、3、4ページをご覧くださいと思います。

同じく、15目新型コロナウイルス感染症対応事業費。補正額で6,436万7,000円。感染症拡大防止対策や経済及び生活支援のための事業費であり、この中の18節中、原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金として3,700万円。農業生産資材高騰対策緊急支援事業補助金として920万円など、新規に追加した事業や当初予算からの組替えした事業費を掲載しております。

あと、第2表の地方債の補正があります。表紙からめくって3枚目にあります。これにつきましては、額が確定したことから臨時財政対策債の限度額を変更しておるところでございます。

では、続きまして、議案第41号についてご説明いたします。これも別冊になります。

議案第41号、1枚めくっていただきまして、「令和4年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)」であります。歳出の1ページ、2ページをお開きください。

6款2項1目12節、委託料として42万1,000円の増額でございます。高血圧予防教室を開催するための個別栄養接種分析検査、及び調理実習の業務委託料の補正予算であります。

続きまして、議案第42号についてご説明いたします。これも別冊になります。

議案第42号。これも1枚めくっていただきます。「令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)」であります。歳出の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

主な内容としましては、2款1項1目14節工事請負費202万4,000円の増額。岩ヶ袋・海谷地区農業集落排水施設の流量調整設備が経年劣化のため故障しましたので、その修繕工事をするための補正予算であります。

では、続いて、議案第43号についてご説明いたします。これも別冊になります。

議案第43号、1枚めくっていただきます。「令和4年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)」であります。歳出の1ページ、2ページをお開きください。

一番下のほうの、7款3項1目22節、返還金として1,124万円の増額。令和3年度の介護給付費負担金当の金額が確定した結果、国県支出金を返還する必要が生じたため、補正するものであります。

では、議案目録に戻っていただきまして5ページをご覧ください。

議案第44号「大石田町議会議員及び大石田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

大石田町議会議員及び大石田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

公職選挙法の一部が改正されまして、選挙運動の公費負担の対象が市と同様の範囲に拡大されました。立候補における環境改善を図るため選挙運動用自動車の使用、ビラの作成またポスターの作成を公費負担の対象にするために提案するものであります。

続いて、13ページをご覧ください。

議案第45号「大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

大石田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

住民票や印鑑証明書などのコンビニ交付サービスを導入すべく、現在準備を進めております。その中で、印鑑証明書のコンビニ交付の申請時にマイナンバーカードを使用することになりますので、印鑑登録書の提示が不要になります。そのようなことから、所要の改正が必要であるため提案するものであります。

続いて、17ページをご覧ください。

議案第46号「大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

男性職員の育児参加を促進するために、国家公務員と同様に育児休暇の取得できる期間を、産後8週間から産後1年というふうに拡大をするというふうな内容に改正するため、提案するものであります。

続いて、21ページをご覧ください。

議案第47号「大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

育児休業取得促進のために、育児休業を取得できる回数を分割して2回まで可能とするということ。また、出生後8週間以内に男性の育児休業が取得できるようにすることなど、国家公務員と同様の制度に改正するため、提案するものでございます。

続いて、29ページをお開きください。

同意第4号「大石田町教育委員会委員の任命について」

次の者を大石田町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求める。

同意を求める方は、氏名 鈴木 善 巧でございます。同氏は令和4年9月30日をもって任期が満了しますので、引き続き任命するため提案するものでございます。

続いて、31ページになりますが、認定第1号「令和3年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、43ページの認定第7号「令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでありますが、これは会計管理者からの説明に代えさせていただきます。私からは、以上、17案件の補足説明をさせていただきます。よろしくお願ひいた

します。

1. 議長(大山二郎君)

次に、発議第4号について提出者より提案理由の説明を求めます。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは、私から発議第4号の説明をさせていただきます。

発議第4号「大石田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

提案理由

地方自治法の改正により常任委員会等にも議案提出権が認められることとなったため、委員会提出議案について規定をするものであります。

この件に関しましては、前々の定例会から協議してきた案件であり、本定例会においてお諮りしたい考えであります。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

日程第24. 会計管理者より認定議案についての説明を求めます。会計管理者 早坂勝弘君。

1. 会計管理者(早坂勝弘君)

それでは、私のほうから本定例会に上程になりました、令和3年度大石田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の状況についてご説明申し上げます。

はじめに、認定第1号「令和3年度大石田町一般会計の決算」は、歳入総額63億600万6,509円、歳出総額60億2,019万8,168円、歳入歳出差引額2億8,580万8,341円となっております。

歳入歳出差引額2億8,580万8,341円は、令和4年度一般会計へ繰越しをしております。

歳入歳出それぞれの総額を前年度と比較しますと、歳入では、令和2年度より5億5,606万8,941円少なく、8.1%の減となっております。款別による歳入を前年度と比較してみますと、第12款地方交付税、第18款財産収入等が増加した一方で、第1款町税、第14款分担金及び負担金、第16款国庫支出金、第17款県支出金、第20款繰入金等が減少しております。

歳出では、令和2年度より5億5,306万9,779円少なく8.4%の減となっております。款別による歳出を対前年度比で見ますと、第3款民生費、第4款衛生費、第8款土木費等が増加した一方で、第2款総務費、第6款農林水産業費、第11款災害復旧費等が減少しております。

令和3年度における実質収支額は、歳入歳出差引額2億8,580万9,000円から翌年度繰越財源1,662万9,000円を差し引いた2億6,918万円となっております。

また、単年度収支につきましては、令和3年度の実質収支額2億6,918万円から令和2年度の実質収支額1億1,722万9,000円を差し引いたもので、その額は1億5,195万1,000円の黒字となっております。

一般会計から他会計への繰出につきましては、6つの全特別会計へ繰出を行っており、その総額は3億2,895万4,713円となっております。令和2年度決算における繰出額3億3,992万1,094円に対し、1,132万6,381円減少しております。

各種基金につきましては、出納整理期間の適用はなく、3月末日をもって当該年度の運用を終了し、決算書283ページから285ページに記載のとおり、基金の整理を行っております。

続きまして、一般会計歳出の科目別予算に対する執行率は表のとおりとなっております。翌年度繰越額のある第2款総務費、第8款土木費等を除いたほとんどの款で95%を超えており、合計では92.09%の執行率となっております。

続きまして、認定第2号「令和3年度大石田町国民健康保険特別会計の決算」は、歳入総額8億8,704万2,429円、歳出総額8億339万3,566円、歳入歳出差引額8,364万8,927円となっております。

歳入歳出差引額8,364万8,927円は、令和4年度大石田町国民健康保険特別会計へ繰越しをしております。

続きまして、認定第3号「令和3年度大石田町次子簡易水道特別会計決算」は、歳入総額701万8,336円、歳出総額701万8,314円、歳入支出差引額22円となっております。

歳入歳出差引額22円は、令和4年度大石田町次子簡易水道特別会計へ繰越しをしております。

続きまして、認定第4号「令和3年度大石田町学校給食事業特別会計決算」は、歳入総額8,286万1,090円、歳出総額8,286万1,090円、歳入歳出差引額0円となっております。

続きまして、認定第5号「令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額1億1,786万1,957円、歳出総額1億935万6,284円、歳入歳出差引額850万5,673円となっております。

歳入歳出差引額850万5,673円は、令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計へ繰越しをしております。

続きまして、認定第6号「令和3年度大石田町介護保険特別会計決算」は、歳入総額9億6,963万272円、歳出総額9億2,793万567円、歳入歳出差引額4,169万9,705円となっております。

歳入歳出差引額4,169万9,705円は、令和4年度大石田町介護保険特別会計へ繰越しをしております。

続きまして、認定第7号「令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額9,685万6,577円、歳出総額9,683万1,703円、歳入歳出差引額2万4,874円となっております。

歳入歳出差引額2万4,874円は、令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計へ繰越しをしております。

以上、認定第1号から認定第7号まで、令和3年度大石田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の状況であります。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、認定議案についての会計管理者の説明を終わります。

日程第25. 決算について監査委員の審査報告を求めます。

大石田町代表監査委員 奥山英夫君。

1. 代表監査委員(奥山英夫君)

それでは、審査意見を申し上げます。

令和3年度大石田町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の概要

1. 審査の対象

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりである。

(1) 令和3年度大石田町一般会計歳入歳出決算

(2) 令和3年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

(3) 令和3年度大石田町次子簡易水道特別会計歳入歳出決算

- (4) 令和3年度大石田町学校給食事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和3年度大石田町各会計決算付属書類
- (9) 令和3年度大石田町各基金の運用状況を示す書類

2. 審査の期間

令和4年7月26日から令和4年8月10日まで

3. 審査の方法

この決算審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び各基金運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか等のほか、下記の事項に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続きを実施した。

- (1) 決算の計数が関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符合しているか。
- (2) 事務及び事業が目的達成に向けて、より効率的に執行されているか。
- (3) 予算の執行が適正かつ合理的に行われているか。
- (4) 財産の管理、取得及び処分が適正に行われているか。
- (5) 基金の運用が適正で確実にされているか。

第2 審査の結果

審査に付された令和3年度一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められる。

以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、決算審査についての監査委員の審査報告を終わります。

日程第26. 決算特別委員会の設置を議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの認定議案7件については、議長を除く8人で構成する決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、認定議案の審査をすることに決定しました。

日程第27. 認定議案の審査付託であります。

ただ今、設置されました決算特別委員会に認定第1号から認定第7号まで、以上7件を一括して付託の上、審査していただくことにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの認定議案7件は、決算特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

散会 午前 11 時 09 分

第5日目 令和4年9月6日(火) 本会議午前10時 開議

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 芳賀 清君であります。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。議案の審議を行います。

日程第1. 報告第3号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号「令和3年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第2. 議案第40号を議題といたします。

なお、予算に関する質問は、質問の内容及び答弁を明確にするために、予算書のページ、款・項・目等を付して質問していただきますようお願いいたします。ご質疑のある方の発言を許します。

2番 今野 雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは、議案第40号歳入の1、2ページ。

16款1項2目1節衛生費国庫負担金、新型コロナワクチン接種対策費負担金802万1,000円。こちら全員協議会のほうで5回目のワクチン接種の予算ということで、おそらくオミクロン株対応の新ワクチンになるのではということで、本日説明を受けるというお話でした。新ワクチンと従来ワクチンと混在するようになるわけですが、そういった違いの説明を今後、町、町民に知らせていく必要があると思うんですが、そのへんどのようにお考えかお聞かせください。

歳出3、4ページ。2款1項15目14節、工事請負費331万5,000円。この中の温泉施設等抗菌コーティング工事110万円。全協で効果の期間は約1年というふうに伺いました。コロナ交付金が出てるとということで抗菌コーティングするようですが、温泉施設ということもあり、やっぱり交付金がなくても抗菌コーティング1年置きということになるかもしれないんですが、やっていくべきだと思うんですが、そのへんのお考えをお聞かせください。

歳出3、4ページ。2款1項15目18節、負担金、補助及び交付金の中の新そばまつり感染症対策事業補助金50万。全協で10月29、30と感染対策を万全にして、各日700名ずつの完全予約制にして開催したいという説明がありました。やっぱりそばまつりの宣伝もすると思うので、当日ポツと来られるお客様も出てくるのではないかなと思うんですが、そのへんに対してどういうふうに対応するのか、もし何かありましたらお聞かせください。以上、3点お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

ワクチンの違いによる周知についてお答えいたします。昨日、全協でもお話ししましたが、今日、午後から国交省のほうから説明があります。5回目の接種時期についても説明があるかと思えます。先週の土曜日で65歳以上終わりました、今月の後半に60歳から64歳、あとは基礎疾患の方の4回目が行われます。その後また追加接種のほうも予定してございます。4回目接種、5回目接種の違い等々、あとは日にちできちんと区分けをしながら町民の方には周知をしていきたいというふうに考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今はやっぱりコロナ交付金もあるというようなこと、あとは、もともとそういったことは抗菌対策っていうのは、ほぼほぼ清掃で済ませていたのかなと思いますし、そのへんは徹底しながら、対策もしながらかと思えますけれども、ゆくゆくやっぱりコロナ、あるいはまた違った形のウイルスなどなど発生する場合がありますので、随時そのへんは対応しながら、そういったコーティングがいいのかあるいは掃除を徹底するのかなというのは、随時その場で考えていければと思います。

あと、新そばまつりの当日ということかと思えますけれども、そのへんは決め方次第で、完全予約制であるというのであれば完全予約になるのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

新型コロナワクチンのほうは先ほどあの課長の答弁にもありましたけど、高齢者と基礎疾患の方は4回目見通しがあるということですが、それ以外の健全な12歳以上の方もやっぱり接種を希望する人がいると思うんですが、そのへんの見通しはどのようになっているのか、もし何もなければいいんですけど、わかる範囲でもしありましたら教えてください

また、交付金のほうですが、今回の補正で抗菌コーティング工事、庁舎と虹のプラザも抗菌コーティングするというふうに予算立てなってますが、保育園とか学校なんかもやっぱり抗菌コーティングしておいたほうがいいのかというふうに考えるんですけど、保育園のほうは先生方がスプレーとか使ってこう除菌をしているというお話でしたが、そういったところのもこう今後活用していくべきかなと思いますけど、そのへんのお考えをお聞かせください。

そばまつりですが、例年ですと出店なんかもしたり、余興なんかもししておそばを待ってるお客さんの時間を有効に活用するために行ってきたわけですが、今回はその出店とか余興みたいなものをどの程度まで考えているのか、もしありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

学校であったり保育園というのは、不特定の人が来ないというようなことで当初のほうはなかなか進まなかった部分がありまして、公共性のある体育館であったりとか、そういった部分は随時やってきたのかなと思いますし、そのへんの考え方は変えるべきなのか、これまでどおり徹底して除菌などやっていくのかというのは、たぶん公社のほうになるのかなと思います。

あとあのそばまつりの件は、そばの里振興会の役員会をこの間あって、今度総会に向けて、役員会のことが全てではなく、やっぱりあのまつりとなってやるわけですので、そのへんは個人的には賑やかなイベントにできればと私は思っています。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

ワクチン接種の件についてであります。9月後半と10月1日で60歳以上、60から64歳、基礎疾患が終わります。5回目接種については、詳細については今日説明がありますが、2回接種を終わった方が5回目の接種の対象ということでありますので、まだ2回目打ってない、まだ初めて打ちたいという方もおるかと思えます。そのへんについては、医師会とも協議をさせていただきまして、10月の後半と11月に予備ということで今予定をしているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

ワクチン接種は今のところ国費で賄われているわけですが、その今やっぱり高齢者と基礎疾患の方を優先としてやっていて、打ちたくても打てない人がまだいるのかな、様子見てる人もいらっしやると思うんですが、そういった人たちが打てるような環境づくりも必要になってくると思いますので、そのへんの対応お願いしたいと思います。

抗菌コーティング、不特定多数の人が来るところじゃないというお話でわかってはいるんですが、やっぱり今保育園とかマスクを着けずにこう活動しているというお話も伺いましたので、やっぱりそういった子どもたちというのは、なかなか新生活様式をこう守るとするのが難しい年齢でもありますし、小学生はある程度、小中学生はある程度こう行動制限をできるところはあるんですが、そういった保育園関係なんかはやっぱりコーティング必要なんじゃないかなと考えるわけですが、そのへんもう一度お願いします。

そばまつり、せっかくおまつりと名が付くんだから賑やかに開催したいという町長の想いはごもともだと思えます。ぜひとも、そばの町大石田というPRができるようなイベントにしてほしいと私も思います。そのへんどのようにお考えか最後お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

保育園のやっぱりちっちゃい遊具とか何とかも全部口に入れたりとかする、そういったものまでやるのかとかそのへんありますので、そのへんは保育士さん、あるいは現場の人たちとも話しながら、できるところ、できないところ、やらなければいけないところなども決めていただきながら、どうしても必要であるというのであればするような形にはなるかと思えますけれども、そのへんはやっぱり現場のやっぱり声を聞きながら進めていければと思います。

あと、そばまつりはどうせやるんですから、まつりと名が付くんですから質素ではなく新しい生活様式の下、しっかりと賑やかなまつりにできればと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、まず各担当課の説明を踏まえた、お聞きしたうえで町長に3点ほど簡潔にお伺いします。

歳入の1、2ページです。19款1項2目1節の水と緑のふるさと大石田町応援寄附金2億円。ただただありがたい限りでございます。この2億円という数字を見て町長のまず考えをお伺いします。

2点目、歳入3、4ページです。22款5項5目雑入1節雑入のヤマザワ教育振興基金100万円です。担当課の説明によりますと、ヤマザワさんが各店舗を展開する行政で、店舗の改築なり、新築なりがあるとその当該行政に御礼をするというふうな、寄附する、基金を寄附するというふうな話を聞きました。この事実を踏まえて町のトップとして、町長としてこうありがたいごさいます的なアクションを何か予定しているのか、それだけお伺いします。

3点目です。歳出3、4ページ、2款1項15目の18節負担金、補助金及び交付金の中の、今、今野議員からもありましたとおり、新そばまつりです。今年も実施するというふうなところで、担当課

の説明ですと、例年ですと千2、3百人、1,400ぐらいの来場のところ、コロナ感染症の対策のために昨年度は500人に1日絞ったところ、実数354名の来客があったという報告を受けました。やっぱりかなりスペース的にも余裕があるなというふうな、ありますので、もちろんノーガードでは言いません。対策を講じたうえでですが、先ほど来、町長がおっしゃるように賑わいを持ったまつりにしないと、せっかくやるのであればというふうに想いも私も同じでございます。なので、一つの案として、たとえば世の中黙食という今キーワードがかなり浸透している中で、あのそばまつりの会場を見渡せばご家族は会話あるかもしれませんが、第三者、他の方、知らない方との会話とかグループで論議とか会話というのは殆どないように見受けられますので、そういったところ踏まえたいうえで、できる限り対策を講じて、より賑わいを戻してほしいというふうな想いがございますので、それについての町長の考えをお伺いします。以上3点お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ふるさと納税は、元々本当に町のPRにもなる大変いい事業ですので、そこは町の魅力も含めて、もっともっと新たな返礼品なども開発しながら進めていきたいと、このように思います。

あと、ヤマザワさんの教育振興基金でありますけれども、たぶん広報紙なんかで出すのかな。そのへんは普通どおりにするのか、さらにそのいただいたもので物を買ったところに出すのかななどなど、効果のあるそういった内容にしていければと思います。

あと、700人というのは本当に妥当なのかという、やっぱり事務方やっぱり絶対間違いのない、昨年のような対策をもう少し細分化しながら進め700人ぐらいだろうということでもありますけれども、ほぼほぼ今まつりも出店も例年通り出して、例年通りやってるまつりなどもありますので、対策はしっかりと取りながらそのへんはもう少し入れられればと思いますし、今の予定ではまだ公式ではないんですけども、東北中央自動車道の開通がその週、その次の週、その次の次の週の3つぐらいに絞られてきましたので、そのへんの開通記念の祝賀新そばまつりなるものなども打ち上げていいのかなと思っていますので、そうすればやっぱり福島県であったり、埼玉県辺りまでこの新そばまつりのPRもするべきなのかなと思っていますので、そのへんは少しこれからもう少しがんばって対策もしっかりしながら、もう少しの大人数入れられればなど個人的には思ってます。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

まず1点目のふるさと応援基金、本当にありがたい限りで、返礼品等々も今後も何がベターなのかというものを引き続き検討する必要があるのかなと思います。そこで町長提案です。歳出5、6ページ、7款1項3目18節大石田まつりの負担金115万円。これ今年3年ぶりに大石田まつり、町民後、花火を打ち上げることができました。たぶんこのまま行けば、来年度は4年ぶりに従前のおりの形の花火大会が実施できるのかなというふうには肌で感じているところでございます。そうした場合、4年前までも各企業、個人からの協賛金の集める事務方はとても難儀してました。これは当然4年ぶりですので、ものすごく大きなハードルになることが想定されます。そこで、町長提案です。先ほどあったふるさと納税、たとえば事務的にふるさと納税をやろう、今回覧板の時代じゃないのでどうしても町のホームページのビューから始まるパターンが多いと思います。町のホームページ、トップページに入っていってふるさと納税というバナーをクリックします。そうすると使い道について、寄附金の使い道について、①流雪溝の整備、除雪体制充実の利用、②下水道関係等のインフラ

整備、通信体系の整備等、③教育関係の整備、少子化対策、④景観、文化遺産の保存、整備、自然・植物などの保護活動、⑤体験型観光等の推進で、5項目出てます。お手本といえばお手本ですけども、これだと血もわかなければ肉も踊らないんですよ。今、先ほどあった新そばまつり、もしくは団子、そういった引き出しを今持った町だと思えます。よそから目を向けていただくために。そこで提案なのですが、ふるさと納税大石田町、そのバナーを行ってどれに使うのではなく、もうトップページに来年、最高の最上川花火大会と一緒に創り上げませんか。そんなバナーをドーンと置いて、たとえばですね、それはもう花火に協賛に特化したふるさと納税、こういったものを考えることが可能なかどうか、これは考えてほしいというところでございます。だと、今あった普通のあのふるさと納税の中から部分的に回っていくのではなく、それにプラスで花火の分だけ協賛を集めることが可能かと思えます。そういったことが可能かどうかも含めてちょっとお伺いしたいと思えます。

あと2点目ですが、ヤマザワの基金、これあのたとえば感謝状とか事務的な通常の流れはもちろんあると思うんですが、町のトップとして顔を合わせるとか、一言直に御礼を言うとか、そういったことを予定しているのかだけ確認でした。それもう一回お願いします。

あと3番目の新そばまつりですが、これまさにおっしゃるとおりだと思います。たとえばですね、あの取り組み方として賑わいを出すために、たとえば今まで使っていない BGM を活用するとか、決して喋るではなくてそういったやり方もあるのかなというふう思うので、そのへんも併せて前向きに、とにかく賑わい創出するように考えていただきたいと思えますが、町長、ご答弁をお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ふるさと納税でまつりの協賛ということで大変いいことだと思いますけども、ある意味、一般のふるさと納税は返礼品も発生しますし、今回やった企業版ふるさと納税ですと、返礼品なしで企業の企業版のふるさと納税ということで、どういったものが返礼品になるのかとか、枚数席なのか何なのかはこれから検討の余地があるかなとは思えます。

あとヤマザワですけども、企業版ふるさと納税が始まる時お願いには行きました。もう早速、企業版ふるさと納税頼むよということですので、こういった御礼もしっかりと行ければと思います。

そのへんあのすごい音がすると人もどうしても声が大きくなって、あの対策と相反するものがあって、静かすぎてシーンとしたお通夜のようなまつりでもまずいので、そのへんは適度な音楽っていうのも、もちろん BGM も含めてこれから検討していければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、最後の1点だけ、本当の確認です。最初の1番目のふるさと納税、企業版ふるさと納税、個人の納税も含めて、花火に特化した寄附の集め方が不可能ではないという理解でよろしいですか。企業版も含めてまつりに特化した、花火に特化した取り組みができなくはないという理解でよろしいですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんあの協賛金いただいた人に対しての様々な御礼の仕方もありますし、ふるさと納税に関

してはもちろんあります。あと今回も遠くまでももちろん行く機会があった時には、企業版ふるさと納税もお願いもできますよというふうな案内もしてますし、200万以上の今回、時間短かったんですけどもできたという実績もありますので、そこは可能かと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

それでは、質問させていただきます。

議案第40号、歳出5、6ページ、6款1項4目18節新規就農者育成総合対策事業についてであります。今回2あの名の対象ということでございますけれども、この対象者ですね、対象となる認定新規就農者につきましてはですね、二種類ありまして新規参入者、全く新しく始める人、及び親元就農者ですね、親の経営に従事してから5年以内に継承したのも対象となるというふうになっております。今回の2名はですね、新しく始める新規参入者ということなんですが、たとえばですね、親の田んぼを継いでですね、5年以内に継承するとですね、こういった支援を受けながらできますよというような情報発信をすることによって、農業の担い手不足の少し解消に繋がるのではないかと考えております。大石田町がですね、その農業担い手の募集のページ等を見ましてもなかなかこのへんの情報は出てこない現状もございますので、こういったですね、親元就農者に対しての該当する方いらっしゃれば、こういった情報発信等も有効ではないかと思えますが、町としての考えをお伺いしたいと思います。これがすみません、1点目になります。

もう1点あります。2件目は議案第40号、歳出7、8ページになります。

8款4項2目12節、下河原公園土砂撤去等委託料ということで、こちら8月、今年8月の豪雨の影響による土砂の撤去費用ということで300万円になっておりますが、令和2年のときの豪雨災害時ですね、400万とのことでした。合わせますとわずか2年で700万の豪雨による土砂の撤去費用となりますが、これに対して国や県の補助、申請のお考えなどありましたらお伺いしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

新規就農者につきましては、「移住等のススキ」の中には記している広告等もあります。議員のおっしゃるとおり、ホームページ等については本当に新規就農者に重点を置いた中で情報発信させていただいているのが現状でありますので、今言った親元就農についても新たな支援、こういったことがあるんだよということについては、今後掲載させていただくように検討してまいります。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

先ほど言った、下河原公園の土砂撤去に対する補助であります。土木サイドの補助メニューではございませんので、これは単費というふうなことになります。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

まず、新規就農者の件に関しましては、全く新しく始める人に加えてですね、条件が一つ加わるんですね、親元就農者に関してですね。親から引き継いだ作物の他に新しく作物を始めること

が条件になっておるんですが、この件に関しましてですね、実際、農家やってる方にですね、該当するんじゃないかっていう方にお話聞いてきたんですけども、この新規、新しく取り組まなきゃいけない作物に関してどの程度やればいいのか、どの程度やったらその新しく作物を作ったことになるのかっていう基準がわからないということでありましたので、そのへんその親元就農者がこういった支援受けるために、新しく親から引き継いだ田んぼとかですね、畑の他に新しく始めなきゃいけない。その始める作物に関してどの程度やればいいのか、そういった基準がわかればさらに利用しやすくなるのかなというふうに思いますので、そのへんの情報ありましたらよろしく願います。

この下河原公園の土砂撤去に関してなんですけれども、これですね、あの堆積土砂撤去事業っていうのか国交省のほうであったんですけど、これは住居に関わるものであったり市街地が対象になってくるんですが、そのこの件の場合、ケースの場合ですと、復旧事業ですね、同じく国交省でやっております復旧事業の対象、復旧対象物の中に公園という文字が入って出るんですね。対象物、復旧対象物の中に。で、下河原公園は公園ですので、この復旧事業国交省の、これに該当するんじゃないかと思っておりますけれども、そのへんの検討をちょっとお願いしたいなと思います。

それからですね、今現在まだちょっと土ある状態なんですけど、復旧の目途など教えていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤 秀樹 君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

どれほどの割合でっていう具体的なものについてはちょっと把握してません。正直かつてもあったんですけども、そういったことで考えている方については、個々に県の農業振興課の経営担当のほうも交えながら、その人に会った農業経営についてヒヤリングをしながら、相談しながら計画を立てるというふうにしてますので、そのへんについては具体的な話は個人的に相談をさせていただいて、県の経営担当のほうと一緒に相談しながら計画を作っていくというふうな形を取らせていただきたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

先ほど、二藤部議員が言った国交省の公園に対する補助というふうなことで、ちょっと私も調べておりませんので、ちょっと調べてみたいというふうに思っております。

また、土砂撤去の目途についてですが、10月の勤労者ソフトボール大会ありますが、乾かないとなかなか土砂撤去できないんです。あのヘドロのような泥が乾かないと。それを見ながら撤去していきたいというふうに思っております。なるべく勤労者ソフトに間に合うようにしていきたいというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部 冬馬 君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

下河原公園土砂撤去に関しまして、そうですね、あのいろいろ国庫を負担していただける分ですね、町の財政の負担を軽くできるようなものを調べたうえで面積とかですね、撤去費用の総額などの関係もあって該当しない、制限とかある場合もあると思うんですけども、調べたうえでないと、

補助がないというのであればこれはわかるんですが、今回300万、2年前400万という額でございますし、大石田町はですね、雪の撤去費用ということで毎年億単位のもので、桁違いの数字を見ているので、これはちょっと少なく見える場合もありますけども、ただ、これ町の財源やっぱり使っているわけですので、そういったですね、こういった細かな数字に関しましても国庫負担ですね、の検討っていうのはやっていただきたい、やっていくべきだというふうに考えますけど、この辺りどう思いますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

常々、職員には出来ない理由を探しはせずに、出来ないことを出来るものにしていきなさいということでもありますけれども、たぶんこの下河原公園とってますけれども、公園法に則っている場所ではなく、総称下河原公園と言ってる所であってそういった対象にはなっていないからこれまではやっていなかったということで、そのへんはいろいろすぐ視野を広くしながら調べながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

歳出1、2ページです。真ん中ぐらいで、2款1項6目12節委託料。こちらにあのふるさと納税関連が出てきます。先ほど岡崎議員もふるさと納税で言いましたけど、私の捉え方、岡崎議員言いたかったのは、個人のふるさと納税を花火に特化して、寄附大々的に受け付けたいんじゃないかっていうような意味合いかなと思いました。その上でプログラムに協賛いただいた方、同意を得たうえでこの人がら多ぐいただいた、そしてアナウンスするなんていうことをしたらもっとあの花火いっぱい集まんじゃないかなっていうようなふうに捉えたんですけど、そういった展開は考えられないのかお聞かせいただければと思います。

併せて、今回ほのふるさと納税の人員、村山、尾花沢と比較してみると、大石田は非常にぜい弱だったということでした。正職員村山は2人、で臨時の方が4人、尾花沢は1人と4人、大石田は1人と1人というようなごどで、そこで会計任用職員を2人増加するっていうごどで、パソコン代なんかも含めてこういった予算持って、これから今まで大分楽じゃなかった業務かなと思いますけど、少しでも楽になるんじゃないかなというような思いがしております。その中でですね、この大石田は今までずっとふるさと納税ががんばっていっぱい集めてきましたけど、この体制強化することによってですね、まだまだ伸びしろとか上がるような展開なんかも見ているのか、そのへんの状況教えていただければと思います。

歳出5、6ページ。6款1項4目18節、負担金、補助金及び交付金の一番上、新規狩猟免許取得等支援事業補助金。50代の2名が新しく免許取られるっていうようなことをお伺いしました。この夏ですね、山形新聞の社会面にですね、南小の近くに熊が出だどがっていう記事も出ましたけど、その中で新しく猟友会に入ってもらえる方が増えるのは非常に喜ばしいかなというふうに思います。その中でどういったところが決め手になって増えたのか、また、町の猟友会に対する今後の展開など教えていただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ふるさと納税で花火の協賛いただくというようなことで、それは検討していきたいと思います。

あと、担当者、これから年末にかけてすごく量が多くなるというようなことでこういった対応かと思えますけども、日々、本当にあの様々な楽天であったり、あとは農協さんあたりもすごく力入れてる部分がありますので、そのへんはいろいろな効果があるものを探しながら進めているところでありますし、経費がかかるんじゃないかとやっぱりその入った中の経費ですので、まだまだショールーム広くしながら進めていければと思います。

あと、狩猟のこれまでの経過は担当課長からお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

狩猟免許の支援制度につきましては、県内で大石田町が2番目に遅いほうでした。そういったことを受けた中で、本年、当初予算に盛りさせていただきました。その成果として当初1名だけの予定でしたけども、今回の補正で2名分増加をさせていただきたいと。この支援制度というのができたお陰で2名、3名になるのかな、増えるのかなと思ってます。当然、町のほうの会のほうにも入っていただきまして、同じように熊、イノシシ等の駆除にもあたっていただくというふうになるかと思えます。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

はい、わかりました。ふるさと納税もですね、あのやはりいろいろ人が集まって何すっど増えっべというふうなごどを共有した人達が集まるというアイデアが出ると思えますので、ぜひあの更なる展開期待したいなというふうに思えます。

あと、狩猟免許ですけど県も様々なメニューある中で、町もそれに準じてあのやってるわけですけども、まだまだその大石田はですね、待遇が悪いのかなという気もしてます。あのイノシシがそういったたとえば年俸2,000円なんて話も私一般質問の時にあのしたごどありましたけど、そうした中であのこれからあの予算なんかも出でくる話の中で、あの出動手当付けでもらいたいというふうなごど私言ったごどあるんですけど、そういったところまではまだ考えてらっしゃらないのか、ちょっと検討どがしてらっしゃるのか、そのへんいかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

イノシシについて1頭あたり7,000円でしたっけ、のいうふうな補助はあります。ただ、出動手当まではちょっと今のところ検討しておりません。今後、狩猟会との話の中でそういった話も出てくれば、それは検討せざるを得ないと思えますけど、今のところは皆さんボランティア的にイノシシがらんで捕まえっべってゆっていただいていますので、そのへんを重視してご協力をお願いしているところであります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

なかなか自分から、こいず暇だれしてんだがらあの手当付けでけろって言いにくいと思うんで私言わせていただきますと、やはりそのなかなかタダで動ぐっちゃうのも気の毒なところありますんで、

皆さん手弁当がでやってらっしゃいますんで、そうした町主催どが町がら依頼を受けてですね、出る部分に関しては消防団員までの出動とも言いませんですけど、せめて気持ちぐらいあってもいいがなと思いますので、ぜひ検討お願いしたいんですが、どうでしょうか、課長。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤 秀樹 君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

前向きにお話をさせていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

一つだけお願いいたします。あの歳出の一番最後のページです。山響に対して公益財団法人に24万5,000円支払いするって形なんだけど、ちょっとここ聞きたいんだけど、山響となれば四、五十人団員が来るわけですよ。それで実際問題として彼らにいくら町で払うんだか、それともたとえばこの上の活動の人だって1人で来て20何万取っていくわけ、取っていくって変な話だけどね。それと同じような値段しか書いてないわけだ。実際その山響さんは一体大石田に来てなんぼもらえるんだろうかという、わかればお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育文化課長 小林 基流 君。

1. 教育文化課長(小林基流君)

山響さんのほうの対応についての町の負担ということですが、今回、実施します事業ではこちらの財団のほうで全てそのへんの経費は賄っていただけますので、町として負担するのはチケットの販売とあと広報とかそういうところでありまして、その代わりに入場料収入の80%を財団に納めるというふうになっておりますので、町のほうから山響さんのほうに支払う金額はありません。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

実際、大石田に来て、大石田に来た分としてその財団法人からなんぼ入るかっていうことはわからないわけですよ。そういうことでもいいのかな。いいです。結構です。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第40号は、原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第40号「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第41号から日程第5. 議案第43号まで以上3件を一括して議題といたします。

ご質疑のある方の発言を許します。5番 村形 昌一 君。

1. 5番(村形昌一君)

41号です。一番最終ページ。歳出1、2ページ一番下。6款2項1目委託料の高血圧予防教室

業務委託料です。話をお伺いしますとヘルスアップ事業ということで、検診でメタボとか高血圧になった人、60歳から74歳までの人を11月より20名運動の続きなどをやるというようなことで、非常にいいことかなというふうに思います。ただですね、これ20人という中で当町はですね、高血圧の比率が非常に高いってようなあの国保連なんかのデータもありますので、町民にですね、広くそのどうしたら高血圧を解消できるのかっていうふうに啓蒙することも必要かなというふうに思います。そうしたところまで考えてらっしゃるのかどうか、教えていただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

昨日の全協でも村形議員のほうから高血圧のことでご質問ありました。昨日あの中の主幹のほうから血圧だけが高血圧ではないですよということであったんですが、昨日数字的なものちょっとなかったんですけど、今日持ってきましたけども、血圧関係で前は高かったということではありますが、昨年度の順位でいきますと県内で19番目、真ん中より下ということでもあります。ただ、どうしてもそれ以外の血糖や脂質等々についても同じようにそんなに上ではないですが、しょっぱい物好きな町民でもありますので、高血圧対策についてはPRのほうも周知をしていきたいというふうに考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

よろしくお願ひしたいと思います。ただあの保健師だよりとかですね、ああいうふうに出すのはもちろんのことなんですけど、たとえばこの運動なんか、あとまあいろいろその勉強とかするんでしょうから、そういったところをですね、あのたとえばYouTube 配信とかですね、あのFacebook で配信するとかですね、そごまでしてあの啓蒙していただけるとなおいしいのかなと思いますけど、そういった担当課だけじゃない展開について、町長どのようにお考えですか。ぜひ、お願ひしたいんですけど。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

SNS、高齢者、利用率、いろいろなことがありますので、そのへんはどういった媒体でどういった対応がいいのか、そのへんは検討しながら健康寿命を延ばすということを第一に考えながらそのへんは進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございますか。2番 今 野 雅 信 君。

1. 2番(今野雅信君)

同じところですよ。昨日お聞きしたところ66.1%ぐらいあの治療している方いらっしゃるというお話だったんですけど、やっぱり高血圧の方が半数以上いるってことは、そのことに関してやっぱり興味は皆さん持っていると思うんです。今回その20名を対象に食事療法と運動療法を2ヵ月間行うという話でしたが、先ほど村形議員が言ったように、やっぱその情報を他の参加できなかった人たちにも発信というか、こう見せてこう町民の健康促進に図っていくということが必要だと思うんですが、そのへんの展開としてこう食事のメニューをこう発表したり、こういった運動を推奨しますなんていう宣伝はできるのかできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

今年初めてする事業でありますので、そのへん終わった後の結果を受けてについてもこちらで検討させていただきますので、そのへんについても結果のほうは周知をしていきたいというふうに考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今 野 雅 信 君。

1. 2番(今野雅信君)

健康促進の町の政策としてダイエットなんかしてお肉いただくなんていうこともやっていますし、それも大好評というふうに伺っております。高血圧のそういった改善に向けてもそういった展開を今後していただきたいと思うんですが、そのへん町長、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

やっぱり幸せの一番はやっぱり健康かと思えますので、そのへんは十分の担当課と一緒にしながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第41号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第41号「令和4年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第42号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第42号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第42号「令和4年度大志田町農業種楽排水事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第43号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第43号「令和4年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時05分再開いたします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 05 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案の審議を行います。

日程第6. 議案第44号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡 崎 英 和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

担当課の説明を受けたことを踏まえまして、町長にお伺いします。

新たな試みということで選挙にかかる費用の公費負担分というふうな部分かと思われます。長らく当町も町長選、及び町議会議員の選挙も無競争というところが続いております。2年前ですか、山形新聞の紙面特集で、町村議員なり手不足というところで当町もインタビューを受けたような経過があったところでございます。いい意味で町民から目を向けてもらい、関心を向けて持ってもらい、にゃ、こう町長選、議会全部含めていい意味で活性化に繋がればと思いますが、町長お気持ちをお伺いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

これはあの改正公選法が2020年成立して、うちでは今まで(議長:「町長、マイクお願いします。」)資金面の負担を減らすというふうなことで、そういった部分では立候補しやすい、いい制度だなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡 崎 英 和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

こういったことを踏まえて、次のたとえば選挙タイミングにはぜひ活性に繋がるものと期待してありますが、町長も同じ考えであるというふうな認識でよろしいですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

はい。もちろんであります。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

このことについて、僕は当然賛成せざるを得ないんだけど、あの今までね、こういう制度ができる前、町村はいかにしてお金をかけないで選挙するかっていうことをずっと考えてきたと思うんですよね。個人的にね。どっかの町とか村ではそのみんな一斉に同じたとえばポスターを作るとか、そういうふうにして金かからないようにしてたんだと思うんだけど、こういうふうにならぬ公的にお金が出るとなると、なんかその自分で出す金は少なくなんのかなもしれないけど、結局、税金でいっぱい金使ってしまうという、ちょっとそこ変な矛盾があるじゃないかっていう気がするんだけどね、そのへんの整合性なんかをどういうふう考えているんだろうかっていうことと、それから、この公選法の改正っていうものに対してですね、やらないっていう方法は町はあり得るの。やんなきゃ、こういう改正しなきゃいけないのかっていうこと、この2つお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、これは公費が出るからといって立候補する人が使わなければ別に経費はかからないということですので、これまでのハガキも出さなければ出さないで公費はかからないということですので。

あと、これ条例出さない限りはこれはないということですので、今回皆様方からご賛同いただければ、この法律に則りながら経費は出せるというふうな形になりますので、町もそれに準じてやるということでもあります。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

自分の考えで言いますと、本当はね、自分がこうやって仕事をするうえで立候補するんだから自腹切るのが当たり前だっていう気がするんですけどね。でも、世の流れとして昔はそれこそ議員になりたい人いっぱいいたんでしょうけど、今は逆になりたくない人ばかりかいて、こういうふうにさいなかったんだろうと思いますけど。庄内町みたいにね、いきなりこう何十人も来られると僕らも大変ですって気がするんですけど。本来に来年の選挙の時にどうなるかまず見ものかなって気がします。

今、町長が言ったようにね、やはりあの今回お金が出るからといってどういうふうにもね、自分が使っていくかどうか、ぜひ皆様方、見ててもらいたいなって思うよね。なるべく金かからないようにしていきたいと思いますけどね。町長の意見聞きたいです。何かあればお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

庄内町では前回の定員割れの時も、これやっても定員割れだったという結果がありますので、そのへんは立候補する人、町民そういった人たちのやっぱり意識、政治にやっぱりもう少し魅力的なものにしながら町づくりを考える、そういった場が広くあれば、そういった立候補する人も出てくるのかなと思いますので、そのへんは町が主導でやるものではなく、やっぱりそのへんは議会あるいはみんなで考えながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

じゃ、私も。これ財源はどういったものになんのが。あと立候補者がいぐら使ったどがっていう公告なんかもあるのかどうか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、まず1点目のご質問でございますが、この財源というふうなことでありますけれども、これにつきましては一般財源というふうなことになります。

あと、この部分に対する報告というふうなことでございますけれども、これにつきましては、町のほうから直接その業者さんへの支払いというふうなことになりますので、立候補者からの報告というものはございません。以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

よろしいですか。他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第44号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第44号「大石田町議会議員及び大石田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第45号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

こちら説明を受けました。コンビニ交付をできるようにマイナンバーカードを活用してすることで、マイナンバーカードのその普及率も47.8%って聞いたのかな、微増しているところですが、なかなかまだマイナンバーカードの所持が増えない状況で、今後、町としていろいろ展開やっていたと思います。あの休日だったり、広報にもマイナポイントの取得の詳細なんかも載っていたのを見ました。でもなかなかこう取得が増えてこないという、この状況をどのように分析しているのかちょっとお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町民税務課長 早坂勝弘君。

1. 町民税務課長(早坂勝弘君)

マイナンバーカードの普及率の関係であります。現在、大体今で45%ぐらいの交付率になっております。全国規模よりちょっと下になりますが、県内では前回も申しましたように12、13位のランクに位置付けております。

今後の展開といたしましては、これまでも含めてなんです。今、福祉課のほうでワクチン接種をしております。それに合わせまして臨時の窓口も設けておまして、20人、30人のその都度、新しい取得者が増えているような状況であります。これからもそれを続けますが、あとは今度のお知らせ版に載りますが、大石田駅での夕方の臨時の窓口等も考えており、いろんな方策を考えながら普及率に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

いろいろと展開をして努力されてると思います。どの年代の層が薄いとか、やっぱり高齢者が少ないとか、若年層が少ないとかそういった数値は把握はしてらっしゃるのでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町民税務課長 早坂勝弘君。

1. 町民税務課長(早坂勝弘君)

今その正確な数字等は持ち合わせておりませんが、統計も取っております。イメージ的にはなだらかなUのようなイメージを掴んでもらえればいいと思います。若い人とどちらかと言えば年配の方が高いというふうなイメージですが、ほぼニアイコールのUだとイメージしてもらって結構だと

思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

こういったように押印の見直しがいろいろ進んできてるわけですが、大体どの程度その押印見直し、トータル的にといってもなかなかまだいろいろ見直すところがあると思うんですけど、どの程度こう見直しが改善されたのか、わかる範囲でお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

押印見直しの関係ですので私のほうからお答えさせていただきますが、昨年ですね、そのデジタル化の推進も含めましてその押印の見直しというふうなことを行いました。その中で一般的なのはですね、申請書とかですね、そのようなもの相当ございました。そのへんの部分については、要はこうデジタルでも申請を受け付けられるようなものについては基本的には全て廃止しようというふうな基本路線の中で、そのほとんどのものについては押印は廃止したところでございます。ただ、中にはどうしても委任状とかですね、どうしてもこう実質でないダメなものもございまして、そのへんのものにつきましては、その実質というふうなことに代えさせていただいたところもございまして、かなりの部分について押印廃止の見直しを行ってはおります。以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

担当課の方から事務的な説明を受けました。それを踏まえて町長にお伺いします。

これまで、月曜日から金曜日まで平日の日中しか庁舎で取れなかったものが、極端に言えば、たとえば24時間営業のコンビニエンスストアであれば24時間コンビニエンスストアの営業時間内発行できますよというふうな内容かと思われまして、手数料の町の窓口で取ったやつと同額ですよというふうな中身の説明でした。町長が信条としている町民目線であたにかい町政運営という点からすると、町民の方々に、より事務的な負担を軽減する優しい施策かなというふうに思われまして、上手に表現していく、上手にアナウンスしていく必要があるかと思われまして、町長どう思われますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

それはやっぱり常々、広報紙なども使いながらマイナンバーカード取得すればそういったことはできますよというふうなことで発信していますけれども、あとはやっぱりなんで進まないかという、やっぱりたとえば保険証であったり、免許証であったりも国の政策としてしっかりとしたそういった考え方を実行していただかないとなかなか進まないと思いますけれども、24時間あるいは夜、たとえば仕事終わってからもやっぱりこういったものは十分取得できるというふうなことでございますので、そのへんは必要に応じながらやっぱり取得していただき、そういった証明書も自分のあった時間に取りいただくということは本当に利便性に繋がるかと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

そもそも論でマイナンバーカードの浸透率というものが、あのお国であれば国のCMも大物の芸能人の方を活用して、県内でも天童在住のメディアによく出てくる方を活用したりして、県、国とも普及に取り組んでる実態かなというのはいもう手に取ってわかります。またあの今あったとおり、やっぱりコンビニエンスストア活用すれば町民がより事務的な動きをやりやすい、メリットだよ。ただこれなかなか謳いにくいんですけども、たとえば同じ料金を負担するにしてもコンビニで発行すればコンビニ手数料が約3割程度発生すると。町の実入りが減るのは事実です。ただ、そうは言ったものの、より浸透するために取り組むべき、それこそこれが町長がよくおっしゃる町民目線であったかい事務執行だよというふうなところかと思われまますので、今あったとおり、ホームページなり、回覧板なり、お知らせ版なり、そういったところで上手にアプローチしていく必要があると思いますので、そのへんを踏まえて意気込みを最後一言お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

利便性そしてあと将来的にはそういったものが主流になるということも含めて進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

よろしいですか。他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第45号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第45号「大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第46号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関してです。

時代に沿った中身の改正なのかなというふうに理解しているところでございます。そこで町長にお伺いします。今あの先ほど40号でもありましたふるさと納税の対応、体制を充実させるために人員を増やさなければならぬ、当然、会計年度任用職員を増やさなければならぬというふうな説明がありました。昔と違ってたとえば募集をかけてもなかなかあの人材、すぐ集まる時代じゃないんですね。そういった中でやっばこういったところ、要はよそよりも先んじた福利厚生の実施というものは、やっぱり常に今後とも目を通していかねばならないのではないかなというふうに思います。当然あのこういった若年層、若者層、妊娠・出産に関するところも併せて常に考えていかなければ、今までああった、こうだったの世界ではないなというふうに思いますので、そのへんに関して町長の意気込み一言お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

こういった条例も改正しながら子育てしやすい、あるいは休暇等の取りやすいそういった環境整備を整えていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

今回の議案第46号、それから次の47号に関わりまして育児休業、男性のですね、育児休業であったり、そういった関係の条例の制度改正ということになりますけれども、全員協議会の中でもですね、現在その育児休暇、男性の育児休暇、実績がなかなかないということでもございましたけれども、こういった改正に伴いましてですね、子育て支援だったりとかですね、少子化問題に関しましてこういったですね、男性の育児休暇というのは非常に大事な部分になってくるのかなと思います。そういった育児休暇、これは本人が取得する、取得しないは本人の自由でございますけれども、取得しやすい体制というかですね、窓口、相談しやすい窓口の体制だったりとか、そのあたりはどういうふうに今考えていらっしゃるのでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

一般のこう休暇の取り方と同じですので、そのへんは職員はこれまでと変わりなく進められるのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

ぜひあの希望者がですね、利用しやすい体制をぜひこう準備していただきたいというふうに思います。

これに関連してなんですが、今回、大石田町の職員に関する育児休暇のこの整備ということになりますけれども、たとえばですね、この育児休暇なんですけど、今議会ですね、(議長:「47号でやったら。」)じゃ、これ次にちょっと回します。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第46号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第46号「大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第47号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

引き続き、47号に関しまして育児休業ですね。大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するという事なんですが、これに関連しまして、現在、大石田町議会規則等にもで

すね、育児休業というですね、文言がなかったりしますが、その議会の大石田町の特別職のこう
いった育児休業の整備等は今町長としてはどういふふうにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

国のほうも国会議員の育児休業認めてますので、そのへんは一緒に良いかと思ます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1番(二藤部冬馬君)

議会のほうでも育児休業であったり、産後パパ育休とかですね、の整備がされますと、若手だっ
たりですね、女性のなり手などの貢献には少し繋がるのかなというふうに思ますので、そのあた
りもぜひ検討していただければなと思ます。答弁結構です。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今回この47号は職員に関する案件ですが、今、二藤部議員の質問にも若干リンクするかと思
うのですが、世界を見渡すと、たとえば国のトップが育児休暇、産休で休みました。あとよろしくお
願ひします。そういう実例もございませぬ。なので、町長、副町長、教育長等々の方々も可能性とい
う意味を踏まえて、今後こういふルールを整備する必要があるんではないかなというふうには思
いませぬが、町長どう思われませぬか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

職員ではないので、そのへんは別のものかと思ます。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

もし、今言った職員規定とは別にちゃんとルールがあるのであればもちろんいいのですが、そう
いった局面になった時に、さあ、どうしようという物差しがないと困るなというふうにしたので一応
質問したところでした。要はあのあらゆる環境の方、あらゆる職務の方が安心して妊娠・出産・育
児ができる環境づくりというものについてやっぱり整備すべきかなというふうな思いで聞いたところ
でした。当町においては特別職も含めてそういったルールはあるという認識でよろしいですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

非常勤特別職に関するルールというふうなことでありますけれども、ルールはございませぬ。とい
いますのは、特別職につきましては、その特別休暇というふうな概念がございませぬので、あのい
つ休むかということは、自由という言葉が適切かどうかは別として、んじゃ、私は育児休業のために
休みますよというふうなことで私共のほうにですね、そういう申し出がいただければそうなんだな
というふうなことで解釈をするというふうなことっていうことでご理解をお願いしたいと思ます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。3番 熊谷富太郎君。

1. 3番(熊谷富太郎君)

あのここにおります皆さん方も、ずいぶんあの子どもの養育についてとか、育児については経験があるかと思えますけども、やはりあのこの育児休暇を取りますと、1年間の長い間かなりの経済負担になると思うんです。それに対してですね、私のほうの孫も双子が生まれまして、大変難儀している様なんです。給料のほうも大分減らされておましてなかなか大変な暮らしをしてるようなんですけども、あのこの育児休業等に関しての大石田町としての給与体系といいますか、報酬手当といいますか、どのくらい補填のほうを考えているのかをお聞きしたいんですが、お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

その休業の保証的なご質問かと思えますけれども、基本的にはあの無給でございますので、共済組合からの、今パーセンテージ的には67%というふうなことでございますが、それが共済組合のほうから後で補填されるというふうな状況になってございます。以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 3番(熊谷富太郎君)

あれ休業補償というものはあの該当するんですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

休業補償というふうなことではございませんで、その育児休業を取ったというふうなことで当然あの無給になるわけです。ですので、その分について共済組合のほうからその給料分について補填されるというふうなことでございまして、休業補償というふうな言葉ではございません。

1. 議長(大山二郎君)

他にございますか。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

全協の時にあの説明資料いただきまして、国家公務員に倣って条例を改正するというので、だいぶその改正前よりも2回に増えたり、取得要件が緩和されたりしてるわけですが、やっぱりまだまだこう国とか世の中が育児休業を認めてきているにも関わらず、まだまだなんか取りにくいような請求期限が2週間前にこう請求しなければいけないなど、まだまだなんか取りにくいように感じるんですけど、そのへんあのもっとこういうふうにして取得しやすくしてほしいなどという声は上げていくのか、そのへんちょっとお伺いしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

基本的にはですね、国準拠というふうな指導といいますか、そのような通知が来てございますので、あくまで国家公務員の制度と同様の制度というふうなことで今回も条例改正をさせていただきたいというふうなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

国に準拠するということですが、声を上げないとこの改正ももっと良くなっていかないのかなというところがあるので、そういった声はやっば上げていく必要があるのかな。国的にも世の中の的にもやっば育児休業の取得をこう推奨して、男性の育児休暇をこう促進しようと世の中の動きになっているわけなので、そういった面でもこうなかなか2週間前に取得する、あの申請するっていう状況がなくなっていると思いますが、やっば子育てして一番は急に子どもが具合悪くなったり、奥さんの具合がよくなった時にこうそういった休暇もあるんでしょうが、そういった場面のほうが多いと思うので、やっば使いやすいような制度になっていくために声を上げていく必要があると思うんです。そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

現状で申し上げますと、急にというふうなことで2週間前までだと計画性を持ってなかなか取りづらいうふうなご質問かと思えますけれども、現状としましては、その中でも特別休暇というふうなものもございますし、あと年間通しての年休というふうなものもございますので、今現状としてはそのような中での対応を考えておるところでございます。

なお、今後の取りやすいようにというふうな要望につきましては、様々担当者会議等もございますので、そのへんでご意見なども上げながら、その総括するところに声を繋げるというふうなことをして参りたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。ご質問もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第47号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第47号「大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 同意第4号を議題といたします。ご質問のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質問もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

これより、同意第4号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。同意第4号は原案のとおり同意するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、同意第4号「大石田町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第11. 発議第4号を議題といたします。ご質問のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質問もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。発議第4号は原

案於とおりに可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、発議第4号「大石田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午前 11 時 43分

第6日目 令和4年9月7日(水) 本会議午前10時 開議

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 芳賀 清 君であります。出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

おはようございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。マスク取っていいですかね。(議長:「はい。」)

まず、最初はですね、8月3日、4日の洪水についてです。2年前に比べて被害額なんかはたぶん新聞によりますと、3分の1ぐらいになってるんだけど、その冠水した面積なんかは1.4倍だと、書いてありました。2年前が2,613ha に対して、今回は3,742というふうに書いてありますね、大石田に関してはあんまり被害がなかったのかもしれませんが、冠水した田畑、それから家、そのようなところをどのように救済していくのかということ、まず質問したいと思います。

2番目としてですね、これもまだそのきちんと決まったわけではないわけですが、堤防造り替えるようになってですね、横山本郷のほう結局、大分移転しなきゃいけないというふうになった場合にですね、今まであの町の考えでは皆さんからそのアンケートを取って、それでその結果を見ているいろいろ造成するなり、何なりしたいというふうにゆってたんですが、考えてみると、もしみんな引っ越したなんてなった場合に、んじゃ造成しませんっていうふうになってしまうのかなど。やはりあの町で残ってもらいたいっていうためにはどうしてもね、最初にもう物を作って、どうぞここに来てくださって言わない限りはまずダメだろうっていうふうな気がしますので、そのへんのところもう一回町の考えを聞きたいと思います。

あと3番目、憂鬱な問題ですけども、8月31日に高裁の判決が出ました。これに対して最高裁に上告するのか、しないのか。しない理由はなんなのか。そのへんのところをですね、町の考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

おはようございます。

8月4日の洪水被害についてお答えいたします。

はじめに、被害の状況であります。建物では住家が4棟、非住家が2棟の床下浸水の被害が発生しました。農作物では水稲が24ha、ソバが22ha、スイカが5ha の冠水被害があり、被害総額は8,623万円と見込んでおります。また、駒籠・白鷺・小菅地区において、農地への土砂堆積の被害も発生しております。

次に、「町報等で周知しているのか」とのご質問ですが、被害状況については、随時県へ報告し、取りまとめたものが報道機関へプレスリリースされております。また、県のホームページに全市町村の被害状況が掲載されており、町のホームページではリンクをはって見られるようにしております。

す。今後、被害状況が確定しましたら町報に掲載したいと考えております。

次に、「被害の救済はどうなっているのか」とのご質問ですが、床下浸水の被害を受けた建物の消毒は町で実施いたしました。農作物については、病害防除のための農薬購入費、また、そばの再播種用種子の購入費などに対する助成措置を県が創設しております。

続いて、「最上川治水対策事業に伴う住宅移転の代替地早期提示と宅地造成の早期実施を検討すべき」とのご質問にお答えいたします。

現在、国土交通省では住民説明会を開催して引き堤や大橋の位置等について、住民の理解を求めているところであり、今後も数回、住民説明会を開催する予定になっております。それから徐々に地権者や関係者を中心に説明会を開催したいと考えているようでありますので、その段階で町の考えも伝えてまいりたいと考えております。

また、町では旧福島製材跡地の宅地造成に向けた調査業務を発注していますが、そこだけでは移転場所として十分ではないと思いますので、町有地や空き地等を確認し、その情報を提供してまいりたいと考えております。治水対策事業はまだ設計段階であり、用地や補償物件も確定しておりませんので、国土交通省と綿密な連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、「違約金に関する仙台高裁の判決に対して上告の考えはあるのか」とのご質問にお答えいたします。

違約金の裁判につきましては、3月18日に仙台高等裁判所に対し控訴の提起をして受理され、第1回公判が6月20日に開かれ結審し、8月31日に判決が言い渡されました。

判決内容につきましては、9月2日に議員説明会を開催し、議員の皆様にご説明申し上げたとおりであります。第一審の山形地方裁判所の原判決は相当であり是認し、本件控訴を棄却するというものであります。

最高裁判所への上告、または上告受理申立てには法律で上告理由が定められており、上告の理由は民事訴訟法第312条において、「憲法の解釈の誤りがあること、その他憲法の違反があること」、また「判決に関与できない裁判官が判決に関与したこと」など裁判の手続きに不備があった場合に上告できるとされております。上告申立てについては、同法第318条において「原判決に最高裁判所の判例に相反する判断がある事件その他法令の解釈に関与する重要な事項を含むと認められる事件について受理することができる」とされており、いずれも要件が限定されております。

そのようなことから、上告期限は2週間でありますので、弁護士と綿密に相談を重ねながら対応について検討してまいりましたが、上告はしない方針で考えております。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まずあの洪水被害についてお聞きします。

先日、先月の25と今月4日の日曜日にですね、そば畑とかそばの転作のことについてあの確認に行ったんですけども、やはり考えてみますと、去年と違って大分被害があるな。これは洪水のためだけではなくてですね、その洪水の後に起きた長雨のせいも大分あるんだろうと思いますけども、そのへんを考えると、ちょっと心配かなあというふうに思います。

まずその家のことについて聞きます。今回は4棟だけで済んで、その今回はその床下浸水になった家に対して見舞金とかいうのはあったんでしょうかね。ということです。それから、2年前は

その土砂がいっぱい、なんですか、農地に砂とかいっぱい溜りましてそれを除去したという工事があったんだけど、今回そういうのはないような話なんだけど、これがどうなってんでしょうか。ということ。それから、先ほど話したようにですね、雨の被害でそのソバ畑大分やられてまして、たぶん去年の5、60%ぐらいかなというふうに思って帰ってきました。こういう場合にその、先日その米のほうで田んぼのほうのなんか共済のチラシが入りましたけど、ソバのほうなんかどういうふうになるんだろうかということちょっと聞きたいと思います。まず、家のその見舞金のほうからお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

今回の見舞金ということですが、2年前は洪水の際につきましては、国、県のほうから義援金というのが来まして、審査会のほうを行って配分のほうを行いました。ただ、今回についてはまだそういった情報が入ってきておりませんので、まだ義援金については特におあげはしていない状況でございます。

1. 議長(大山二郎君)

(質問者:「もう一回言いますか。この答弁書にですね、「駒籠・白鷺・小菅地区において、農地への土砂堆積の被害も発生しております。」っていうこと、これだから、どういうふうに回復したのかということです。)」

産業振興課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

農地のほうについての土砂の堆積については、撤去等まではいっておりません。そんなに厚くなるものではないのかなというふうに見ておりました。中には再度転作等をするために、再度耕運をしたという方もいますけども、ただ、長雨がその後続いてまして、なかなかうまくいってないというのが現状であるというふうに認識しています。それと水稻については共済のほうのやつがあるということで、ソバ等についてはというお話でしたけども、ソバ等についての共済というのは現在ありません。ただ、収入保険に入っている方については、作っている作物全体の収入の減に応じて、そのへんは支払われるというふうになろうかと思います。それと、ソバについて2回播種した場合については、県のほうで3分の1、町のほうで6分の1ということで被災農家のほうに対する補助があります。同じように他の農作物への答弁書にもありましたけども、除草剤等をやった場合についても同じような率で補助にされます。なお、今現在、農協のほうにどれぐらいのそういった追加の播種の購入とか消毒の購入あったかどうかは、確認をしているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あともう一つですね、今回はその置賜地区で大分被害があって、その家なんかも大分やられてるようなんだけど、今回そのボランティアなんていう話はなかったんですかっていうふうに社協さんに聞いたら、やらないような話ですね。今回この住んでる4棟っていうのは川端地区のことゆってるんだろうと思うけども、これなんかもボランティアなんか必要じゃなかったっていう、これは町に聞いていいものかどうかわかりませんが、どうですか、町長。そういう要請もなかったんですかね。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

川端地区につきましては、床下浸水ということで町のほうで消毒はしましたけども、土砂が溜まったとかということもなかったですので、ボランティアの要請につきましてはなかったところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これからあの10月に入りますと、今度はソバの刈り取りが始まるわけですけども、大分そのどういうふうに刈り取りするかとかそのへんは心配なことなんですけどね、ちゃんとあの国から出るんでしょかっていう、そのへん心配ですよ、その転作のお金っていうのが。あんまり入ってなくて、ほとんど入ってないところもありましたね。これ植えたんだろうかって言ったら、脇にポロポロと花が咲いてたりするとか、そういう場合もちゃんとなんとかなるような方法というものはありますか。それをちょっとお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

確かに転作田、それから議員と一緒に畑のほうのそばも確認をさせていただきました。議員おっしゃるとおり、4分の1も生えてない、周りだけしかそばが出てないというのも多々見受けられた状況です。転作については、転作の面積払いに関しては、その被害が大雨によるものであるという圃場については、なんとか支払いできるように今、農政局のほうと確認をしております。ただ、収量についてはどうしても刈らないとできないので、収量払いについてはちょっと今現在は刈り取り出来ないものは出来ないというふうな認識をしております。ただ、面積のほうだけはなんとかお願いしたいということで、今東北農政局と協議を進めているところです。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

みんな一応ちゃんと収穫するために撒いているでしょうからね、お金貰うだけのために撒いてるわけでもないでしょうから、ぜひそれにちゃんと応えてもらって、僕らもきちんと刈り取りしますので、本当に、みんなが WIN-WIN なるように町のほうでも研究してください。このことについては、終わりにします。

次のその堤防の引堤についてのその宅地造成の話です。この答弁書見ますとですね、福島製材所なんてあそこなんかだつて2、3軒しか建てらんないですよ。ましてやあそこなんか子育て住宅みたいなこと造るような話だったし。考えてみますと、そのたとえば引っ越すにしたってその不便なところなんかたぶん行かないでしょうから、そうすればどうしてもその水が来ない、たとえば駅近くとか、どうしてもそういうふうにならざるを得ないんだらうと。昔、昔っていうか小平地区、みんなその曙町つくったような形でね、そういうような考えでもない限り、横山の上宿、下宿辺りの人、とどまってくださいなんて言っても本当に難しいんじゃないかと思うんですよ。そのへんどういうふうにご考えてますか。

この答弁書なんだけども、この答弁書、これ町長が書いたわけではないですよ。随分とこれではなんか何もしてないなっていう感じで、まさかもっと町長はシビアに考えてると思うんですよ。そ

のへんのところをお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まずはあのどうしても、たとえばそれぞれの家庭、それぞれの人の事情にもよるかと思います。たとえば、移転するんだったら横山の人だったら横山地区にやっぱり住みたいと、本町のほうはやっぱり本町のほうに住みたいと、あるいは高台に行きたいというような要望がないところで雑地造成して、たとえば50軒移転しますので、たとえば横山地区、すべてやっぱり要望、どういったところにどういうふうにしたいのかっていうことを聞かないことには、条件のいい、悪いあると思いますけども、たとえば町有地様々あります。廃校になった学校の校舎の跡地とか、あるものはやっぱりかなり今あるところから離れてい過ぎる、でもやっぱり提示してそれでもいいよという人ももしかしたらいるかもしれませんので、まずは造成、造成ということはやっぱりそういう気持ち、戸建てがいいのか、集合住宅がいいのか、アパートがいいのか、あとはたとえばどうしてもお子さんが町外にいるからそこに行くんだというふうなこともあろうかと思しますので、そのへんはやっぱりしっかりと要望を聞きながら進めていかなければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

憲法も住むところは自由になってるので、これを縛ることっていうのは本当に難しい、うっかりすると憲法違反だなんて言われかねないのはいんですけどもね、だけど、それをあえて町にとどめさせるためっていうのは、よっぽどこのことを考えない限りちょっと難しいかな。

実際、たとえばアンケートしてこういうふうにしたい、こういうふうにしたいってまとまった時にね、どれぐらいのそのなんていうの、その時間があればそれに答えられるような宅地とか、造成とかできるもんなんだろうかということですよ。最初からもうちゃんとインフラが出来てれば問題ないでしょうけども、原っぱなんかになった場合だったらそれは簡単にはいかないですよ。そのへんのところ、間に合うんだろうかっていうよりも、本当に去る者は追わずで来るものは拒まずなんていう感じだと、ゆってみれば無策だって言わざるを得ないと思うのよね。小平の話で、あれは本当に良く、うまくいった事項なんだと思いますけども。やっぱりそういうようなことがない限り、本当にちょっと自分の知り合いなんかも話聞くとね、本当にもう行くことばかり考えてますよね。ほんなこととしてダメだなんてやっぱりこっちは言えないよ、やっぱりね、年取ってるから。そのへんのところ考えた時に、五、六十軒もいなくなったらこれ町どうすんだろうという気がするわけですよ。もうちょっとこのなんですかね、これはあれですか。課長さんが書いてくれた答弁なんですかね。もう少しこの具体的に何かこのハートを感じないなという感じがするんですけど。これだと行き当たりばったり、先ほど言ったみたいにんじゃ、そのどれぐらいのその時間があればそのなんていうの、住民の要望に応えることができるのかっていうことだけ聞きたいです。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

国交省ではまだ設計段階にあります。したがって具体的なことはまだ言えないんですが、来月にまず議員さんに説明会をいたします。これは、大橋の件であります。大橋の位置の件。そして、来月の下旬には第3回の住民説明をしたいというふうに予定しております、そこで大橋の位置、

大体の位置ですね、示していきたいというふうに思います。先ほど言った造成地の関係ですが、意向調査もするんですが、一人ひとり必ず満足したところに行けるといのは保証できませんので、そのへんはちょっと国交省とも詰めながら、話ながら、地権者とも話ながら進めていかなければならないなというふうに思っています。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

んだとやはり簡単に言うとな、悪いけど東根に引っ越しますあて言ったら、もうそれで終わりにになってしまうのかな。

あの大江町、今回あそこあの歴史的景観地区とかなってただけど、ようやくとやっぱりこの何回もの洪水に対して、さすがに住民たちも納得して堤防造ることになったって、20軒ぐらい引っ越すことになりましたって書いてありましたけど、本当に今簡単なこと言ってしまったけど、他に行ってしまうって言ったら、何もできなくなっちゃうのかな。先日そのまちづくりの課長に話した時にその、たとえば新築する場合のどうのこうのの時にさ、国からの補償金で建てる場合にはそういう金をあげることはできませんという答えがありました。それはあれですか。町の条例で変えることってできるんですか。要するに、本来なら町に新築、自分で新築したいとかなんかする場合に100万とかプラスするのがあるじゃないですか。そういうものを今回のその移転、堤防のために移転して国からお金をもらってやる場合に、プラスするっていうことは何、条例上、法律的にできるのかどうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

補償で新築される場合は、要は国の税金から補償されるものですから、同じ、同じというところと語弊ありますけれども、交付金を二重でおあげするというか、助成することようなことは不可能だと思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

法律で改正して条例を作るっていうことはできないっていうふうに考えている。はい、わかりました。

これから大橋の架け替えもなれば、そこらへんのところもまた家もプラス、マイナスなるんでしょうから、はっきり言って大変な話ですよ。大江町のほうはどうするんだかなっていう、その20軒どこに引っ越すのかだけでもね。大石田町もなんとか町に残れるようなその考えを、ぜひ町で熱意を持ってですね、話してもらいたい、そういうふうに思います。本当に自分の親戚でも良かったやあ、変えるわなんて言ってる人がいっぱいいますのでね、僕の選挙にも関わりますので、そうなると。この話はんじゃまず、早めにその国交省ときちんと話をしてですね、住民が納得して多く町に残れるような考えをぜひ示してください。

最後に、ちょっと憂鬱な問題に移んなきゃなりません。今回、仙台高裁の判決に対して、この答弁書では上告はしない方針と考えておりますってありますよね。まず、これを決定、町でこういうふうに決心したというその理由を聞きたい。二審までは今まで質問した時にも全額貰うんだというふうに答えたと思うんです。もっとも自分の質問にね、半額でいいですあて町長も答えられるわけはな

いんだから、当たり前といえば当たり前なんだけども。急にコロッとこうね、法律の最高裁のその最高裁というのが、まず法律審だってなってるから、個々の事件のことなんか関係ないと言えば関係ないんだけど、まずどうしてその上告はしないんだって考えるに至ったか、まずお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今、さっき答弁したとおりです。3つの理由、さっき言ったとおりです。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

んではまず、もう少し何かあったっていいでしょうよ。意味がないって、どうして意味がないのか。できないわけでもないでしょ。別に。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

弁護士の説明があったとおり、今答弁で申しましたとおり、「憲法の解釈の誤りがあることその他健保の違反があること」それはいいですね。あと「判決に關与できない裁判官が判決に關与したこと」それもなし。で、上告、不備があった場合に上告できるということで、上告申立てについては「原判決に最高裁判所の判例に相反する判断がある事件その他法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件について受理することができる」ということで、これまでの判例等に相反する、そういったものではないというような弁護士の説明もあったとおりでありますし、公金を使ってたとえば着手金、あとは手数料っていうのかな、印紙で1,000万以上、受理されないだろうというものに使っていいのかという判断は誰がするんだということになれば私がするしかないということで、上告はしないというような考えに至っております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

先日の弁護士の説明の中でもね、最終手段はないわけではないですよっていうふうな説明したと思うのな。ただ、あの調べてみると2,000件の内、実際破棄されて裁判なのが4件ぐらいしかない。ほとんどが却下されたり、あとは何か月後に棄却みたいな形で、結局、無駄って言えば無駄なのかもしれませんけども、権利がないわけじゃないんですよ。だからそのところを聞いたかったわけですよ。要するに、今回また最高裁にやれば150万ぐらいの印紙を包まなきゃいけないわけだ。着手金というか、最高裁に出すのに。高裁のはだって。今までどおり。今確かめますね。最高裁に上告するには、先日の弁護士さんの話ではやっぱり150万ぐらいのまず裁判に対してお金を払わなきゃいけない。その他に着手金として弁護士さんに1,000万ぐらい必要だということですか。三審だけに。その最高裁だけに使うために約1,000万必要なんだ。そういうような話をしてもらいたいっていうことですよ。なんかね、そうすると弁護士さんがぼろ儲けみたいな話で良くない話だけども。

あとですね、先日、あの新聞を読んできましたら、ロシアとそのウクライナの話の中で早稲田の女の先生が、ある昔のその社会学者の本の中の話の中でですね、原理原則に沿ってね、どうしてもこれはおかしいんだから最後までやんなきゃいけないっていう、それを人っていうふうにはあの

マックス ウェーバーっていう人だけど、そういうふうにはそれは人なんだそうで、それがあらゆるその結果を考えてね、いろんなことを考えて結論を出すのはそれが政治家だって書いてありました。そんな話をしてね、結局これはウクライナのゼレンスキーは政治家でなくて人だよっていうふうに言いたかったんだろうなと思うんだけど、自分は最初そういうふうには思ってます。思っていました。今でも。要するにこの最高裁の話ね、最後までやんなきゃいけないんじゃないかと。あらゆるその結果をおもんばかることってなかなかできない。でも町長はこういうふうには考えて今、この先生が言ったように政治家の意見を言ったわけですよ。やはり考えてみますと、これからたぶん最高裁に上告しても3ヵ月後、6ヵ月後ぐらいに棄却っていう紙が来て終わりだということが当然あるんだそうで、その前に却下なんてことだってあるかもしれない。それでもね、やっぱり1,000万ぐらいのお金が飛んでいく。前回のその高裁にね、仙台高裁にその控訴する時にある町民から、一審の判決を見れば勝てるっていうか、これは覆るわけではないんだから、そもそも金を無駄使って、100万も200万もどうなってんだっていうふうには、控訴するほうがおかしいっていうふうには言われました。俺。半分の人たちがやっぱりそういうふうには明るい人は考えているかもしれませんよね。ただあの時、我々も全員賛成してですね、こんなのダメだ、やっぱりちゃんと全額貰うように仙台高裁に訴えろっていう形で我々全員賛成しましてなったわけです。この今回の31の結果なんだけど、それに対してですね、先日の話だとその上告しないから議会には一切必要じゃない。なんていうの、そのへんのところをね、ちょっと、ちょっと聞きたいなと思いました。

あの久しぶりにこの議員必携なんていうの、新しいの買って初めて読んだみたいなものですけど、地方自治法のその96条たぶん副町長も大分調べてくれてるようなので、質問させていただきたいと思います。この中に議員が議決を、要するに町が議員に議決をしてからでなきゃ行為できないっていうものが15ぐらいあるのかな。その中には確かに訴訟のことはあつけども、なんていうの、上告しないからとか、要するに控訴しないからなんていうことは別に認める、議決の必要はないなんて書いてあるけど、議決そういうことは何も書いてない。もう一つその10項のところですね、11項の10のその、ことに権利の放棄とかいうのありましたよね。債権の放棄とか。それ、これを読むとね、何か町のその町の町有地を貸した会社がいきなり潰れていなくなっちゃってどうのこうのって書いてありましてですね、それを裁判して金を求めるっていうのも、結局はマイナスだと考えた場合なんかは権利を放棄してもいい、そういう時は議決が必要だなんて書いてあったんだけど、今回も考えてみれば類推拡大してもらってね、本来4億6,000万ぐらいだかのところ、1億4,000万ぐらいしか貰えなかった。町の権利はそれしかありませんよと。70%は町が悪いことしたからだとしてっていうふうには言われたってことですよ。結局は、30%しかおたくらの権利はないというふうには言われたということですから、残りの3億なんぼっていうのは権利を放棄しているのかな。それになぜ当たらないんだろうかと。少なくともその議決を求めなくてもいいかもしれませんけども、やはりみんなにわかるようにね、控室あたりで説明しないでやっぱりこういうところで我々に対して、たとえば同意を求めるとか、承認が、弁護士さんもそんな話してたじゃないですか。彼は別に自治法のこと別に詳しいわけじゃないでしょうけども、そういうのもあってもいいんじゃないかってチラッと行ってましたよね。議決でなくてもなんかやはりこういうところで公開の場で、ということはこれ自治法に違反すんのかどうかということです。たとえば憲法の天皇の項を見ますとね、あるいは天皇の国事行為というのがありまして、天皇は象徴だから国に関与してはいけない。だから天皇ができることっていうのは、こことこれだけ決めてるわけですよ。それ以外やったら憲法違反だと。んでも、この地方自治法の96条っていうのは逆の立場だと思うのよね。町が勝手なことしないように、これだけのことは最低ちゃんと議決してからやってくださいっていうふうには言ってるんだと思うんで

す。この文章は。そしたらそれを天皇がああ政治に口出すのと違ってですね、我々がそのもうちょっとこういうのもちゃんとみんなの前でやってくださいっていうことは違反であるとは思えないんだけど、どうなんでしょう。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋 慎一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

今、小玉議員のほうから副町長調べているようだからということで、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに議決を要することについては地方自治法96条にあって、今、小玉議員がおっしゃったように訴えの提起、訴えの提起のときには議決が必要です。上告は訴えには該当いたしません。あとは権利の放棄、議決要件の権利の放棄する場合は議決が必要ですというふうには地方自治法に謳っております。この権利っていうのはいかなる権利かという、債権、自治体が持つてる債権を放棄する場合は議決が必要ですというふうには解釈されております。例を申し上げれば、違約金、たとえば2割請求する権利があるわけです。今回の例のように。それ請求しなかったらシナイ決断をするとすれば、権利の放棄ですから債権があるにも放棄するわけですからこれ議会が議決が必要ですと、例えばの話です。今回はそれに基づいて議決の放棄はしておりません。請求してますので、それは議決事項には当たらないというふうになります。だと、議決事項と議決事項じゃないことを議決できないのかというふうなお発言だと思いますが、法学部を卒業していらっしゃる方なのでごく私から言うのはおこがましいことなのかもしれませんが、議決事項じゃないものを議決するということは、すべてが議決事項になってしまう可能性がある。議決するものはこれとこれって決められていないので、じゃすべてが議決なのかということと、あと地方自治法の112条、112条には「議会の議員は議案を提出することができる」。この議案を提出できることは、この96条にあることは議案を提出できるというふうになっていますので、この96条を拡大解釈して、いかなるものも議案として提出できるよっていうふうになってしまうと、議員の議案提出権もすべて際限もなくなってしまう。それは地方議会の混乱をもたらすものじゃないかというふうには私は考えております。なので、今回は訴えの提起にも該当しない、さらには権利の放棄にも該当しないということは、長に与えられた権限の行使というふうにいるのではないかなというふうなところでございます。けれども、なぜそこに至ったかということは、それは確かに丁寧に住民に説明するそれは長としての役目はあるんだろうというふうには思います。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

上告はなんでその、たとえば一審から二審にやるのと違う、その理由なんでしょう。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋 慎一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

まず控訴ですけども、控訴、簡単に言うところこんな判決気にくわないといっても控訴できます。法律上。上告、先ほど町長が何回もおっしゃってますが、民事訴訟法には上告できる条件が示されております。その示されてる条件には満たしていないだろうという判断、あとは着手金、あとは訴訟費用、裁判所に納める、合計して1,000万以上ということと、あとは先ほど小玉議員もおっしゃいましたけど、2,000件あるうちの数件しか上告は認められていないよっていう実績があるよ、つ

まり弁護士の言葉を借りれば99.9%以上は受理されてないよ。つまり0.01%にも満たない可能性のあるものに1,000万以上の資金をつぎ込んで上告する意味があるのだろうか。そのへんは町長の判断で町に得することはないというふうなことだろうと思いますけれども、簡単に言うと。そういったことで上告は断念するというふうなことなんだろうというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

理路整然とね、こういうような説明をしてくれれば本当に町民も納得できると思うよね。やはりあの議員控室あたりでこそこそやられたってね、おたくらなんか町といい加減なことやってんじゃないかって言われかねないよねと思ってやはりこういうところで。そうすると今みたいな話っていうのは、議会に出てこないとなれば今日しかないのかな。今日だとこれはみんなに聞こえてるわけでしょうから、良かったじゃないですか、んだとね。それ、やはり自分もあの今までそのゼレンスキーみたいな形でね、最後まで徹底的に戦えなんて思っていないこともないんだけど、やはりこれから半年も3ヵ月も1年ぐらいかけて、いつまでもそのっていうのもやっぱりあります。早く再生、町を再生してっていう意見も大分あるようでね、決着をしてやるのもやはり賛成かなという気持ちになってはいます。無駄だっということがあってね。

その後のことです。今度は。先日その弁護士さんの話では、前の副町長に対してはなんもできないような話でしたね。これから自分はこの固有名詞で申し訳ないけど、横山さんに対しては何も個人的に何もないから別にいいとも悪いとも思っていないです。人間的に。彼も考えてみれば高校卒業して四、五十年町にずっと働いてきて、一種の皆さん方の先輩に当たるわけだ。最後のところをつまづいて残念なことになってしまったわけだけども。やはり彼をさ、なんか町も再生すると同じように、前回も話したけど、なんかいい方法でね、町でコンタクトとか取ってんのっていうふうに思うわけよ。辞めた人間だから関係ないって言えば関係ないかもしれませんが、全くあの事件以来、我々にとって、町に対してもしんないけども、町民に対してもならそのテレビで「すみませんでした。」以外なかったと思うんですよね。そういうのやっぱり脅迫だっって言われっかもしんないけど、やはりそのへんのなんか手づるをね、町とかなんか誰かがちゃんとやってあげて、町も再生すると同時に彼もね、顔を上げて町を歩けるようにするのがおたくらっていうか、町の職員のある程度義務じゃないかなって思うわけよ。悪者にして終わってあいつは悪者だなんて言って、そうかもしんないけども、もっともこんなこと言って彼がそのありがた迷惑、冗談じゃないっていうことだっであっかもしんないけどもね。そういうようなことってこれからこれを結審して上告しないことになれば14日で終わってしまうわけだけども、その後はどういうふうになんていうの、町長が今までこう振り上げた斧を最後に収めるんだ。全く、横山さんには全く何もしないで終わってしまうのかな。そのへんをお願いしたい。どうしますかね。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

公の場で謝罪しろとかそういうことでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あの自分は読んでないんだけど、前の町長の時なんか新聞に謝罪文かなんか出したんだか。

そんなふうな話をチラッと聞いたけども。そんなこと、だからこういうふうにしろっという訳じゃないけど、何かしらのモーションがあってもいいんじゃないかと。そこらは町で話すなり、彼と話すなりしてどんな形であってもいいんだけど、なんにもしないで終わりっという形にはならないだろうと思うわけよ。正直。結局この7割っというのには町が悪いんだよって言ってるわけだから。町っというのには結局彼のこと言ってるわけだね。

もう一つ。先日、3月のその判決の言い渡し、3月8日だったかな。その時に見に行った人、見に行ったって傍聴に行った人がいて、どっちも弁護士もいないし町の職員もいなかったなんて話もあったんだ。よくよく考えたらね、たぶん今回の8月31日だって仙台には行ってないと思うのよな。結局、公判でない限り意味がない。たぶん最後はセレモニーでただ判決を渡すだけだそうだから、ということで、これは誤解だな。結局その公判の時に町は行ってますよね。それ何かあの町長はあの行ってるっというのに行っていないじゃないかっていうふうに言われたんだけど、あとで気がついてこれはたぶん判決の日に行ってるわけじゃなくて、公判の時に意味があるから行ったんだということですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

すべて判決の言い渡しにも行ってます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

本当ですか。3月の8日の日に名前言っているのかどうか、行ったそうだけど、居たのはなんというの、報道関係が3人とどっちの弁護士もいませんでしたという話だったな。12月の去年の12月のたぶん20日あたりにその最終論告があったと思うんだけど、そういうところには行ってやはりお互い弁護士さんの言う話をね、ちゃんと聞いて意味があるけども、判決なんか行ったって意味がない。どうですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

その判決の時にしているかどうかというふうなご質問でございますので、私がお答えさせていただきますと思います。

3月8日の第一審の判決の際には、判決文につきましては郵送で受け取るというふうなことでしておりましたので、3月8日の時には行っておりません。第二審の仙台高等裁判所における判決におきましては、弁護士のほうも行ってありますし、担当する実際私も行って来ましたが、仙台高等裁判所に行って判決を直に聞いてきたところでございます。以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

んじゃ、その誤解した人にはちゃんとっておきます。町長、嘘ついたっというふうなこと言っただので、嘘ではありませんというふうに言わなきゃなりません。

まず、先ほどの質問、途中で終わってしまいましたけど、何らかのそのケジメっというのにはね、何か町で考えられないもんなんでしょうかね。このままでうやむやにして、本人はどう思っているか知

りませんけども、再生することもできない。と思ってるかどうかわかりませんがね。あまり横柄に町歩かれてるのも困るかもしれませんが、でもやはりそういうような手立てっていうのは必要なんじゃないかな。40年も一緒に働いてきてちよこつと、そのへんのところなんか考えありませんかね。どうしたいのでしょうかということです。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

執行猶予付きの4年間の執行猶予も付いて社会的制裁はしっかりと受けております。あとは、退職金も返納しているというふうなこともありまして、社会的なある意味の制裁、そういったものは受けているということかと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

それは当然の話でね、実際、町の町民に対してとか町に対して、たとえば町民の代表である議会に対してもなんら話も聞いたこともないし。正直ね、ここで呼ぶなんてことわからんけども、聞いてみたいよね、いろんな質問して。とっちめるっていうわけじゃないけども、やっぱりうやむやにっていうのもなんかなって思うんだけど、本当にいい方法ありませんか。町でその公でなくなつたんならね、コンタクトできるのだろうか。それとも今までその町代表、誰かコンタクトしてきちんと行ってるということありますか。ない。何もなし。実際ね、犯罪者みたいな人に会うっていうのは難しいんだろうけども、んでもこれは考えてみると結局、彼は悪者だって言って知らんぷりしてる。あの時間もそろそろないんですけども、昔の最後にんじゃそのお釈迦様の話をして終わりにしたいと思えます。

昔あのお釈迦様のお弟子さんにアングリマーラっていう人がいたそうでね、そいつ悪者で人を殺しながらね、指を切ってね、親指かなんかを切って首飾りにしてたんだそうなんです。アングってたぶん指のことでマーラって花輪のこというんだけど、その人が最後にお釈迦様に会ってね、結局、彼を殺すことができなかつたわけよ。どういうわけだか知らんけど、最後にこれは何かあるなと思って改心してお釈迦様の弟子になったんだそうなんです。そのアングリマーラさんは。そして、お釈迦様のあの弟子になったら彼は自分で食事作るわけじゃないんです。托鉢行かなきゃなんないわけですよ。んで、自分で今まで殺した村に行って托鉢しなきゃなんない。当然、石投げたり、ひっぱたかれたりして血だらけになって帰って来るわけですよ。んで、お釈迦様にこのアングリマーラは、俺なんでこんなふうにしなきゃなんないんだっていうふうに訴えるわけですよ。こんなことしてまで。そしたら、それはあなたが耐えらなきゃならない義務、耐えていかなきゃなんないんだ、あなたの罪のためにはというふうに諭すんですよ。血の涙を流してね、血の汗を流す、懺悔というものはそういうものだっていうふうにして。たぶんそれで彼はそれをやり通したんでしょうね。だからそういう仏典として残ってんでしょけども。

横山さんにも僕はそういうこと願いたいなというふうにいるんですよ。なんとかそのコンタクトしてうまく町も彼も再生してもらいたい、そういうふうにあります。以上です。

(議長:「答弁いりませんか。」)いらぬ。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、6番 小玉勇君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時5分再開いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、通告により質問させていただきます。

項目といたしまして1番目、「これからの財政状況は大丈夫なのか」ということでございます。先日、統合小学校の話がありました。これまで当町ではですね、町民交流センターや消防分署などの建設を行った後で、小学校建設ということで説明がございました。新設することに私は何らその反対するものではありませんけれども、果たしてこれからのことどうなのかなと、大丈夫なのかなという、不安に思ったわけで質問させていただきます。統合小学校新設にこれからゴミ処理場、また北村山公立病院の建て替えに加え、最上川治水対策事業引き堤計画に伴う宅地造成や駅前土地活用事業の実施等が町財政の不安材料になると思われます。そういった今後の流れを勘案して、これからの財政状況大丈夫なのかご説明をいただければなというふうに思います。

2番目、「北村山地区広域行政の強化を」ということでございまして、人口減少が見込まれる中、広域行政の重要度は増してくると思われます。ごみ処理場の建設にしても単独で市長が実施するには負担が大きいため、北村山地区の連携を強化していくべきではということで質問をさせていただきます。

最後に、「町民の声を町政に活かせ」ということでございます。先日、議会報告会で3年ぶりにやったわけですが、町民の声をいろいろお伺いする機会がございました。いろんな項目ある中でですね、その中で私がピックアップした2件について、空き家を活用した運動教室等の地域包括ケアづくりや関係人口を増やす施策の実施を望む意見が町民から提言されました。このことをですね、私もその通告させていただいて、町側としてどのように対応していくのかをお聞かせいただければなというふうに思います。

答弁をいただいた後に、再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

はじめに、これからの財政状況は大丈夫なのかとのご質問にお答えいたします。

統合小学校の整備については、8月19日の全員協議会でご説明したとおり、令和9年度開校に向けて事業を進めていく考えであります。国庫補助金を活用するとともに、交付税措置のある有利な地方債を活用して、一般財源の充当が極力少なく済むように努めてまいります。また、今後、学校整備基金を積み増し、事業遂行に備えていきます。

広域事業である尾花沢市大石田町環境衛生事業組合のごみ処理場の整備や北村山公立病院の整備については、それぞれの組合で検討を進めておりますが、更生団体として当町の負担金が発生することは間違いありませんので、各組合及び構成市と十分に協議を重ねながら、財政運営に支障が生じないように努めてまいります。

最上川治水対策事業に伴う宅地造成などの事業実施も検討しておりますが、毎年度、今後5か年の振興実施計画をローリング方式で策定し、財政計画を立てております。大石田町町民交流センター整備事業の償還が始まり、公債費は令和4年度がピークになりますが、起債事業に係る償還の終了もあり、また、毎年度の地方債新規発行抑制を図ってきておりますので、その後の公債費は減少していきます。

持続可能な財政運営ができるよう、常に財政状況を勘案しながら事業執行にあたりたいと考えております。

続いて、北村山地区広域行政の強化をとのご質問にお答えいたします。

全国的に少子高齢化を主因とした人口減少が進行する中、広域行政の需要度がますます増していくことは誰もが認めるところであると考えております。

このような情勢の中、当町においては、尾花沢市と尾花沢市大石田町環境衛生事業組合を設立し、また、北村山地域三市一町において北村山広域行政事務組合及び北村山公立病院組合の構成団体として、地方自治法に基づく一部事務組合を設け様々な行政課題の解決に取り組んでおります。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合においては、上下水道の運営や廃棄物処理などを担っていただいておりますが、現在のごみ焼却施設については昭和55年度に稼働を開始し、平成15年度のガス化溶融炉への改造工事を経て、現在42年が経過しております。

また、リサイクルプラザも建設から20年が経過しており、両施設とも経年劣化による損耗が著しく、補修に係る費用が年々増加傾向にあることから、新施設の整備に向けて組合内で検討を進めております。

現在の計画においては、ごみ焼却施設の建設費を約60億円と見込んでおり、両市町の負担は大きくなるものと想定されております。

しかしながら、施設更新には計画支援等に5か年、工事には3か年を要すると見込まれ、耐用年数えお大きく経過した現施設において猶予は残されておられません。また、事業計画は令和2年度に国から認定をいただいておりますので、すでに事業が進捗している状況にありますので、ご理解をお願いいたします。

ただし、その後の施設整備などについては、尾花沢市とも十分に協議し、現在の枠組みにとらわれることなく、最大限の効果が引き出せるよう広域的な検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、町民の声を町政に活かせとのご質問にお答えいたします。

空き家等の利活用の状況については、先の第2回定例会の際に議員のご質問に対しお答えしておりますので、重複する部分は申し上げますが、昨年度実施した実態調査によれば、町内に確認された195戸の空き家等のうち、その7割近くが「利活用可能、または簡易な修繕程度で利活用が可能な建物」と判断されております。しかしながら、空き家バンクへの登録は現在3件であり、有効に利活用されているとは言い難い状況にあります。

そのため、住居以外への利活用は有効な活用方策として期待を寄せているところでございます。

今後は、住居としての利活用はもちろんのこと、住居以外の利活用も視野に入れながら空き家等の利活用の促進を図ってまいります。

また、地域包括ケアシステムの活用については、さらに検討を重ねてまいります。

関係人口については、令和3年3月に改定した「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」において、「関係人口の創出・拡大に取り組む」こととしており、「町全体の情報発信力の強化と戦略的なPR」などの主な事業として掲げております。

現在も、ふるさと納税制度や地域おこし協力隊のSNSなどにより町のPRを実践しておりますが、今後も更なる取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。以上となります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、再質問させていただきます。

8月19日の全員協議会で、小学校統合の整備について説明をいただきました。こちらあの振興実施計画5か年の中にですね、建設費が24億1,000万というふうに載っております。現在、その資材高騰とかいろいろある中で、この金額で大丈夫なのか。たぶんこれ最優先事業として令和9年開校を目指していくのかなというふうに思いますけど、そのへん最優先事項で間違いなく開校するっていうようなことで進んでいくのかどうか、教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

そのように計画しております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

資材価格の高騰とかはまだあのこの通りでいぐていうようなことでいいんですか。大分あの原油価格なんかも上がって、ウッドショックなんかもあってというような状態ですけど、24億っていう見立てで組んでらっしゃるのか、教えていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

具体的に環境衛生のごみ焼却炉などは40億と言ったものが60億になっているというふうなこともありますし、ウッドショックがこう滑らかなものじゃなくて、急にこういう上がり具合もあるというようなこともありますので、これから試算してみれば、たぶん大きく膨らんでいくのかなとは思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

その40億が60億になったっていう事例を基にすればですね、24億だってドーンと上がる可能性もあるんで、そこで大丈夫かっていうような聞き方をさせてもらってるわけでごさいますね、間違いないって言ってもらえればそうがってなるんですけど、そごまでやっぱり言えないのがなども思います。開校は間違いなくしていぐっていうごどでしたら、財政なんかも多少は目をつぶって

でも突き進んでいぐってというようなごどになんのがなと思いますけど、そのへんの状況はどうなんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今答弁で申しましたとおり、公債費が今年が最高です。これから後は下がっていく。そんでまたスタートするところからもう一回上がっていく。そういった波をずっと繰り返しながら、借金おつきいところで70億ぐらい、下げながら、下げながら。また戻って、また下げながら、下げながらというふうな繰り返しですので、そのへんは計画的に進めていきたいというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

昨日のですね、本会議でもその財政健全化判断比率っていうようなことで説明ありまして、全然その財政的には問題ない状態でありました。私の記憶では24年前にですね、実質公債比率が20%超えました。県内ワーストというところからだいぶ毎年、毎年がんばってですね、財政状況が良くなってきたのかなというふうに思います。財政良くなる中でですね、その説明があったのは、そのパイが大きくなったのでその比率も良くなるんだというような説明を聞きました。今、岸田政権ではですね、その新しい資本主義という名の下にですね、地方交付税を17兆円に増やして、7.6%増やしてっていうような、そして新しい資本主義というごどで地方を大事にしてるがらなのかもしれませんが、まだまだパイは大きくなっていぐのがなというふうに思います。そうすれば、財政的にはまだまだ余裕も出でくんのがなという、私なりの見立てなんかもできるわけですけども。

答弁の中でですね、あの毎年度の地方債新規発行の抑制を図ってきたという答弁ありました。大石田町も財政が厳しい中で、キュウキュウの中でやってきたのがなと拝察するわけですけども、この新発債発行を抑制してきた経緯とか、それによってですね、いろいろ影響もあんのがなと思いますけど、その状況を説明していただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、私のほうからお答えさせていただきます。

大分前ですけども、大分財政状況が厳しいというふうな時にですね、要は借金を減らしましょうというふうなところから始まったと認識しております。要は、償還のですね、償還をする分の要は2分の1ぐらいの新規発行で抑えていきましょと。そうすれば将来的にはその起債残高も当然減ってきますし、その毎年度の償還金額も減ってくるというふうなことで、財政状況も健全化のほうに向けて進んでいくであろうというふうなことからそのような措置を取ってきたところでございます。そのような結果を踏まえまして、昨年度のですね、決算を見てもおわかりのとおり、その指標上の数字ではありますけれども、大分改善してきているというふうなことでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。あのひと頃よりも大分良くなっていますんで、これまで本当に頑張ってきたのがなっているふうには評価するところではあります。その中でですね、そのこれがいよいよ話が出てくるわけですから、まずその北村山広域行政事業組合の前に公立病院の建て替えてという話があります。6月議会で東根市長の答弁なんか見ると、令和12年新しく建て替えしたいというようなことで、8月、9月に東根の副市長がですね、あの構成団体の副町長あたりに説明したのがなどがって思いますけど、その建て替えの話、今どうなってらっしゃるか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

建て替えにつきましては、今、基本計画を練っているところであります。場所あと事業規模についても今検討中でありますので、まだ詳細についてはまだわからないところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

東根市長もですね、先日あの選挙ありまして、再選されましてその公約がこの建て替えで、なるべく財政負担少ないように政治生命を掛けてやりたいということで、25%以上の補助を求めて頑張っていくというようなことでありますんで、ずっとほの病院も赤字ですけど、ほの地域にとってもなくてはならないものだと思いますので、町も必然的に財政負担しなきゃなんないというようなことになっていくと思います。どれぐらいかかるかどがそのへんもまだ全然出でないのが、ほのへんはないんですかね。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

今、事業規模も決まっていますので、負担割合についてはまだわからないところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。いわば、まだまだ病院は先のごとですんでまだ目つぶってでもいいのがなど思います。

ごみ処理のほうにいぎます。私とですね、熊谷議員とですね、今年、北村山の他の市の方と一緒に行政調査行きました、他は政務活動費で行ったわけで、私たちはその議会の中で研修代で行がせていただきました。そこでいろいろ学ばせていただいてですね、毒沢のほうに行って環境衛生の職員さんとかともいろいろ説明を受けて、やはりそのごみ処理っていうのは広域化すればですね、そのスケールメリットがありまして、大きければ大きいほどいいっていうようなことがわかりました。ただ、ほのんだらでぎんのがっていうと、ほんなに簡単ではないっていうのもわかりました。尾花沢大石田環境衛生事業組合っていうと、平成12年に東根のグリーンピアさんに、ぜひそのごみ処理をお願いできないかっていうごときで、当時はダイオキシン関連法などありまして、また野焼きなんかの規制もあって、東根さんのほうには断られたという経緯があったようです。それから時代は移ってですね、当時のごみ処理量から大分減りまして、処理量が、尾花沢大石田のごみ処理量も減ってきたと。そのへんをんじや東根で賄えんのかつつたら、Max 値よりはあの余裕を持つ

てでざるというようなごどでありました。んだったらすぐにでもでぎっべっていうようなごどですけど、そごがうまぐいがない。一方、尾花沢大石田のそのごみ処理場は、当初ランニングコスト7,000円をくくってみてたのが、今はもう倍ぐらいになってるっていうぐらいに負担が増えでる。環境省なんかもですね、広域化しろ、県も広域化しろっていうようなごどで音頭は取るわけですけど、大石田尾花沢のその環境衛生はどごも引き受け手がないというような状態で現在に至って、そしてそのごみ処理もまたしなきゃなんないのかなというような段階で、いよいよ切羽詰まってきたっていうようなふうに理解しています。その中で町としてですね、その協議は環境衛生と尾花沢市さんと町と三者なんかでしてきたと思うんですが、そのへんのこれまでの経緯ちょっと教えていただければなと思います。なんでこうならなかったのか、どういうふうに把握してんのか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

これまでの経過につきましては、議員おっしゃるとおりですが、平成12年に当時の環境事業組合の正副管理者から東根市ほかの二市一町の共立衛生処理組合へ受け入れを要請して、その結果として7月に回答をいただいたところです。その際の理由としては、施設の周辺住民や処理組合議会の意向、それから三市一町のこれまでの投資規模などにより受け入れできずというような理由を付して回答をいただいたと聞いております。この回答を受けて環境衛生事業組合では、独自の処理場の延命化をしなければならないということで現在に至っております、さらに今回のごみ処理施設の更新に向けましては、そのへんのなんていいですか、近隣施設組合との交渉もしたとは聞いております。ただし、状況が変わりありませんので、この度も施設の更新に向けた取り組みを進めてきたと聞いているところでございます。平成29年あたりから各近隣施設であったり、先進施設の視察などを行いながら、平成30年頃からは議会への説明など行っておりまして、現在に至っていると認識しております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。あの先ほど北村山の議員で研修行ったって言いましたけど、6月の各市の定例会でもですね、この問題を他の議員から取り上げていただいて、当局に答弁いただいているわけです。その中でいろいろその今後もですね、あの検討していきたいというような話もあったわけですけど、現在この県とかですね、国とかのほうから、この枠組みでお前だするどがそういうアプローチなんかないものなの。広域行政を図れっていいながら結局現場任せになってるのか、そのへんの状況はどうなんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

答弁書のほうでも現在の計画、推進しているところとお答えしておりますが、その中でこの計画を進めるにあたり、地域形成推進計画ですか、策定しております。その中で県内の枠組みなど示しておりますが、その現在の計画で認定をいただいておりますので、改めてこちらの組合側からすれば、ぜひ大きな枠組みを示していただきたいという想いはありますが、現地域枠組みで認可をいただいておりますので、これ以上のものはないということで認識しております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

答弁ではですね、最大限の効果が引き出せるよう広域的な検討を進めてまいりたいと考えていますっていう答弁をいただきました。じゃ、最大限の効果で今からなんか変更ありそうなのかどうか、そのへんもどうなのかが、最大限の成果ってどういうふう考えているのが教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

現在の建設予定しているものは、やっぱりタイミングがかなりズレてますので、向こうの今3基でこういろいろやりながらやっているということですけども、うちのほうはもう切羽詰まってやらなければいけないというような状況で計画、議員もわかるとおり、この認定されている広域のその枠組みもそのままやっていかなければいけないということで、その先の話です。広域の検討を進めてまいりたいというのは、常々そういったことも話しながら進めていければと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。今、広域の話が出たんで広域のほうにいぎます。今この北村山広域行政事業組合の中でですね、どういった話なってんのがなっている、そういった話なんか今までも町長が出したごどあんののがどうが、尾花沢市長あたり、ゆったりしたのがどうが、そのへんの連携。で、協議ちゃんとどんな形で協議が行われんのが。たとえば町長が、ちょっと議題これ言いだしたら、他が相談に乗ってくれるような体制になつてんのが、そのへんちょっと状況を教えていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ごみじゃなぐね。ごみ。ごみじゃなぐね。それは対等な立場で様々な案件に対して進めているということでもあります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

若干、ちょっと話飛ぶんですけど、岡崎議員がその北村山にその公認グラウンドない、んじゃつくらんねべっていう話をしてもさっぱり進まないわけです。このへんもですね、やはり北村山地域一体となつてって話はみんな理解してるんでしょうけど、個別の案件になるとさっぱり何も進まないのがな。たとえば北村山公立病院でもこの産婦人科がなぐなる、あ〜これはってみんな思うわけですけど、んじゃ何するっていうど何も進まないのかなど。問題解決の場がその広域行政組合だと思しますのでですね、志布市長あたりが親方でやってらっしゃるんでしょうけど、大石田もその中でですね、小さくてもキラリと光る町が大石田町だと思いますんで、様々その政策提言など、町長からどンドンしていてもいいのがなと思んですけど、そういったごどでできるのがどうが、いかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

広域、やっぱりあの事務組合においては三市一町でやっぱり様々な現状のこと、事業、やっぱり繰り返し、繰り返しやってるような状況ですので、たとえば今回のあの楯高のこととかそういったことも広域でやろうとか、もちろん前は荻袋にあった施設のことであつたりとか、そういった時に新しいもの、たとえばどうしても必要なものなどあった場合は作り上げなければいけない。結局、でも楯高跡もかなりの負担がかかるというふうなことで村山が単独でやったというふうなこともありますので、そういった様なことは話しにはです。ほんでやっぱり実になったものっていうと残念ながらないということですけども、そういったことは話しながら進めているところであります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。三市一町北村山の中で村岡町長が一番若くてですね、あのきらりと光る部分があつど思います。あのぜひですね、我が町のこの想いをですね、他の市に届けていただいて、この北村山地域がこの有機的に連動するような地域づくり、その要としてですね、北村山広域しっかりやっていただければなというふうに思います。

ちょっと話また飛びます。あの消防指令、北村山で一緒になるっていう話ありましたけど、なんかその通信状況が尾花沢の山のほうに届かないどが、なんていう話も聞いたりもするんですけど、この消防通信の北村山の話はどうなってるんでしょうか。今。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

消防指令の指令センターの共同運用については、この北村山広域行政事務組合を中心に各消防本部も加わった中で現在検討を進めております。まもなくその検討会の成果といいますか、方向性をお示しできるものと考えております。この定例会に間に合えばよかったですけど、若干、もうちょっとお時間をいただいて、まもなく年内には議員の皆様の方に方向性をお示しすることができると、今のところの状況でございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

広域化の中で規模的には県内中できるような規模を北村山にということで、もったいないような気もするんですけど、んでも北村山が連携していく、一つになっていくと思いますんで、しっかり進めていただければと思います。

もっと広域にいぎまして、この山形市との協定、尾花沢と大石田あどがら混ざるような形で入りました。その中でそのたとえばその米飯給食なんていうのも実際始まったわけですけど、観光面なんかはあのだのような状態なってるのか教えてください。

んじゃ、米飯でご飯と給食どがおいしくなったのがどうが。不具合があんのがどうがそのへんも教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育文化課長 小林基流君。

1. 教育文化課長(小林基流君)

米飯給食のほうは山形市のほうで一括してということで、センター方式になったわけですけど

も、実際のあの工場、工場といいますか炊飯現場のほうを見ていただいたかどうかちょっとわからないんですが、かなりオートマチックになっておりまして、もう異物混入とかというところがまずありえないでしょうというようなちゃんとしたつくりになっておりますし、あと各町内産のお米も使えるようにそれぞれ炊飯の方法も分けておりますので、これまでと変わりなく美味しい給食、米飯が提供できていると思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

観光のほうはどうなってるでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

観光のほう、山形市との連携ということで、さくらんぼ DMO ということができておりまして、それが中心となって各グループワーキングをつくって新たな観光を見つけ出し、それから旅行にしてもどういったところを回ればいいのか等、各ワーキンググループ等で現在話し合いをしているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

しっかりとその実になるような対応をしていただけるように、大石田は小さくてもきらりと光とところがあると私は思いますんで、そうしたその会議の中に行ったら積極的にですね、発言して、きらりと光、広域行政お願いしたいと思います。

町民の声のほうにいぎます。これ空き家の話で答弁があるんで、その空き家の状況、新聞切り抜いてきたんですけど、総務省の住宅土地統計調査によると、2018年度時点で空き家は約849万戸あるということで、住宅総数に占める割合は13.6%に達し、およそ7件に1件が空き家というような水準まで達したそうであります。国は15年に空き家対策特別措置法を全面施行し、特に問題が大きい空き家に対しては行政代執行による取り壊し(除去)なども可能にするといった対策を進めているというようなことでありました。先日の日経新聞ですけど、ほの件数はですね、来年度ほの空き家は1,000万戸に増えるそうです。もう団塊世代がですね、あの亡くられる方がその空き家になってるのがなとも思うわけですけど、大石田町ではですね、この国の空き家対策特措法の前の年にですね、その空き家対策条例設定しまして、国に先んじて空き家対策してきたのがなというふうに思います。それをあのぜひその聞かせてくれということで、この前宮城県の大衡村なんかからもその視察に来て、その空き家対策どうするんだというようなことで聞かれたわけですけど、大石田はいわば空き家対策の先進地なんですから、んじゃ今後の展開どうするかという、この空き家の利活用というところでも空き家だらけになって、その空き家バンクなんかにしてもどこも空き家が多くて困るってというような、ふうになっていくのがなとも思います。そこで、ほの住居じゃない利活用もやっぱりしていくのがいいのではないのかなというふうに思うわけですけど、たとえばその町の空き家バンクに適用なってる空き家を、町でんじゃ買い取って、たとえばそれを地域包括ケアなんかに使おうというようなことを考えてもいいのかなとも思いますけど、そのへんはどうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まずあのお試し移住とかそういったものの施設として、たとえば町のお金を使って改修して、お試しから本移住に移るとか、あるいは地域おこし協力隊の家屋としてなどもそういったことも考えられるのかということで、いい物件があるということややっぱりかなり高価なものですので、どこまでどういうふうに修繕したり、どこまで購入したりするのかということの中には入れながら進めているところでもあります。

(議長:「空き家でない利用は考えてるかということです。住居じゃなくて空き家で。」)

今、やっぱりコロナでコワーキングということで、事務所的なことで使えることもありますので、そのへんも含めて考えているということでもあります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

人口推計考えれば、これから空き家は増えていって町の人口は減っていくっていうのが予測される中でですね、んじゃその空き家をただ解体して更地にしてそれで終わりだべっていうんだったら、やっぱりもったいないと思いますので、なかなかほのどうしろっていうと難しいのかもしれませんが、ぜひその利活用図っていただければなと思います。ほの町民もですね、あのなんとかがしてこの町ばいいぐしてもらうだい、いぐなってもらいだいっていう気持ちでですね、ゆってんのがなと思いますので、お願いしたいと思います。

関係人口の創出・拡大に取り組むというごどでありますけど、具体的にあのどういったごどやってらっしゃるのか教えていただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まずはやっぱり関係人口、交流人口、移住、どこが前に来るのかっていうと、普通、総務省では交流人口と移住の間が関係人口的な定義してますけれども、やっぱりいろんな情報を、協力隊からもそうですけれども、SNSを含め様々な情報を発信して大石田町を見ていただく、そして気にしていただく、あとはもちろんイベント、花火大会であったり、そばまつりであったり、ひなまつりであったり、あとスイカオーナーも23年続けてますけれども、20年以上参加していただいている方などもありますので、そういった方々からそばもやっぱりほぼほぼ定期的に来ていただいているリピーターだらけですので、そういった大石田ファンクラブなるもの、みたいなものでやっぱり常に来ていただく、単発ではなく来ていただいて、実際にいると思いますので、そういった方々をもっと、もっと増やしなが、PRもそういった方々がもう本当に自分なりに発信していただけますので、そのへんを上手く活用しながら進めて、それでできれば移住していただきたいというふうに繋がればと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。しっかり取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

あの町長も議員経験者であって、議長も経験なさってる中で、町民の声を政策提言で出したこともあると思います。ただ、自分がその首長になってですね、できるごど、できないごどっていうなやっぱり見えてくる中でですね、ほのなるべく町民の声聞いてあげたいなと思うんでしょうけど、

できない理由なんかもいっぱいあると思います。そごらへんいろんなジレンマもあるんですけど、そうした町民の声に対する応えられる、られないについて、そのへんの町長の気持ちちょっと聞いて終わりにしたいかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

たとえば道路の穴一つにとっても、なかなかうまくいかない、先立つものがないから始まって、そこはやっぱりいろんな国のありとあらゆる、たとえば国会議員であったり、あとは関係のある人たち、官庁の人たちなども使いながら、上手くすり抜けながらできればと思っておりますし、あとは本当に魅力的な部分大石田町たくさんありますし、実際、本当に多くの人が大石田町にかけて来てますので、そのへんは上手く、そして今回東北中央自動車道が南のほうは開通するという事は、本当に千載一遇のチャンスでありますので、そのへんはそばまつりあたりに就任以来ずーっとあの事あるたびにいろんな会議で、どうか10月の最終あたりに開通してほしいということがもしかした本物になりそうですので、そういったこともあるので、できれば宮城、福島、埼玉あたりにすごく攻勢をかけていきたいという話したら、ポスター作るお金もないということで、そのへんは庁舎内上手く渡りながら、これは二度とないチャンスですので、そのへんにもしっかりと力を入れていければと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。ぜひですね、心豊かに幸せ感じるまちづくりしっかり突き進んでいただけるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、5番 村形昌一君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

それでは、通告に沿って質問させていただきます。

私からは、「豪雨災害における町の対応は」ということで質問させていただきます。令和4年8月3日からの長引く大雨により、北海道地方、東北地方、北陸地方において甚大な被害をもたらしま

した。被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧・復興をお祈り申し上げます。また、山形県内、大石田町の中においても8月4日未明からの大雨で被害が出ていると聞いています。今朝の山形新聞朝刊においても、県内の風水害被害で令和2年豪雨を上まわる過去最大の470億円となるとなっており、まだまだ被害額が膨らむ可能性があるとして掲載されておりました。当町においても、先ほど小玉議員の一般質問にありましており、住家4軒、非住家2軒、農地被害も米・スイカ・ソバなど被害があるということでお聞きしております。大小にかかわらず被害に遭われた方は大変な想いをしています。次回、被害が出ないようにすることが重要かと思っておりますので、そういった面を含めまして質問させていただきます。

まず1点目、「内水処理の対応は。」2点目、「災害時の情報伝達は。」3点目、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトの影響は。」という3点について町長に答弁を求めます。

なお、答弁の後、詳細について再質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「豪雨災害における町の対応は」とのご質問にお答えいたします。

はじめに、内水処理の対応についてであります。町地域防災計画において、水防活動計画として定められております。

計画では、「町長は、県または国により水防警報が発せられたとき、若しくはその他必要と認められたときは、その状況に応じ、水防団(消防団)に出動命令を発し、警戒防御につかせること」となっております。

出動した水防団(消防団)は、監視及び警戒を任務として、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常の箇所を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、その状況を町に報告することとしております。

次に、「災害時の情報伝達は」についてお答えいたします。

災害時における町民に対する情報の伝達は、基本的には防災放送でアナウンスしております。しかしながら、住宅の構造や雨音などにより、「よく聞き取れなかった。」、また、「防災放送の内容を確認したい。」とのご意見をいただき、確認ダイヤルに電話することで放送の内容を確認できるよう、令和2年度に防災情報テレホンサービスを導入いたしました。

さらに、災害時の情報伝達手段として、インターネットメールや公式LINEで情報を一斉にデジタル配信するシステムを導入し、昨年度から運用開始しております。このシステムは、災害時の情報から観光情報まで幅広く活用できますが、登録しなければ情報を伝達することができませんので積極的にPRし、町民の多くの方々から登録していただけるよう努めてまいります。

次に、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトの影響は」とのご質問ですが、このプロジェクトは令和2年から令和11年までの10年間で、大江町から戸沢村までの区間における河川整備計画であります。上流部では堤防整備、大久保遊水地の整備や大淀の分水路整備などが計画されております。当町を含む中流域では、堤防整備や河道掘削などが計画されており、国ではこれらが完成すると、令和2年の豪雨と同規模の水害は防止できるとみております。以上となります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まずは、内水処理の対応はということでご質問させていただきます。大雨による水害の被害の大きな原因として、一つは、最上川の水位が上昇による支流や水門を閉じて溢れる内水が影響しています。内水が溢れる箇所も毎回同じ場所ということもあり、町民の方からは、早期の対応・解決を望む声が大きいです。7月に行った議会報告会の場でも、内水の処理を始める時間や対応が十分ではないというご意見をいただきました。それを受けまして、8月25日に政策提言書を町長のほうに提出いたしました。内水処理問題は町の喫緊の課題と考えますが、まず、町で把握している内水氾濫箇所は何箇所あるのか、また、どこなのか、把握している範囲でお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

町内に最上川に接続する樋管21箇所ありますが、河川の水位が上昇した際、それぞれ管理されている国県の指示によりまして閉鎖することとなります。降雨量にもよりますが、それぞれ内水は増え続けますので、すべての箇所で内水氾濫は発生する可能性があると言えます。ただし、その内水を処理する必要がある仮称は、現状、住宅地などの8箇所を特に警戒しております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

住宅のある8箇所を重点に内水処理を行っているということですが、やはり、毎回同じところが溢れ出してきて、その内水をどうにかしてほしいという要望はすごく強く要望されています。今、やっている対策ありますけど、その他今やってる対策もそうですが、具体的な対応をどういうふうに考えているのかお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

浸水被害対策につきましては、令和2年度の豪雨災害以降、10インチの水中ポンプ、それから緊急排水用のエンジンポンプ、これらを整備してまいりました。今後は、更に国県などの関係機関と協議を進めながら、これまで以上の効果が期待できる対策を検討をしております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

今あのお答えありましたとおり、内水処理には水中ポンプを設置したり、また消防団による小型ポンプ車によって排水作業を行っています。今の排水能力で間に合っていないからこう災害というか被害が少し出ていると思うんですが、そういった排水能力に関してまだまだ必要と考えるのか、これでなんとかやりくりしなきゃいけないという考えなのか、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

現在の町で準備しております水防資機材につきましては、水中ポンプが11基、それから緊急排水用のエンジンポンプが1基、それから総務省貸与の小型ポンプ1基、消防ポンプ自動車5台、さらに小型動力消防ポンプは25台保有しております。すべてのポンプを合わせた総吐き出し量につきましては毎分92立米ということで、具体的には小学校の25mプール、こちらを5分程度で

空にする能力がございます。この能力が当町における排水能力として十分か否かの判断としては出来かねますが、予算も含めまして現在備えている資源を有効に活用して、その能力を十二分に活かすための消防団の組織力向上、こういったソフト面での強化にも取り組んでまいりたいと考えております。また、限られた予算の中ではありますが、より効果的なハード面での整備も検討していきたいと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

今現在は、消防ポンプ車や小型ポンプ車を活用しているわけですが、やっぱり消防ポンプ車などは消火に特化した機材でありまして、やっぱりなかなかこう内水処理するには出来ていません。そういった中で、やっぱり水中ポンプだったり、ハード面を今後も財政と相談して強化していくというお話ですが、そういった面が必要になってくると思います。今現在、把握しているその水中ポンプだったり、今後ハード面で強化したいなと思っている資機材のおおよその値段、わかりましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

水中ポンプにつきましては、令和3年度に1基購入しております。今定例会の決算特別委員会で詳細のほう説明いたしますが、10インチポンプ昨年度導入したのものについては、税込で88万円でした。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

なかなか高額な品物なんで、なかなか全配備するっていうのは難しいことだとは思いますが、やっぱりこう決められた箇所がこう内水氾濫してますし、特に住宅の床下浸水がなってしまう箇所も毎回限られています。やっぱりそういった箇所に集中してそういったものを素早く配備しないと、毎回同様な災害が起きてしまうと思います。そういった面でも早急にそういった対応が必要だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

やはりあの可能な限り素早い対応ということが、被害を最小限に食い止める最善の方法であることは誰しもが認めることか思います。より速やかな水中ポンプの配置、設置に向けましては先ほど申し上げましたとおり、国県などの関係機関と協議の穂を進めながら方法のほうを模索してまいりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

答弁には、町長が、国また県から水防警報が発せられたときに、また必要と認められたときに水防団に出動命令を発するということですが、やはりあの時間帯にもよって招集しても集まりにくい、深夜、特に深夜とか勤めの人が多いときには日中もなかなか人を集められない、そんな状況で、

やっぱり災害が起こりそうになってからの招集では、なかなか間に合わない部分があるのかなと思います。たとえば水中ポンプの常備ということを考えられないのかということ担当課とお話したところ、やっぱりこう草木が生えたり、ごみが詰まったりということでなかなか常備が難しいというお話を伺いました。ですが、やっぱり雨が降る時期というのは決まっていると思うんです。大体7月、8月にかけて、台風が来る9月、10月など、そういった限られた時だけこう常備するということができないのかなと、ふうに思うんですが、そのへんはどうなんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

町としまして、常備して常設できれば一番対応は素早くできるかと、そこは同じような考えであります。ただし、議員のお言葉があったとおり、常に水中ポンプを投入しておくということ自体については、管理者である国県からの指導もあります。また、たとえばやはり草を刈った、草が流れてきて詰まっているとか、そういった問題も発生するためなかなかその実現できないというような状況でございます。ただし、春の梅雨期に設置した場合は、様子を見ながらですが、そのまま秋まで常設しておくというのが通例になっております。今年もこの間設置しましたので、このまま秋の台風期まで様子を見たいと考えているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

素早く対応するためにはやっぱり常設できてればいいんですが、なかなかそういった面も難しいという中で、やっぱりその急な招集にこう対応できていないのが今現状かなと。水防団として招集される時でも、やっぱりそのなかなか緊急には対応できない。そういった中で、やっぱりそういった資機材を設置するのにやっぱり深夜とかそういった時間は難しいわけなので、やっぱりなかなか自然相手のことなので予測は付きづらいとは思いますが、前日に一応準備するなどといった対応が、今後必要になってくるのではないかなと思うんですが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

予測にもよりますが、やはり最上川のたとえば水位がかなりの上昇を見るといった情報がいただけるのであれば、それは対応したいと思います。ただし、消防団の方についても当然ご存知のとおり、ある意味ボランティアで協力していただいておりますので、対応できる、できないというのはその際、その際の判断になりますので、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

なかなかそういった消防団もボランティアということでなかなかこう難しい面はあります。そういった中でやっぱりスピーディに対応するためには地域住民だったり、自主防災組織もやっぱり連携を図って、たとえばその内水の水位を見てもらうとか、ポンプの設置もやっぱり訓練か何かをして知識として覚えていただくということも必要になってくるのかなと思います。そういった中で地域住民との協力も必要ですし、訓練なんかも必要なのかなと思います。先日あの消防団の幹部によって

ボートだったりいろんな訓練をしたと同っておりますが、やっぱり川そばにあるこの大石田町、やっぱりそういった水害に対する訓練も今後やっぱり常備的にやっていかなければいけないのかなと思いますけど、そのへんどのようにお考えでしょうか。町で秋だったり、春も消防の演習ありますけど、町民を巻き込んだ訓練、防災訓練そういったものを検討する考えはあるのか、ないのか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

水防関係につきましてはまちづくりのほうを担当というふうなことになりますけれども、全体的な防災といえば危機管理担当ですので、私のほうからお答えさせていただきますが、やはりですね、有事の際、速やかな対応が出来るようにというふうなことで、当然あの協力をいただいた中での防災訓練は必要だというふうに考えております。今年度中にできるかどうかは確かなことは言えませんが、そのような訓練は必要だというふうなことを認識した中で、今後そのような訓練も実施してまいりたいというふうな考えでおりますので、よろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今 野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

大体、毎年災害の訓練といいましても消火だったり、地震災害を想定しての訓練が主なんだと思います。やっぱりこの川の災害、氾濫だったり起きたときの、せっかく今回あの大きなマイタイムラインをつくって町民の方にこう書き込みしていただいたわけなので、そういったものも活用しながら、やっぱり水害時にどういった行動、どういった動きをするのか、どういった対応をしていくのかという訓練もやっぱり必要になるのかなと思います。ですので、毎年とは言わないまでも隔年とかで、災害、いろんな災害を想定してそういった訓練だったり、機材の扱いのこう講習だったりあるべきかなと思います。そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

議員おっしゃるとおりかと思えます。防災訓練につきましては、今後検討してまいりたいというふうに思えます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今 野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひとも、やっぱり自分で動いてみないとどういった行動を取ったらいいのかというのがなかなか見えてこないの、やっぱりそういった訓練が必要かと思えます。そして、町と一緒に、住民と一緒にこうみんなして連携してこう確認することによって、本来、災害が起きたときにスムーズな動き、また問題点なんかも把握できると思えますので、ぜひともご検討いただきたいなと思えます。

水防団ですが、現場に配置されますと、自然相手ですのでなかなか終わりが見えない。そんな中、長時間にかかって待機しなければならなくなります。そういった中で、なかなかこう連絡も回ってこない中、待機してるわけですが、お昼を越したりなんだりするとお弁当なんかの対応もなんか今回していただいたようです。ですが、なんか団によってはこう「お弁当出るの。」なんていう団もあったり、なんかまちまちな対応になっているように感じました。そのへん町としてどういった対応してるのかお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

定期的な連絡などにつきましては、当然、消防団のほうを通じまして、随時、現場の状況の確認と併せて、必要に応じた連絡など行うように消防団と情報を共有しながら徹底してまいりたいと思います。

また、あの活動中の食事につきましては、それぞれの現場それから活動内容に応じたタイミングの判断などが必要ですので、それぞれの班ごとに対応していただくとしております。こちらのほうも改めまして消防団のほうで周知を徹底していただくようお願いし合いたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今 野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひともわかりやすいようにこう説明していただければと思います。

また、水門を管理する方も豪雨時には長時間のこう拘束というか待機を強いられます。そういつた中で私がこう現場についている限り、もう一人の人がずっと付いているような状態で大変だなというふうに感じております。なんか交代体制とかそういったこう何人かでこう兼務できるような体制になっているのか、それとも一人だけをこうお願いしているような形なのか、そのへんどのような形になっているのかをお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴 木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

今のあの水門、樋管のゲートの頼まれてる方っていうことですよね。それについては、あの国交省で直接頼んでおりますので、そのやっぱり時間で国交省と委託しながら頼まれてるので、ちょっと把握はしておりません。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今 野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

国交省の対応ということで把握してないということですが、やっぱり町民なのでなかなか一人でやってるようでなんかすごい大変だなあなんていう思いがありました。そのへんはこう水門を管理されてる方のこう要望だったり、なんだったり、なんだったり、国交省のほうに言っていただくような形になるとは思いますが、そういった面でも町としてもこうバックアップしていただければと思います。

令和2年の7月の豪雨を受けて、この度、横山の地区のほうで流雪溝ポンプを活用、今回したと思います。その効果というか、なかなか効果を言うのは難しいとは思いますが、やってみてのこう感覚として有効だったのか、そのへんちょっとお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

今の金川の流雪溝ポンプの活用につきましては、建設課との協力をいただきまして使わせていただきました。こちらのポンプ10インチのポンプに相当しますので、これまで10インチ1台と8インチ1台でこれまでは排水作業を行っておりましたが、今回は先ほどからお話あります昨年度導入しました10インチの水中ポンプも加えて、8インチに替えて加えております。ですので、10インチ

ポンプ3台での排水作業ということができております。3台のポンプを合わせると吐き出し量、これまでは1分当たり12立米だったものが24立米と数値上は倍増しておりますので、その効果は著しかったのかなと認識しているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

活用できるものは活用して、なるべくこう内水処理を処理できる体制をということで、今回のこの流雪溝ポンプを活用した排水はうまくいってるのかなというふうに思います。やっぱりそういったものが他にもあるかもしれないので、やっぱりそういったものを今後とも活用して、なるべくこう災害が起きないような体制をつくってほしいなと思います。

内水問題の対応はもちろんですが、昨今の大雨はもう局部的に集中して降ることから、道路の冠水にも注意を払う必要が出てきたのかなと思います。道路やアンダーパスの水没は、車や事故いろんな面で危険な箇所になるわけです。そういった面で今町が把握している、またはここ道路冠水してるよなんていう連絡を受けた箇所がありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

この間、8月3日、4日の大雨については、まず愛宕町の元保育園があったところと、保育園のあったところから資料館のところまで、あのへんと、栄町、地下道の辺りですね、あのへんが水がちょっと溜まったという報告は受けております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

愛宕町のところは、こういろんな水がこう集まってあそこにこう冠水しているようなイメージなんです、その対応としてはどういった対応があるとお考えなんでしょうか。また、栄町のほうは、排水溝が勾配がなくて緩やかなためにこう水がこうなかなか排水されていかないというようなことをお聞きしたんですが、そのへんの対応も今後考えているのか、どういった対応をこう検討しているのか、もしありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

愛宕町の雨水等については、中学校のグラウンド辺りからずっと南通線の雨水ですね、あのへんからずーっと降りてきまして、あと農協の駐車場、あのへんの水も全部集まってきます。したがってあその水路ではのみ込めなくなって水が上がるといった具合でありまして、今回ですね、南通線の流雪溝の分水装置をちょっと操作しまして、カクチチさんのほうに少し落としました。それによって若干、緩和されたかなというふうに思っております。ただ、記録的なゲリラ豪雨とかくればやはり上がるかもしれませんが、少々の雨では今度は上がらないかなというふうに思っております。ただ、具体的にそれを上がらなくするには今、県道の大石田畑線、今調査してますが、福祉会館のところから消防分署に来て、この役場のほうに来る道路ですね、これが冠水しますと両脇に排水路付けます。それに落とせば今度は上がらなくなるというふうなことになろうと思います。

あと、栄町についてはですね、議員のおっしゃるとおり、公売が緩いんです。数年前までだと流

末2箇所あったんです。まず JR の水路にいくやつと、もう一つが JR の下をぐる水路、トンネルですね、そして役場のほうに、仲通のため池ですね、そこに落ちて役場に落ちるところ、これ2箇所あったために水が上がりなかつたんですが、こっちのため池が使えなくなつてトンネルのほうもちょっと壊れたつていうことで、流末が一つしかなくなつたと。それに加えて公売が緩いというふうなことで、これ直接やっぱり改修するには、JR 内の水路を改修しないとどうにもならないと。ただ、現実的に JR 内の水路はうちのほうでは直せないというふうなこともありますので、これも流雪溝の分水装置をちょっと利用して、庚申町からも入ってくるんですね、あその水、栄町のほうに。それを、庚申町の水を全部仁風荘のほうに落としてやってます。今。それをすると若干、緩和されます。そんな対応で今のところ対応しております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

なかなか手つけられない部分もあると思うんですが、なるべくこう分水路を上手く活用してそういった緩和を図っていただきたい、なるべくこう冠水しないような対策をしていただきたいなと思います。

続きまして、「災害時の情報伝達は。」という質問に移らせていただきます。先ほどの答弁にもありましたとおり、町民に対する情報の伝達は、令和2年の7月の豪雨よりいろいろ画策していただきまして、大分充実してきたなというふうに感じております。防災放送、SNS 等の配信やメール等によって配信もされてますし、先ほど来あります防災放送の難聴地区や聞き逃しがあつた場合に、電話による確認なども一応する形になってスムーズになってきていると思います。そういった中で電話、今回そういった活用をされたわけですが、何件ぐらいこう問い合わせがあるのかっていうのは把握できるんでしょうか。把握できていたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

確認ダイヤルの件数につきましては、申し訳ございませんが、こちらのほうで確認することはできません。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

確認できる人はいいんですけど、なかなかその防災放送が全く聞こえないところで放送されたかどうかはわからないと問い合わせも難しいのかなと。そういったところにはやっぱり SNS とかメールの登録を促進してそういった情報を得られるように声掛けしていく必要があるのかなと思います。先ほども答弁にもありますとおり、そういったメール登録だったり、SNS 登録をこう PR して促進していくというふうにご答弁ありましたが、ただ町報に載せてるだけではなかなか増えないのかなという、こういった形でこう促進をしていくのか、考えありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

まず一つ考えられますのは、自主防災組織によるあの防災訓練、各地区のほうで行っていただいておりますけれども、その際にですね、そのようなこともできるようになってますよというふうなこと

でまずお知らせすれば、大分こう関心を持っていただけるのかなというふうに思っております。その他にも様々なそういう集まりがある場所において、そのような登録の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そういったものを活用して、一番いいのはやっぱり災害時の訓練時が一番こういいのかなというふうに思いますので、やっぱりそういったものを活用して登録を促進していくというのも必要だと思います。災害時の防災放送などを聞いていますと、やっぱりその警戒レベルが上がったり、こう注意しなきゃいけない時の放送はわかるんですが、やっぱり長時間空きますと町民の間では不安に思いまして、やっぱり危険とわかりつつも川のそばに来て消防団から「どうなってんだ。」なんていうこう聞き取りを来るわけです。消防団としてもなんの連絡もないわけで曖昧な返答しかできないわけですが、やっぱりそういった面でも定期的なこう、たとえば1時間おき、2時間おきなど決まったこう時間帯でのアナウンスも今後必要なのではないかなと思うんですが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

議員おっしゃるように、やはり情報がないとですね、やはりどのような行動を取ったらいいのかということで判断もできませんし、やっぱり不安感というのも増すものというふうに考えます。定期的な情報の伝達というふうなことは必要だなというふうに考えております。

ちなみになんですが、8月ですね、その大雨の際におきましては防災放送で一応2時間おきにですね、水位の情報について防災放送で放送しております。併せまして、注意もしてくださいねというふうなことでご案内をしたところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

定期的に情報があれば町民としても納得というか、こう安心感が出てくるのかなと思いますので、そういった面で情報の提供を今後ともしていただければと思います。

そんな中で消防団のほうにもこうなかなかこう連絡網がこううまく機能していないかなというふうに感じます。今、消防団の連絡網として活用されてるのが、トランシーバーなどの無線機を使ったこう情報の伝達をやっているわけですが、こちらはおそらくその通信障害が起きたときなど、やっぱりそういうものに束縛されないように無線機を使用しているんだと思いますが、なかなかこう通信障害が起きるほどの災害というのも、なかなかこうそこまでの災害っていうのはなかなか起きてないのが現状です。そういった中でやっぱり SNS や LINE など、そういったものを活用して情報を共有する必要があるのかなと思います。そういった面で消防団内のそういった連絡網、そういったものも今後やっぱり作っていく必要があるのかなと感じますが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

災害対応などの緊急時におきましては、一斉に指示を伝える必要性、それから現場の情報を同

時に共有する必要、そういったものがございますので、無線機による通信も有効な手段であるということをご認識しております。ただし、携帯電話によりますその明瞭な音声通話や、それから文字や写真そういったデータとしてやり取りできる LINE などにつきましても、その時々、その目的によってはすごく有効な手段であるということも認識しております。災害現場では、特にその複数の通信手段を準備して冗長化しておくということが、万が一に備えて大変有効なものと考えておりますので、消防団でもその置かれた状況に合わせて、最適な通信手段を用いていただくように判断していただけるよう、これからも検討のほうを進めてまいりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

やっぱり一斉に情報を共有できるっていうのがメリットでありますので、なかなか無線機ですと、各決まった幹部の方が持っていらっしゃるんで、なかなか末端の消防団員には情報としてこう上がって来ないときもあります。やっぱそういった面でも、活用できるものいろいろ情報のそのツールを活用して情報発信、情報共有をしていければ、こう災害時の対応としてスムーズな活動ができるのかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

また、以前あの要望というかお願いをしました水理マップなんかも、やっぱそういったものに組み込んで使えるようにしていただくと、火災時の行動も取りやすくなるのかな。あわよくばそのこう火災現場のマップなんかもこうなんかで共有できるようなものができると、すごく今の時代にあったこう活動ができるのかな

なんとも思います。そこまではいかないにしてもまず最低限のその水理、どこにあるかのマップなんかもこう連動しながらこう消防団活動がしやすいような環境づくりも務めていただければと思いますが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

以前、要望いただきました水理マップにつきましては、確かに有効なものと考えておりますので、担当に指示しております。実際、取り組んでいただいておりますが、何分、人数も制約されておりますので、すぐに実現できないというのが実状でございます。ただ、何もしていないわけではなくて取り組みは進めております。

それから、火災現場のマップにつきましては、消防署のほうからの連絡で幹部まではメールで連絡が入りまして、それに添付して地図情報も付いてきております。ですので、その時間的余裕があるかどうかにもよりますが、幹部からその下の部下のほうまで転送できれば、そこは共有可能な状態であります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

今の話ですと、末端のその団員まではあと一歩なのかなというところで、やっぱそういった情報は共有できると素早い行動にもなるのかなと思いますので、ぜひともそういったところを充実させていただいて、スムーズに、スピーディーに活動できるように対応していただければと思います。

また、豪雨時に今回の豪雨のときに、水門のところにごうチョロチョロと濁った水がごう集まって来まして、住民の方が最上川が逆流してんのがななんていうふうに不安な声が上がりました。どこ

の課さこう連絡すればいいんだべっていうふうなお話を聞きましたけど、なかなか私たちも答えられずに、その方は役場のほうに電話しているんな課をちょっと渡ってしまったっていうお話でした。やっぱりそういった中でも、どこに何のこう起こったときにどこの課に連絡するのかっていう必要性がやっぱりあるのかなと。そういったものをわかりやすくこうたとえば防災マップ、すばらしいマップ今回作ったわけなので、そういったところにこういったことの問い合わせはどこの課、なんていうそういったフローチャートみたいなものもあってもいいのかなと思いますが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

ご連絡があった際にいろいろな課を回されたというふうなお話でした。このようにですね、課を回されたというふうなことにつきましては、大変申し訳なく思っております。そのようなことがないように、改めまして庁舎内ですね、連携体制のほうを強化してまいりたいというふうに思います。

その上で現在の対応といたしましては、危機管理担当の部署であります総務課が窓口としてまず連絡をお受けいたします。その内容に応じまして、水防関係だったらまちづくり、若しくは道路関係だったら建設課とかというふうな形で、その担当課のほうに情報を伝達するというふうな流れにしております。

最後にお話のありましたフローチャートの作成ということではありますが、どのような形のものを作ればというふうなことも含めまして、フローチャートの作成についてはぜひ作成してまいりたいなというふうに考えて、今後検討してまいります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

災害時に職員の方もいろんな対応をされているので、なかなかこう情報のこう伝達というか、いろいろ課をまたいでしまったというのはしょうがないところもあるのかなとは思いますが。ただやっぱりそういうフローチャートだったり、目に見えたその問い合わせ先を確認できると町民の方もスムーズに問い合わせができたり、職員の方にも負担を強いることはなくなってくるのかなと思いますので、ぜひともそういった面でもそういったわかりやすい図だったり、フローチャートだったりを作成していただきたいなと思います。そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

そうですね、やはりあのフローチャートですので細かいことを書いてもなかなか見づらいということもございますので、わかりやすいような内容で作成のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトの影響は。」ということで質問させていただきます。

令和4年8月4日の県内の大雨により、最上川の上流のほうでは氾濫が起きました。上流部や大石田町よりも川上の中流地域では特殊堤の早期完成を望む声がすごく大きくなってきていると思います。実際、今回の豪雨では最上川が溢れ普通の住宅が浸水した大江町の百目木地区では、住民らでつくる堤防整備推進委員会が8月25日、国土交通省の堤防建設案に合意したという報道がなされてました。その中でも住民からは築堤を急いでという声が上がっているというふうになっておりました。中流の大石田町としてもそういった影響は出てくるのかなと考えるわけですが、どういった今状況なのか、わかる範囲でこう早く要望が出ているとか、今のスケジュールのとおり進行しているとかそういった面でありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

議員のおっしゃるとおり、大江のほうではこの間の水上がりでかなり早くしてくれというふうな要望があったようでございますが、中流部、うちのほうでは地元説明会2回ほどしております。いろいろ地元の方からは連絡は何件か来ておりますが、まだそれほど早くしてくれというふうな話は聞いておりません。これから来月3回目、そして最後、2月になるか3月になるかちょっとわからないんですが、4回ほどして大体の線を決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、うちのほうでは河道掘削と堤防整備というふうなことで整備をしていくというふうなスケジュールでございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

先ほどの小玉議員の一般質問にもありましたけど、大石田町では町民説明会を開催していますし、今後、来月には議員、来月の末には3回目の住民説明会を行うということで、スケジュール的には今のところその進行通り進んでいるのかなという感じがします。ただやっぱり、上流部ではもう一応令和11年までのという対応ですが、やっぱり2年もこの近年で水害があったということで、早期にしてくれという要望も強くなってくると思います。そういった中で町はまだこれから住民との理解を得て引き堤だったり、橋の架け替えなんかも進んでいくとは思いますが、早期に上流のほうで対応されると中流部、下流部のほうの対応も早くせざるを得なくなると思うんです。そういった面で国交省は、そういった面も考えながら整備計画していると思いますが、そういった面でのこう町としてのこう行動というか、要望というかはどのようにやっていく考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

やっぱり大江町辺りは具体的に令和7年というような年度も出ておりますので、そのへんは町に影響が出ないような、国と連携を取りながら事業を進めていきたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

やっぱり水害何回も起きると早くしてくれという住民感情はすごくわかりますし、それによってあの町民や住民のこう安全安心の暮らしが保たれるのであれば、やっぱり早めになっていくのかなと

いうふうに思います。町としてもやっぱりそういった上のほうでのこう整備で水害にならないように、スムーズな計画どおりの整備をしていただければと思います。数千年に一度、数百年に一度の大雨などと言われてきましたが、近年では毎年に近い頻度で全国で大雨による災害が起きています。当町においてもいつ起きてもおかしくない状況であります。そんな中、町民の生命、財産を守るためにも早期に対応し、持続可能な大石田町にしていなければならないと思います。そういった面でも皆さんと共にこういった災害についてのいろんな考えをやっぱり持ち寄って、どういった形がいいのか、どういった形で持続した大石田町をつくっていくのかということを考えていかなければいけないと思います。

町長、最後にどういったこう想いであるのかお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

令和2年の災害があつて緊急治水対策プロジェクトが発表され、大石田町の半世紀変わらなかつた形が堤防が引き堤になったり、90年前からある大橋が架け替えられるということで町の中の様子も大きく変わるということで、課長会の中でも前々から、これは大石田町には100年に一度の後世に残るようなしっかりとして大プロジェクトと位置付けながら、いろんな若い人の意見であつたり、様々な外部からの意見なども頂戴しながら、小玉議員が言うとおおり、本当にこうもしかしたらこの事業によって町外へ転出する人が出るかもしれませんけれども、この事業をやつて、そして町の形も変わつて、あんときやつて良かったねと言えるような、そんなまちづくりを目指していきたいと、このように思つております。

1. 質問者(今野雅信君)

これで質問を終わりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、2番 今野雅信君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時10分再開いたします。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 2 時 10 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1点目。「2040年問題の対応について」であります。2040年問題とは、少子高齢化に

おける諸問題の総称でございます。

2019年4月19日に厚生労働省が発表した日本の世帯数の将来推計資料に基づきますと、2040年には世帯主が65歳以上の高齢者世帯が全全体の44.2%まで増え、高齢者世帯に占める一人暮らしの割合は40.0%、全国約896万世帯まで上昇、高齢者人口のうち、一人暮らしの割合は22.9%となっております。ここです、あの大石田町の資料をです、準備させていただいておりますので、一旦大石田町のです、資料をご覧くださいたく思います。資料の1番になります。2021年は実績、2025年、2040年は国政調査に基づく推計になります。出典のほうは国立社会保障・人口問題研究所の資料になります。これ市町村ごとに発表されておまして、ホームページ等で常時、閲覧することができる資料になっております。各年総人口から高齢化率まで読み上げさせていただきます。2021年実績、総人口6,471,65歳以上の人口2,626人、高齢化率40.6%、2025年推計、総人口5,790人、65歳以上人口2,556人、高齢化率44.1%、2040年推計、総人口3,827人、65歳以上人口1,919人、高齢化率50.1%となっております。このうち特に問題となっておりますのは、65歳以上高齢者が1,919人となっておりますけれども、世帯の4割が単身世帯。高齢者人口、人口に直しますと22.9%が一人暮らしとなるあたりでございます。生産人口の減少、単身世帯の孤立化の進行、介護人材の不足等に対して、当町で考えられる対応は。また、見守り活動として、民生委員、協働のまちづくり事業の詳細、状況等、市民後見人要請活用の考えなどお伺いしたいと思います。

昨年の12月定例会におきましては、未婚・ソロ化ということで、に関して質問させていただきましたけれども、今回は単身高齢者世帯の見守り活動等に焦点を当てて、住みよいまちづくりを目指して質問させていただきたいと思っております。

2点目、「空き校舎の活用方法は。」ということで、令和9年開校予定となっております小学校統合に伴い、空き校舎がです、新たに2校以上は出るようになります。その空き校舎の利活用は現在のところどのような予定になっているか、ご答弁いただきたく思います。

3つ目、「認知症ケアパスについて。」でありますけれども、認知症ケアパスとは、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたものでございまして、大石田町のです、大石田町の認知症ケアパス今こちらにあるものでございます。これです、今年度拝見しましてです、社会保障だったりです、こういった社会福祉に関する研修等もあったんですけど、私自身もです、厚労省の手引き等をです、参考にしてつくられたこういったです、認知症ケアパスの手引きなどです、見まして、いくつかです、やはりちょっと改善をです、していく必要があると考えたところでもあります。内容の充実、改訂についてのお考えをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「2040年問題の対応について」とのご質問にお答えいたします。

2040年問題であります、少子化による人口減少と団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者の人口がピークになることで起こる問題といわれております。労働人口が激減して労働力不足が深刻になるだけでなく、年金や医療費などの社会保障費も増大することが予想されております。

当町の高齢化率は令和3年4月に40%を超え、令和4年4月には41.5%となり年々高齢化が進んでおり、この傾向は今後も進むものと考えられます。

単身世帯の孤立化の進行であります。なかなか進行を防ぐ得策はなく、孤立化を防ぐための対応として、令和3年第4回定例会で答弁させていただきましたが、地区での見守り、民生委員・児童委員の見守り、社会福祉協議会やボランティアの見守りなど、見守り活動が重要であると考えております。

介護人材の不足についてであります。高齢化社会が進行する中で介護人材の不足は大きな問題であります。国では、処遇改善策として報酬の引き上げや人材育成、環境整備等に取り組んでおりますが、すぐに解決する問題ではありません。町独自の対応では難しい問題ではあります。国と連携しながら人材育成に努めるとともに、介護予防を推進してまいりたいと考えております。

生産人口の減少であります。出生数は年間20人前後であり、進学・就職を機に大石田町から転出する若者が多く、生産人口は減少しております。若者がふるさとに愛着を持ち、生まれ育った大石田町で暮らしていただけるよう、子育て支援策をはじめ、各種施策等を推進してまいります。

次に、民生委員・児童委員の具体的な活動内容であります。民生委員・児童委員は、大石田町民生委員児童委員協議会に所属し、月1回定例会を行い課題等を協議しております。また、保育園や小中学校の訪問を行い、担当地区ごとに情報共有を図っております。その他、高齢者台帳の整備、遊具点検、子育て支援センター「にじっこひろば」への協力、配食サービス希望者の取りまとめ、一人暮らし高齢者の安否確認のためのヤクルト配達なども行っております。その中でも担当地区の高齢者・生活困窮者などの良き相談相手となり、関係機関へ「つなぐ」ことが最も重要な役割であると考えております。

協働のまちづくり事業の詳細であります。趣旨は、「自助 共助 公助」の内、「共助」の部分強化するというものであります。

少子高齢化・人口減少が進行する中、当町の強みである地域コミュニティを活かし、地域住民、町、社会福祉協議会等が連携して取り組む新たな仕組みにより地域課題を解決し、町民のすこやかで安心な生活の確保を目指すものです。今年度で3年目の取り組みとなり、社会福祉協議会を中心に事業を進めております。

次に、市民後見人の養成、活用についてであります。市民後見人は市町村等の支援を受けて貢献業務を適正に担うもので、主な業務は金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。社会福祉協議会でも金銭管理等については行っておりますが、町として市民後見人制度には取り組んでおりません。

弁護士や司法書士などの資格を持つ方をお願いする成年後見人については、町長申し立てとして町で手続きを行い、家庭裁判所から選任していただいたケースがございますが、年に1件あるかないかの状況であります。

しかし、高齢化が進行し件数も増えてくるものと考えられますので、市民後見人制度の活用については、町民の方々にご協力をいただけるものも含め、今後検討してまいります。

続いて、「小学校統合に伴い、空き校舎の利活用は。」とのご質問にお答えいたします。

現在、小学校の統合については、大石田学園づくり委員会を中心に協議を進め教育委員会で取りまとめを行っております。

その大石田学園づくり委員会の委員を5つの専門部に分け、その中で空き校舎の利活用についても検討するよう計画しております。

小学校統合後の空き校舎の利活用については、教育財産から普通財産になりますので最終的には財政担当で取りまとめることとなりますが、その際は専門部会の検討内容と多方面からの様々なご意見を参考にし、空き校舎の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

続いて、「認知症ケアパスについて」とのご質問にお答えいたします。

認知症ケアパスは、認知症支援ガイドとして認知症の方だけでなく、その家族や周囲の方々も安心して暮らせるよう、認知症の進み具合に応じた支援の流れを紹介しているものであります。

内容については、町民向けにわかりやすく作成しておりますが、必要に応じ改訂を検討してまいります。

まずは、町民の皆さんが健康で安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら認知症支援事業を進めてまいります。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、2040年問題のところ、民生委員についてお伺いします。民生委員の仕事内容にですね、答弁の中にもありましたけども、一人暮らし安否確認ということであります。これはですね、月1回ヤクルト配達ということになっているかと思うんですけども、ちょっと5番ご覧いただければと思います。これ昨年の12月の議会のために、町民税務課さんをお願いした資料なんですけども、大石田町民のですね、独居の状況ということで、施設入居者を除く独居の数ですね、令和3年10月末現在で30代から数えると405名になっております。60代から数えてもですね、これ290から300ぐらいになるんですけども、民生委員さんですね、今現在29名になってるかと思うんですけども、実際のところそのヤクルト配達、一人暮らしの安否確認活動というのは、どれくらいの規模というかですね、一人何件ぐらい回っているのかなどですね、詳細いただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

すみません。数値的なものはちょっと把握してございませませんが、各地区で独居のものばかりではございませぬ。その中でも困窮、健康のほうが心配な方、そういった方を中心にヤクルト配達をしながら、悩み相談等を受けながら行っております。町内では100件前後課と思われませぬ。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

全部のその独居の方を回ってるわけではなくて、その中でも困窮者ということでよろしいでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

そういったことでよろしいと思ひます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

その現座回ってない所に関しても、1回はその手を差し伸べているというかですね、声掛けはしている状態でしょうか。全くそのお一人暮らしになってからですね、声を掛けてないないという状況はないということよろしいでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鋏誠君)

先ほど町長のほうから答弁させていただきましたけども、高齢者台帳というものを毎年作っております。そちらは高齢者のみの家庭、あとは独居の家庭でありますので、その際に確認も含めまして訪問のほうはさせていただきます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

現在その回ってるのが100件ほどということなんですけども、今後をですね、見通した場合ですね、現在の29人態勢でこれって現実的に継続してやっていけるのかどうか、どういうふうにご見通していらっしゃいますか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鋏誠君)

人数的なものにつきましては、県のほうで定数が決まっております。大石田町の場合は民生委員が27名、民生児童委員が2名で29というふうに定数のほうは決まっております。ただ、こちらのほうは変更できますので、そちらのほうの増やすことや減らすことは可能であります。あとは、今のところあの各地区によってバラツキはございますが、そういった問題のある世帯がないところもありますし、数が多いところもございますので、それは各地区ごとに若干違うのかなというふうには思っております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

あのいずれにせよですね、このままですとあの民生委員さんのですね、やはりご活動の規模がですね、大きくなっていくというか、負担が増えていくのかなというふうに考えられます。民生委員さん自体を増やすにしてもですね、今、そのなかなかくださる方がいないというような現状もございますので、そうしますとですね、やはり民間のですね、その高齢者支援サービス等を行っている民間業者であつたりとかですね、社協さんであつたりとか、そのあたりとのやっぱり連携というかですね、そのあたりも必要になってくるかと思うんです。私ですね、いろいろ回ったんですが、その社協さんとか、民間で高齢者サービスを行っている方々とかですね、それから仁風荘さんあたりも行きましたけども、その町内のその独居の方とか困っている方の情報がみんなバラバラなんですね。みんなホアホアとしかご認識してないんですね。これくらい、たぶんこれくらいとか。そういったですね、現在町内にいらっしゃるそういった生活に困ってる方とか、お一人暮らしされてる方の情報を、民間業者含めてですね、ご把握する、一括して把握するような機会というか、取り組みというのはどうなんでしょうか。このへんは。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

今、二藤部議員からあったとおり、町、社協、あとは包括、いろいろなところで各方面のほうでそういった困っている方については把握してございます。今、ポアポアというふうにありますけども、その中で対策としてその担当の者が集まって情報は共有してございます。すべてのものについては共有はできませんが、本当に困っている、今しなければならぬそういったものについては行政、社協、包括の担当が情報を共有して対策のほうは行ってございます。ただ、これから数が増えてくるということになれば、ちょっとあの民間のというのはちょっと私まだ勉強してございませんが、そういったこともあるのかなというふうには考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

お一人暮らし、孤独であったりですね、孤立だったり、孤独感にやっぱり繋がりがやすいという面もありますので、この孤立だったりですね、孤独に関してはやっぱり個人の問題ではなく、個人とか家族の問題ではなくてですね、社会全体で取り組まなきゃいけない問題ということで厚労省あたりも認識しているところでございますので、そういったですね、まず実態の把握とかですね、行政だけではなくてですね、そのご協力してくださる民間の業者さん含めてやっぱり情報共有というところは、ぜひ引き続きですね、しっかりとやっていただいて取りこぼしのない支援をぜひお願いしたいと思います。

現在ですね、あのたとえばですね、この民生委員さん、さっき回ってらっしゃる、一人暮らしの安否確認ということで回ってらっしゃるんですけども、たとえばこれ年齢65歳以上だけとか、そういった何かありますか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

高齢者台帳を作っておりますので、65歳以上ということで作らせていただいております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

そうなんです。65歳以上になりますとですね、高齢者というふうになりますので、いろんなサービスが、支援がこう受けられたりするんですけども、実は64歳までは生産人口というふうにならなくて、そこに対する支援が今ですね、社協さんにもお伺いしたんですけども、64歳までの方にはやっぱり支援が行き届かない。でも65に至らなくてもですね、やはりお一人暮らしになってしまったり、やっぱり何かあるかわからない世の中ですので、そういった方もいらっしゃる、そのへんの支援がやっぱり難しいところかなと。高齢者人口には入っていません。生産人口にまだ入っているんですけども、やはりい確かに困窮しているという方への支援というのがやっぱり難しくなってくるのかなと思います。昨年の12月もですね、孤独や孤立のリスクを負うのは高齢者だけじゃないって話もですね、させていただいたんですけども、資料のですね、2番ということで、その64歳以下の方にもですね、これはもう対応できる。孤独やですね、孤立、孤独感をですね、回避できるんですね。

建物の紹介ということでございますけれども、これですね、シェアハウス、出典はですね、国土交通省制作しておりますシェアハウスガイドブックより持ってきたものでございますが、これあの業者

向けなんですね。こういうシェアハウスをですね、建てようとしている業者向けの案内が、もう国交省のほうでもこういうふうにはですね、出ているということで、今回はですね、この空き家のシェアハウス化が紹介されております。空き家をシェアハウス。昨年の12月ですね、町長の答弁の中で、そのシェアハウスどうでしょうかということでお聞きしたところ、空き校舎を利用したりとか、民間、行政がいいのか)というところはいろいろありますけども、あり得なくはないというような答弁もございましたけども、今現在どういうふうにお考えかあのお聞かせいただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの大石田の空き家っていうのはかなり大きいということで、単独で若い人が住むにはやっぱりかなり大き過ぎるというふうなことで、やっぱりある程度、世帯、世帯ではなくても若い人が2人住むとか、そういったことは家の大きさからいって出来るのかなとは思いますが、実際あのそのへんでPRしながら進めるということは残念ながらしていませんけれども、いい物件があればそういったことも考えなければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

この空き家ですね、シェアハウス化に関しましてはここに例も載ってますけども、あの全国見ますともう実例もいくつかあるようですので、ぜひそのあたりもですね、あの調べていただいて、これは空き家の利用方法として私はやっぱり有効な方法かなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

それではですね、成年後見人ですね。市民後見人の養成、活用の考えはということで今回お聞きしておりますけども、ここに至ったあの経緯ですね、根拠をちょっと考えのほうをちょっとお話しさせていただきたいと思うんですが、その2040年問題ではですね、高齢世帯が全国で高齢世帯の単身の世帯ですね、が約4割になるところが問題なんですけども、この一因となっておりますのが2040年頃を目途にですね、ロスジェネレーション、氷河期世代と言われる世代が、これ高齢者になり始めるというのもですね、注視しなければいけないと、注視しなければいけない事実というふうに捉えました。ちょうど就職の時期にですね、就職難であったり、アルバイトすらない。初めて就いた仕事が非正規だったなどですね、就職の機会にですね、恵まれなかった事情が多くてですね、未婚率も高い世代なんですね。このロスジェネレーションズ世代って言われるのはですね。今も苦しんでいる方たくさんいます。2040年にはこういう方々も高齢者となってくるというところが一つこの問題の一因となっているところでございます。そうしますと、当然ですね、身寄りのないケースが増えてくることがあの懸念されます。施設入居するにあたってですね、身元引受人のないケースでは入居自体がですね、できなかつたりもします。実際、仁風荘さんにお伺いしてきたんですけど、やはりですね、その身元引受人がいない場合は入居できませんということもありました。やはり7割ぐらいですかね、そういったですね、施設の7割ぐらいは身元引受人というのが必ず必要になってくるという事実もありますので、こういったですね、ケースに対応していかなければいけないんじゃないか、そこでやはりこの成年後見人制度というのをですね、制度として整えておく必要があるのではないかと思います。

資料のですね、3番ですね、3番、2枚目の一番上のほうですね。後見人の種類と特徴ということでちょっとまとめてみましたので、ご説明させていただければと思います。成年後見制度は、認知

長、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない本人について、その権利を守る援助者、成年後見人等を選び、本人を法的に支援する制度です。大きく分けて本人の意思があるうちにあらかじめ備えておける任意後見人というのと、もう一つ、本人の決定能力が難しくやむを得ない場合に利用される法定後見人という、大きく分けて2つになります。その任意後見人のほうではですね、さらに3つありまして、一番本人の意思がですね、反映されやすい、親族後見人と、これは今までの形と言えば今までの形でございますが、親族後見人というのがあります。親族、友人など、本人の意思が反映されやすい。2番市民後見人ということで、親族、友人以外の市民。本人と同じ地域で生活している市民であることから、本人と同じ生活者として市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかな身上保護を行なえるという点で強みがあるというのが、これが市民後見人です。3番目、法人後見人、これはですね、社会福祉協議会などが法人として後見人になる。ただしですね、その福祉サービス利用援助事業だったり、日常生活自立支援事業等をですね、あらかじめ利用していることが、利用していてそうやって移行していくというのがなってくるということですね。4版のほうはですね、これだけ法定後見人ということで、これは家庭裁判所が後見人です。選定。本人の意思反映が難しい。行政書士、弁護士が選ばれる場合もありますが、ビジネス的な要素が強く、医師の診断書により、補助、保佐、後見の3種類に分類されます。社会福祉協議会等が選定されるには、社会福祉士等の後見業務に適した人材が必要ということで、申立人は4親等内の親族または市町村ということになっておりまして、この4番に関してはこれはもう最終手段ですね、もう裁判所に振られる。これはですね、一番本人の意思が反映されにくい制度になっております。大石田町の場合ですね、1番の親族後見人というのが利用できない、身内がですね、もう近くに居ないというような事情が発生した場合に選べるのがですね、その市民後見人にありませんので3番か4番、法人か法定かっていうふうになるんですけども、このあたりとして選択肢としては市民後見人の制度をですね、整える、養成する、候補者を養成するなどですね、取り組んだらいいのではないかと考えたところでございます。

この市民後見人に関して、ここまでお聞きになりまして、町長今のところどうお考えでしょうか。この養成活用に関しては。市民後見人です。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの金銭管理など先ほど答弁で話したとおり、社協のほうでもやってる、やっぱりできないことはやっぱりできないんですけども、そのへんどうしても後見人、市民後見人が必要な方が今のところまだちょっと発生していないようでありますけれども、これからの社会の形が変わってくれば、どうしても必要であるとなれば、もちろんやってくれる人をまずは探さなければいけないというところから始めなければいけないのかなと思いますので、そのへんは順次できるところから進めながら、可能であればしっかりとそういった市民後見人などもそういった制度と使いながら、困った人にやっぱり手を伸べる、差し伸べるというふうな形にできればと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

そうですね、今現状ですね、本当にあの最終的にはあおの4番の法定後見人というのがあるんですが、やはりその本人の意思が反映されにくいってところで、できればですね、この1番、2番、3番の親族後見人、市民後見人、法人後見人というのを活用していただくのが、結局かかる

お金も大体似たようなものですので、自分がそのまだ意思があるうちに備えておけるこの親族後見人、市民後見人、法人後見人のほうを、やはり希望者いればですね、利用できるような体制を整えるのが必要かと思ってるんですけども。この後見人制度自体ですね、この資料の3番で私がこう用意させていただいたような資料、こういう成年後見人に関する情報なんですけど、これ今大石田町でこの情報の周知っていうか、どういうふうになってるのかなと思ったんです。他の市町村のホームページとか見てみますとですね、きちんと成年後見制度についてのページがあつてですね、たとえば山形市とか、場所によっては市民後見人の養成についても書いてあつたりするわけなんです。大石田町のホームページで探してみたんですけど、成年後見に関する情報全くないんですけども、これ今どういう状況なのか、またですね、そういったホームページとかで成年後見人に関する情報、こういった任意後見人があるとか、法定後見人制度とかこういったところをですね、やはり非常に難しいところがございますので、そういった情報の周知、発信等はどのように考えてるかお答えいただきたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

先ほど言ったとおり、あのまだうちのほうでは数が少ないということでホームページ上には載せてございません。ただ、今そういった研修会、会議等もございまして、そのへんについては今、保健福祉課あと社協のほうで検討中でございます。ホームページ上のほうについても検討していきたいというふうに考えてございます。ただ、先ほどあの山形市ということで市民後見人ということでありましたが、この間あの研修会がございましてその時にお話あったんですけど、県内で市民後見人を行っているところは山形市のみです。その他については、今のところ県内で制度として行っているところはございません。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

そうですね、あの後見人という制度自体ですね、あの山形県は二世帯、三世帯ですぐ家族が多かったということもあつて、後見人の制度自体そもそもがですね、あまり認識されてないっていうところもあるそうです。山形県に関しては。市民後見人なんて言葉もですね、これ初めて聞くんて人も稀にいるぐらいですね、やはりその後見人に対する必要性とかそういったものですね、非常に感じにくかったという事情もあるんですけども、ただ、これからに備えてこれいつでもですね、やっぱり需要があればですね、対応できるということも必要になってくるのかなというふうに思います。今現在ですね、その社協さんではその後見人制度の一步手前のサービスやっております。福祉サービス利用援助事業というのがあつて、ちょっと軽めの補助、あくまで本人の代行ですけどもできるサービスもありまして、後見人の話に関してもですね、社協さんのほうに行きますと説明はしてもらえますが、本来であればですね、この後見人に関しては社会福祉士等のですね、専門知識がやっぱりあつてきちんと説明できるというかですね、部分もございまして。国家資格ですけども。大石田町の社協さんに関しましてはあの資格取得してる方いらっしゃるんですけども、勉強してらっしゃる方がいましてですね、この後見人の説明をですね、していただいたんですけども、やはりその社会福祉協議会に社会福祉士の資格を持った方を今後ですね、採用していくとか、これはですね、このへんはどういうふうにお考えでしょうか。現在いらっしゃると思うんですけど。社会協議会に社会福祉士がというところでご答弁いただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

今、二藤部議員がおっしゃるとおり、今はありません。私も今回いろいろと調べさせていただきまして、そういったものが大変なこれから、今後進んでいくのかなというふうには考えてございます。ただ、今すぐということとはちょっと考えられませんが、こういったものが必要になった際には、こういった資格を持つ職員が必要であると思われまますので、今後、そういった職員の採用についても検討させていただきたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

今回ですね、私もこの議会のですね、資料を3番作るにあたってですね、相当あの頭がですね、こんがらがりました。ここまでまとめるだけでですね。あのやはりその後見人に関しては、やっぱり専門知識がきちんとあって対応できるもののかなというふうに私も思いましたので、現在その社会福祉協議会に資格を持つ方がいらっしゃらないというところは、今すぐというわけにはいかないでしょうけども、将来的にはこの需要も考えるとですね、解消していかなければいけないのかなというふうに思います。この社会福祉士資格に関しては国家資格ということで、最短コースをとっても2年以上かかるというものでございますし、大学等の費用、講義をですね、受講してやっぱり取る資格にのなるので、費用も掛かるということで、今いる人がこう取得するのもやっぱり難しい現状もあるということですので、そのあたりも踏まえながらそのあたりですね、ぜひご検討いただければと思います。

それではですね、続きまして空き校舎の利活用のほうに移りたいと思います。まず、空き校舎なんですけど、答弁のほうでは大石田学園づくり委員会を中心に協議を進めておりますということで、まだ具体的にはこれまだ全然決まってないのかなというふうに思うんですけども、まずですね、私がちょっと気になったのは、空き校舎になるところで避難所として今使っている学校あると思うんですけども、それは継続して避難所として活用はする予定なんですか。そのあたりお答えいただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土 屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

その空き校舎の避難所の指定というふうなことでございますが、まだそのへんの部分につきましても、これからその利用の検討の中でそのようなことも出てくるというふうなことで考えております。現段階においてはそこを引継ぎするというふうな明確な回答は控えさせていただければというふうに考えております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

これ、全然ですね、今協議中ということなんですけど、この空き校舎の利活用方法ですね、いつ頃まで結論出していくとか、そういうことも全然決まってないんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

今回初めて話す機会をいただきました。ありがとうございます。

まずもってあの答弁につきましては、先ほど町長からあったとおりで、学園づくり委員会の中にこういうふう組織図がありましてですね、この中に関係組織部会、5つの中の一つに関係組織部会というのがございます。この中に5つほどの業務内容というか検討内容あるんですが、そこに施設跡地利用計画関係というふうにあります。この専門部会はまだ1回も行っておりません。つまり、まだ8月19日に議員の皆様に進め方を説明したばかりで、それから今年度2回ほど専門部会を行う予定になっております。その中でやっぱり跡地の利用についても、統合問題と一緒に統合の準備と一緒に一体となって進めていかないと後手後手に回ってしまうだろうということから、一体的に進めていくということでこの部会の中にこの項目を入れさせてもらいました。その中の視点としては、たとえば町の産業の発展としての視点とか、あるいは町民の集いの場としての視点、あとは文化の拠点とかスポーツの拠点、放課後児童クラブもまだあります。それはどうしていくのか。あとは外部産業の、外部企業の誘致なんていう視点もあるかもしれません。そういったいろいろな視点を提示しながら、いろんな世代の方が委員としていますので、その部会である程度揉んでもらったのを学園づくり委員会全体に出してもらって、そこでまたみんなで、40人みんなで揉んでもらって、そして町のほうに挙げてもらう。それは当然、町長の答弁にもあったとおり、財政が絡んできますので、現実的なものになるのかあるいは理想的なものなのか、そのへんも絡めてですね、やっぱり検討していくべきだというふうに思います。ただ一つ、どうせするんですから、小学校統合も含めて、やっぱりわくわくしながらですね、夢のあるそういう統合と共に跡地も現実を踏まえた夢のある利用を、やっぱり進めていかなきゃいけないだろうなというふうには現在のところ考えております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

その跡地ですね、検討なんですけども、部会で話し合っただけで全体にかけてということなんですけども、多方面から様々な意見をというところで答弁書のほうにもございますけども、多方面から様々な意見を出していただくということであればですね、あのこのプロジェクトチームをまた別に作ってもいいのではないかなと思ったんです。この学園の大石田学園づくり委員会の中だけではなくてですね、もっと他に作ってしまったほうが、よりですね、多方面からの様々な意見という面では集まりやすいのかなというふうに思ってます。その外部にプロジェクトチームですね、空き家の利活用方法の検討の、もう学園づくり委員会をちょっと外れて作ってしまうと何が起こるかといいますと、メンバーに学生が入って来たりとか、大石田町に来たばかりの人が入って来たりとか、そういうことですね、できてくるんですね、芸術家が入って来たりとか。なので、そういうこともどうかと思うんですけど、そのあたりはどう思われますでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの当然おっしゃること理解できます。今あのなぜ一体化して進めていきたい、部会として検討してもらいたいかとすると、当然跡地というのは、小学校の統合にも結び付いてくる部分があるわけですね。ですから、一体として考えた上で、やがてたとえば跡地についてこれぐらいに絞られてきたとかなった時には、やっぱり今言ったような外部の、今の委員だけじゃない外部の人から入って

もらって相談するなんていうことも、これは当然これから統合までの間の中では考えていくべきではないかなというふうには思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

あのいずれにせよですね、これぐらいの敷地とかですかね、規模の改修であったりですね、新しくその大石田にその何か出来るっていう機会ってなかなかないと思うんですね。これはすごくいい機会だと思いますので、ぜひ多方面からですね、意見を集約していただいてこれからですね、これからやっぱり大石田町を持っていく人、担っていく人の意見をやっぱり十分に聞くべきだと思います。本当に20代だけじゃなくてですね。あの小中学生に総合学習かなんかでこう考えさせるとか、そのへんはどうでしょうかね。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

この学園づくり委員会を進める中で、この組織図これお渡ししたかと思うふうにはうんですが、小中学生の声を聞く機会を設けるというふうにも書いてあります。ですから、進めていく中でそういったこのここに関わる内容のことなんかも、その子どもたちにはやっぱり考えてもらうということも出てくると思います。ですから、今のことは何でするかというのはまだはっきりはしていませんけども、子どもたちの声を聞く機会というのは必ず取っていきたいというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

このたとえばですね、私が今その町の人からいただいている声としては一つね、私から別に話を振ったわけじゃないんですけども、あの長屋式のシェアハウスにしたらいんじゃないとか、そういうところに住むのが夢だったとか、あのついでにバーもつくってくれとかですね、そういった声も届いてますけども、これは私が集約した声ですので、ぜひですね、多方面から、多方面から声をいただいて、あのこれからの大石田にですね、やはり有効なですね、夢のある小学校跡地の活用に使っていただきたいなというふうに思っております。

では、認知症ケアパスの質問のほうに移りたいと思います。

認知症ケアパスのほうであるんですね、大石田町の認知症ケアパスこちらに実際あるんですが、こちら読ませていただきまして、先にも言いましたけども作成の手引き等と照らし合わせまして他の自治体のケアパスも私見させていただきまして、これを活用したですね、研修もあった上でなんですけども、いくつかちょっと具体的なところですね、ご指摘させていただきたいんですが、これ地域に則した形でつくる、自治体ごとにつくっておりますんで地域に則するという面ではこれはこれでいいのかなと思うんですけども、ただ、地域関係なくこの表現は入ったほうがいいのかというのが一つあったんです。それは何かといいますと、これ若年性ですね、認知症について入っていないんですね。内容として、やはりこの若年性の認知症に関してはやはり注視している、されてきている件でございますので、それは入れるべきかなと思うんですが、そのあたりどうお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鉦 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

今、二藤部議員がおっしゃったとおり、各自治体のほうでつくってございます。私も今回、大石田町以外の三市とか、あとは村山町村会のほうを見させていただきました。やっぱりあの各自治体によって違いますし、そんなこと言っただけですが、うちのほう11ページございますが他のところは5、6ページしかないところも多くございます。村山市さんにつきましては24ページものをつくっております。それは各自治体のほうに任せてもらってるということもありますし、厚生労働省の様式がございまして、こちらを基準にうちのほうは平成28年にまず第1校としてつくらせていただきました。それ以降。大きな改訂はしてございませんので、そのへんについては今後検討させていただきたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

あのそうですね、若年性の認知症に関しましては自治体によってはですね、その認知症ケアパスというのが一つあるんですけど、それと別にもう一個つくってるところもあるんですよ。あの若年性認知症専用のケアパスをつくってる自治体もあるので、それぐらいあのやはり重視されてるものかなと思いますので、ぜひ内容のほうに入れていただきたいなというふうに思っております。

あと一つですね、あのこのケアパスの様式そのものなんですけど、これ普段、私いただいたので、パソコンから印字されてホチキスで今止めてる状態なんですけど、これ普段どのようにして、たとえば相談者に渡されてるんですかね。これは。印字して渡す状態なんですか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八鍬誠君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

昔のことであれなんですけども、こちらのほうを印刷きれいにしようというふうに平成28年のときに予算計上させていただいたようでありますが、ちょっと予算が付かなかったということがありまして、自前でその時はものをつくってございます。今もし必要な場合については、ホームページのほうからカラーで印刷をしておあげをさせていただきます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

今、私持っているのは白黒なんですけど、確かに PDF で観ますとカラーなってますが、ちょこっとですよ。イラストちょこっと載っててその部分がカラーになってる感じですよ。私ですね、その7月に滋賀で研修、ちょうど社会保障の研修があって80人ぐらい全国から集まったんですけども、自分の自治体のこの認知症ケアパスを持って来てくださってという研修だったんですね。なので80人の議員が自分の自治体のケアパスを持ってきたんです。その場にですね。私がびっくりしたのは、私持ってくるもの間違っただけじゃないかって思ったんです。なぜかっていうと、白黒のケアパスを持ってるのが自分だけだったんですね。で、皆さん持ってたのは、他の自治体の方ですね、持ってたのはこういうやつです。きらびやかなものを持ってたんですね。ちゃんと印刷業者に製本してもらったあのきちんとしたものを持ってたんです。なんでそんなことが起こるのかなと、なんでみんなきらびやかなものを持ってるのかなってことが疑問だったんですけども、作成の手引き見ますとですね、これ受け取る人の気持ちですね。受け取る人がですね、利用者が前向きになるような色やイラストを使うことが重要って書いてあるんですね。ポイントで。ですからやっぱりね、他の自

治体の方みんなこういうふうに向きになるようなケアパスを作成しているんだと思います。これはですね、明らかにもう違いますよね。そのケアパスをもらいに来る人の気持ちを考えると、もうこれからどうしようかなとか、あのやっぱり自分の人生とかですね、家族の人生が心配になってこれを受け取りに来るわけですよ。相談にくるわけですよ。その人たちが少しでも向きになるようなやっぱり色とかですね、イラストとか、本当にですね、イラスト中身見てもきらびやかなですね、カラーをすっごいいっぱい使ったケアパスにやっぱり大体の自治体やってるんです。先ほど村山市のいうことであのありました。村山市も真っ黄色ですよ、表紙から。明るい色ですよ。こういった白黒の拍子なのは本当にうちの自治体ぐらいでしかなかなか見ないんですよ。このあたりぜひですね、印刷業者、しかもこれですね、あの人にですね、やっぱり相談来た時にすぐに渡せる状態ではないとこれはですね、しっかりと見守ってますと、ケアしてますというふうにはやはり言うことはできないと思います。しっかりとすぐに相談に来られたら渡すことができる、しかもその向きな気持ちになれるようなちゃんと配慮もされてる、そういうケアパスをぜひ作成するべきだと思うんですが、このあたりいかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

改訂するタイミングでそういった部分もケアパスとしてやっぱりしっかりとケアできるような、認知症のケアも含めて全てやっぱりクリアできるようなものにできればと思いますし、中身がとても大事かと思いますが、そういった見た目のことも気にしなければいけないというふうなことも十分わかりますので、次回の改訂時期には意に沿ったようなものにしていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

あのね、前回その予算が付かなかったというようなお話もありましたが、この認知症ケアパスに関しては、これですね、あのやっぱり社会福祉に関わるものですので、絶対それはあのお金がないという理由で省いてはいけない部分かと思っています。社会福祉の部分になりますので。手を差し伸べると、困っている人に手を差し伸べるといふ部分の予算でございますので、これはですね、必ず製本してですね、あの人に渡せる状態、すぐに渡せる状態、あの相談に来てパソコンからガタガタと印刷機で印刷出てくるような状態だと逆にですね、この相談来られた方やっぱり不安になるかなと思いますので、しっかりとそういったですね、体制できてますよと、安心して暮らせますと、何があっても安心して暮らせます。大石田はっていうふうなことをですね、目指すためにもですね、まずここから、これはですね、絶対改善しなきゃいけないポイントだと私考えておりますので、改訂のほう期待させていただきたいと思います。

それではですね、質問の最後ですけども、今回あの2040年問題からですね、空き校舎の活用方法、そして認知症ケアパスまでですね、質問させていただきましたけども、大石田町に住みますですね、あらゆる世代です。もう0歳から学生、独身世帯、子育て世代ですね。それから介護者のいる世帯、今回お話したような認知症のご家族を抱えている世帯もですね、あらゆる世帯です。高齢者も含めて、あらゆる世帯がですね、やっぱりより良い生活、より良い暮らしをですね、できるような町をですね、私は目指していきたいと思っておりますので、ぜひ様々な検討のほうをよろしく願いいたします。以上、質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、1番 二 藤 部 冬 馬 君の質問を終わります。
暫時休憩いたします。3時20分再開いたします。

休憩 午後 3 時 09 分

再開 午後 3 時 20 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日の会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。
(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順次により発言を許します。

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

よろしくお願ひしたいと思います。

今回の件につきましては、最上川治水対策事業に伴います、国が計画している大橋の架け替えについて答えいただきたいと思ひます。

それで、大橋の架け替えが必要となることが説明されましたんですが、案の中で家屋移転が生じることが考えられますが、移転先について町の考えを聞きたいと思ひます。

2番目に大橋の架け替えにより人の流れや車の流れが大きく変化すると思ひますので、これに、町に対しては大きな影響が与えられると懸念されますので、その点の考え方を聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「国が計画している大橋の架け替えについて」とのご質問にお答えいたします。

はじめに、「最上川治水対策事業による大橋の架け替えに伴い、家屋移転が生じることが考えられるが、移転先について町の考えは」とのご質問ですが、小玉議員に答弁いたしましたとおり、町では宅地造成に向けた調査業務を発注しております。それだけでは移転場所としては十分ではないと思ひますので、町有地や空き地等の情報を提供しながら、地権者の意向を聞いて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願ひいたします。

次に、「大橋の架け替えにより、人や車の流れが変わり町に大きな影響を与えることが懸念されるが、町の考えは」とのご質問ですが、まだ、橋の位置が決定しておりませんので確定的なことは申し上げられませんが、大橋の架け替えによる車や人の流れは大幅には変わらないと推測しております。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

町長の話、よくわかりました。あのこの質問に対してはですね、先ほどの小玉議員に対して答弁がありましたので、大体は理解しました。ですが、私が心配しているのは、新町、二丁目、本町、四日町通りのことで、ちょっと気にしておりますので、その点を改めてお聞きしたいと思ったので、また質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それで、橋架け替えにはですね、国からの計画の最終的な案が来ていないのでということで返答はできないと思います。しかし、ここ数年の災害を見ますと、今までにあの経験のしたことのない甚大な被害が各地で発生しておりますし、この町でも例外ではなかったわけです。当町でも昨年大きな水害が発生しまして今年も内水などの被害がありました。私のあの経験なんですが、あのこの水害に対する対策のことの経験のことでちょっとお話ししますが、私があの小中学生の頃の内水の被害があったんですが、現在のようなあの特殊堤防もなく、隴気川のあそこの堤防も大分補強されましたので大変良くなったんですけども、その時ですね、床下浸水に対しての対策としては、あの2階の天井にパカーっところ扉のように開くようなことが作られてまして、そこにあの畳をあげます、最初。んであの頃はあの人口っていうか、家庭の人数も多かったのでほんなに苦勞もしなかったんですけども、それでみんなで畳をまず上げます。ほして次にあの床板を上げます。その床板というのは、今あの釘で打ちつけているのありませんので、パタパタパタとこうまとめてあの2階に上げるような形になってまして、その床板には番号がつけてありました。ですから水が引いてあの消毒が終わって乾燥した後は、番号順に床下を敷いて畳を敷いた記憶がございますし、今、私のあのお蔵の中でもこの名残があります。今はあのさっきも申したとおり、隴気川の土手も随分補強なりまして、特殊堤防もできてあの大変便利になったんですけども、やはりこの度のあの水害によりまして、またまたあの危険と心配になりました。私の家のすぐそばが最上川ですので、あれくらいの水が来ますと恐怖というよりなんつったらいいか、もう足が震えるような状態にもなりましたことを記憶しております。

それで、今回あの国交省から大石田町全体の水害対策の計画が示されたわけですけども、やはり、大石田町の水害の被害を早急に改善しなければならぬと思っております。現在、異常現象が頻繁に起きる今日この頃ですけども、先月8月始めにですね、大江町の百目木地区では2年続きであの甚大な被害が発生しております。大江町のこの水害について、早急の対策を住民の要望で先月の8月29日の報道によれば、5年後を目指し改修工事が行われようとしておりますし、これに反対する住民はいなかったような報道がありましたんですけども、この当町でも令和11年までという計画があるようなんですけども、大至急あのこういうふうな大規模なあの工事を改修してもらわなければ、町民も安心して暮らしていけないと思っております。そこで、あの当町にも最上川氾濫の水害についての国からの計画が示されまして、当町にもあの住民に説明をされていましたが、その中に当町の大橋の架け替えの説明があったのですが、この町民の反応はどうだったのか、町長は出席したのかどうかはわかりませんが、その時の危機を感じている町民はおったのかっていうか、何人ぐらい出席したのかわかれば教えてくださいと同時に、どのような反応があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

町民の説明会にはあの残念ながら出席してませんので、建設課長から答弁させます。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

第2回の8月2日の住民説明会には140名程度の住民の方がいらして説明を聞いております。その後ですが、反応としては家はかかるのかというふうな話も何件かありました。あと、いつあと3回目の住民説明あるのかというふうなことも電話で聞いて来られる方もおりました。それ以外はまだ全然反応はありません。というのは、この間の説明は大橋4箇所ですか、第4案を出しておりますので、第3回目で大体のところを示しますので、その後のほうが、第3回過ぎてからのほうが反応が来るんじゃないかなというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、わかりました。あのこの町ではですね、人口が毎年減少しておりますね。その伴いまして、財政が厳しい状態の中ですね、今、新しくあの計画されました小学校の統合などで益々財政がひっ迫するかと予想されます。その中でですね、今回の架け替えの、橋の架け替えで町内のあの移民・移築など、その土地の確保などいろいろと問題が出てくるかと思えますけども、先ほどもちよこつとあの説明があったように思うんですけども、そういった負担ですが、町の負担というのはどのくらいになるのか予想あれば教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの町で造成する場合は、それは町が持たなきゃいけませんし、あとは先ほども答弁、小玉議員にも答弁したとおり、空き地の情報などを集めながらそのへんを提供するというふうな形にしたいと、このように思っているところです。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、よろしくお願ひします。あのこの橋の架け替えについてですけども、あの国で計画してる案ではこの通り4つの案が示されているわけですけども、この案のどれがあの国から要請くるかはわからないとは思ひます。いずれにしても、あのこの橋を3通り、1と2と3の中のもどれに関しましてもあの立体交差になるか、それともあの虹の橋の通りのような橋になるか、車の流れになるかはわかりませんけれども、この4通りの中の一つに案に決まるかと思ひますが、どのようにあの決定されましても、あの本町を含めまして四日町、新町、二丁目のあの人の流れや車の流れが大幅に変わると私は推測してありますけれども、町長の答弁で人の流れは大幅には変わらないなという返事があったんですが、その点についてもう一度お聞きします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

新町からたとえばあつたまりランドに来る人、横山から大石田駅に来る人、横山から13号線、347に向かっていく人、流れは変わらないと思ひます。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

あの町長の言うことはわかるんです。その中でですね、この4つの案の中で、たとえば第2の案の場合はですね、本町通りの商店が移転を余儀なくされると推定されます。ある店主に聞きましたところ、私どもにもしあの道路が拡張なっかかるならば移転しますと。どこに移転するかと聞きましたら高台に行きますと。ここで商売する気はないのですかったら、んーというので返事はありませんでしたけども、やっぱりあのいろいろ商店主のことも考えますと、一節にはあの後継者問題で、ちえっと俺が死んだらあとは誰もする人がいないのかなあっていう考えもあったのだらうと思いますけども、そういった場合ですね、今まで大橋を通過してあの横山にはあの商店というのはほとんどないと思います。それであの高齢者、若しくは買い物をするのにこの大橋を渡って二丁目、本町、四日町に買い物に来た人が多くありました。今でもありますし、そういった方々に対してちょっと危惧してるところであります。やっぱりあの買い物しやすいところには行きますし、若い人はやっぱりあの尾花沢方面に流れていったり、村山に流れていったり、あるいは山形、仙台に流れていったりするかと思いますし、そのような事態になった時に、このさっき町長がお話したとおりわかるんですが、やっぱり高齢者に対する観点に対してはどのような対策があるのかをお聞きしたいと思えます。高齢者が今はあの歩いたり自転車に来てますけども、あの今のあの虹の大橋の下から上さ行く、こっちは車下るっていう方針になってますけども、ああいう方式の場合、ちょっとあの自転車で来るのおっかないがなと思ったので、そういった場合やっぱりあの若い人と一緒に尾花沢方面とか村山方面のほうに、人流れがしていくんじゃないかと思えますので、そう思ってお聞きしたんですが。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まだ決まってない段階で申し上げるのはちょっといけないと思えますけれども、商店街がなくなるとたとえば、という話かと思えますけれども、もちろんそこにもしかしてなくなるかもしれませんけれども、今おっしゃったように、高台に行くと、行ったら今まであった流れでなくてその高台に向かっ行くのであろうかと思えますし、そういった点では人の流れは変わるかと思えますが、どうするんだと言われましても、これは安全安心のための堤防の整備でありますので、そこも含めて、あとはまちづくり全体を考えた新しい大きな大プロジェクトとして、この事業は進めていきたいとこのように思っております。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

大変、突飛な質問して申し訳ありませんでした。あの次ですね、この第4案の場合はですね、文化的あの建造物が、言葉悪いなと思うんですが、無くなると思っております。あの昔せとやと呼んでおりました今のあの佐藤家ですね、あそこがあのやっぱり拡張なれば消滅して無くなるかと思えますけども、今は私あの佐藤家の中に入ったことはなかったですが、小学校、中学校の頃ですけども、あのトイレの消毒が月に1回だったか、2ヵ月に1ぺんだったかちょっと記憶が薄いんですが、あの各家庭に消毒する行事があったんです。その時にです、このせとやの中に入っていきますと、池が3つありまして、中にあの鯉が大きいやつが泳いでまして、ものすごくほの和風っていうか、純日本的なあの庭になっておったんです。しかもあのトイレがですね、3つありました。1つはあの下男用、2つ目が女中用といいますか、ほんで3番目が家の人が用途足すっていう、びっくりしまし

た。あの昔のお城の殿様みたいなあの感じのトイレだったんで、今でもあの記憶にございますし、そういった建造物がちょっと残念な気がしましたのと、あと向かいの榎本家ですよね。榎本家に対してはあの大きな蔵があります。あのこれは昔あの榎本家では旅館の生業をしていたようなんですけれども、その後あの両羽銀行になりまして、その後、山形銀行があそこの蔵の中に入りまして、今山銀は隣に新築しまして移りましたんで、今はあの蔵は空っぽな状態だと思いますが、あの大きな建物ですね、壊すのもちょっと解体するのももったいないような気がしますし、もしせとやの建物そしてこのお蔵も移転・移築とするととなると相当な費用かかるとは思います、こういった場合の普通の一般の家の移転・移築と違ひまして、こういった古い建物をもしかして解体しないで移転してくれなんて頼まれた場合の費用というのは、あのどのくらいの割合で負担してもらえるのでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

国交省のほうではそのへんも含めて考えながら、どの案にするかっていうのは発表すると思いますし、補償はすべてすると思えます。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

すみません、ありがとうございます。あのそれからですね、あの以前ですが、この大石田町の本町、二丁目、四日町の街並みの保存として、あの蔵の保存という運動があったのを記憶しております。今はですね、表通りの蔵は数えるほどしかなかったんですけれども、あの裏の最上川特殊堤防沿いに今でも5棟以上の蔵が残っておりますが、今はほとんど無用の長物になっております。しかもですね、あの去年と今年の大雪のために屋根は潰れてます。ひさしはおり曲がっております、あと雪のなぜ止めもひん曲がっております。んで、穴が開いているところから雨があのじょごじょ入ってるような状態です。皆さんもご存じのとおり蔵は土の塊なもんですから、雨が入ってしまうと一瞬にして溶けて崩れて倒れてしまう恐れがありますし、それと同時にですね、あの今特殊堤防に東京方面からの観光客が来ます。随分あの特殊堤防をあの散策するような旅行者が、若い者も含めまして相当数が増えておりますし、そういったあの潰れた蔵、潰れてはいないんですけどもやっぱりそういったさびれた蔵を見せるのも、ちょっと私は気が引けております。この街並みもですね、私があの大石田で生まれたわけではないんですけども、昭和20年代の頃ですとあの新町、二丁目、本町、四日町は両脇とももの凄いあの密集した建物がありましたんですが、今はご存知のとおり歯っかけのような状態で、しかも新しい建物がどんどん増えてきまして昔の街並みの景観というのはまるっきり変わりました。別にあの街並み変わるのに私は反対するつもりもありませんし、このような状態になるのはもったもだと思います。やはり住みやすいように雪の対策ちゃんとしたところ、冬になれば暖かい、夏になればエアコンつけて涼しく暮らすと、そういうような状態の家庭にはなっていると思えますけれども、町長のあのこういった町の景観が変わるといことは、町長はあの鷹巣で生まれ育ったと思えますが、やはりこういった寂れた町になったことに対してはどのように考えているか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この堤防の整備、あとは大橋の架け替えで、先ほどからお話のとおり、100年後、200年後、事業があつて安全安心な町ができて、そして人の流れあるいは道路の形も変わって、後世に本当に誇れるような大プロジェクトにしたいと思つてますし、その中には「かわまちづくり推進事業」とかいろいろな事業がありますので、街並みもこの機会に本当に考えながら将来に向けて若い人たち、あるいは本当に様々な人の意見を聞きながら、町を大きく変える好機と捉えながら、安全安心なまちづくりに奨めていければと思つております。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

ありがとうございます。やはりあの町の景観、街並みも大切だと思います。ましてやあの特殊堤防のほうの裏のほうは雑草は生えてるわ、さっき言ったとおり蔵は散々な目に遭つてますし、そういった景観については表通りも裏通りもひとつ一緒になって考えていただきたいと思つています。

なお、この大橋の架け替えによりまはは大きなあの事業でありますし、大きく変化することと思つていますので、なんとかこの住みやすい、最後になりますけども、我々もそうなんです但我々も子ども、孫、ひ孫が安心して安全で楽しく暮らせるような町にまずはしてもらいたいと思つています。

最後にお聞きしたいんですけども、この大橋の架け替えについてはプロジェクトチームっていうのはあるんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

庁舎内でまず若者を中心に夢のある話をしましょうということで、あとはこの機会ですので、ここでやっぱり国からたとえいろいろな制度に精通した人材を派遣していただきながら、このプロジェクトをしっかりと成功させていきたいと、このように思つているところです。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

あともう一つお聞きしたいんですけど、この橋の架け替えだけの費用というのは大体も金額はわからないんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

わかりません。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

大変な計算になると思うので、それ一つばかりいというのはたぶん費用はできないと思つてはおります。ですけども、相当な金額なると思つますね。あのこの大橋っていうのは完全に消滅するんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今の架け替え、もちろん架け替えです。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

あのやっぱりあの町のシンボルとしての大橋なもんですから、できれば私一人の考えですが、残ってもいいのかなと思いますけど、便利でなければ撤去もやむを得ないのかなと思いますので。

これで一応、短い時間でしたけども終わりにしたいと思いますので、議長終わります。ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、3番 熊谷富太郎君の質問を終わります。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 3 時 48 分

第12日目 令和4年9月13日(火) 本会議午前11時45分 開議

1. 議長(大山二郎君)

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 芳賀 清 君であります。出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

ここで、本日の議事日程について議会運営委員会を開催していただき、協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長 今野 雅 信 君。

1. 議会運営委員会委員長(今野雅信君)

それでは、私から議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る9月2日に開会されました、本年第3回定例会の議事運営等につきましては、皆様方のご協力をいただき日程どおり進めてきたところであり、感謝申し上げます。

さて、追加提案されます案件にかかる議事運営については、去る9月12日に議会運営委員会を開催し協議した結果、皆様お手元に配布している議事日程のとおり、本日の議事日程第4号に追加して会議を進めることに決定を見た次第であります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり会議を進めて下さるようお願い申し上げます。

令和4年9月13日 大石田町議会運営委員会委員長 今野 雅 信。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日の議事日程に日程を追加することに異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、本日の会議は議事日程第4号に日程を追加することに決定しました。本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案の審議を行います。

日程第1. 認定第1号から日程第7. 認定第7号まで、以上7件を一括して議題といたします。決算特別委員会の審査結果について報告を求めます。

決算特別委員会委員長 熊谷 富 太 郎 君。

1. 決算特別委員会委員長(熊谷富太郎君)

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記 事件の番号 件名

認定第1号 令和3年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和3年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度大石田町次子簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度大石田町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

審査の結果

令和4年第3回定例会本会議から付託された、認定第1号から認定第7号までの7議案について、去る9月8日、9日、12日及び本日に課別審査並びに総括審査を行い、関係する職員の出席を求め詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

審査結果は、認定第1号から認定第7号までの各会計決算については、いずれも原案のとおり

認定すべきものと決定いたしました。

令和4年9月13日 大石田町議会議長 大山二郎 殿。

大石田町議会決算特別委員会委員長 熊谷富太郎。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、決算特別委員会委員長より報告がありましたが、これにご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。ただちに採決に入ります。

これより、認定第1号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第1号「令和3年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第2号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第2号「令和3年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第3号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第3号「令和3年度大石田町次年少子簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第4号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第4号「令和3年度大石田町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第5号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第5号「令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第6号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第6号「令和3年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第7号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ

押しください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第7号「令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、追加議事日程の1. によって進めてまいります。議案の上程であります。

日程第1. 議案第48号を議題として上程します。

日程第2. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

会議の冒頭に議会運営委員長から報告がなされましたとおり、追加議案の審議をお願いいたします。

議案第48号「町道南通線無散水消雪道路改良工事請負契約の締結について」であります。入札の結果、落札者が決定したので、地方自治法等の規定により提案するものであります。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

私から補足説明をさせていただきます。追加提出議案目録をご覧ください。

追加議案はここに記載されております1件でございます。表紙をめくっていただきます。

議案第48号 町道南通線無散水消雪道路改良工事請負契約の締結について。

町は、次により町道南通線無散水消雪道路改良工事の請負契約を締結するものとする。

1. 契約の目的 町道南通線無散水消雪道路改良工事
2. 契約の方法 総合評価落札方式による条件付き一般競争入札
3. 契約金額 52,800,000円
4. 契約の相手方 山形県北村山郡大石田町大字鷹巣字南原48番地10
株式会社 佐々木建設
代表取締役 佐々木 恵一

であります。

9月5日に入札を執行した結果、落札者が決定いたしましたので請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項 第5号に基づく、大石田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものでございます。

以上、議案1件の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

ただちに、議案の審議を行います。

日程第3. 議案第48号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第48号は原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押しください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第48号「町道南通線無散水消雪道路改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和4年第3回大石田町議会定例会の全日程を終了しました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

第3回町議会の会期末にあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、長い期間でありましたが、提案いたしましたすべての案件について慎重審議のうえ、原案どおりご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

8月下旬をピークに減少傾向にある全国における新型コロナウイルスの新規感染者数ですが、依然として10万人前後で推移しております。県内や町内の状況も同様であり、新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準となっておりますので、今月末から予定しているオミクロン株に対応したワクチン接種については、町医師会からの協力をいただきながら着実に進めてまいります。

違約金請求事件の判決に対する対応につきましては、小玉議員の一般質問に対する答弁のとおり、民事訴訟法で定められている上告理由を満たさないこと、また、相応の訴訟費用も必要になってくることから、最高裁判所への上告は行わない考えであります。

今後、判決が確定しましたら、本事件の詳細を広報紙やホームページで町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

9月中旬に入り、町内の水田では稲の刈取り作業が始まっております。刈り遅れによる品質低下とならないよう、関係機関と連携を図り万全を期してまいります。

令和4年度の後半に向けて、事業の進捗状況の把握と課題の整理、解決に向けて全力を傾注してまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和4年第3回大石田町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午後 12 時 04 分